



JICA

REPORT 2024

統合報告書

Who We Are

独立行政法人国際協力機構（JICA）※1は、
日本の政府開発援助（ODA）を一元的に行う実施機関として、
開発途上国への国際協力を行っています。

Mission

JICAは、開発協力大綱の下、
人間の安全保障※2と質の高い成長を実現します。

Vision

信頼で世界をつなぐ

Leading the world with trust

JICAは、人々が明るい未来を信じ多様な可能性を追求できる、
自由で平和かつ豊かな世界を希求し、パートナーと手を携えて、
信頼で世界をつなぎます。

Action

- 1 使命感** 誇りと情熱をもって、使命を達成します。
- 2 現場** 現場に飛び込み、人びとと共に働きます。
- 3 大局観** 幅広い長期的な視野から戦略的に構想し行動します。
- 4 共創** 様々な知と資源を結集します。
- 5 革新** 革新的に考え、前例のないインパクトをもたらします。

※1 JICA / ジャイカは Japan International Cooperation Agency の略称です。

※2 人間一人一人に着目し、生存・生活・尊厳に対する広範かつ深刻な脅威から人々を守り、それぞれの持つ豊かな可能性を実現するために、保護と能力強化を通じて持続可能な個人の自立と社会づくりを促す考え方のことです。

C o n t e n t s

- 002 ODA70年の歩み
- 006 理事長メッセージ
- 010 JICA at a Glance
- 012 2023年度の事業実績

CHAPTER | 1

事業と戦略

- 016 ODAとJICA
- 018 JICAの協力メニュー
- 019 協力の流れ
- 020 第5期中期計画
- 022 SDGsへの取り組み
- 024 事業展開の方向性
- 026 In Focus
- 030 JICAグローバル・アジェンダ

CHAPTER | 2

サステナビリティ

- 038 JICAのサステナビリティ方針
- 039 Environment 環境
- 046 Social 社会
- 050 Governance ガバナンス

CHAPTER | 3

2023年度の概況

- 054 地域別概況
- 069 多様な事業とパートナーシップ

CHAPTER | 4

質の高い事業を支える取り組み

- 090 事業の透明性
- 092 人財戦略
- 096 デジタルトランスフォーメーション (DX)
- 098 安全対策
- 099 コーポレートガバナンス

- 103 組織データ

別冊 (資料編)

編集方針

JICAでは、2021年度より毎年サステナビリティ・レポートを公表し、関連する情報開示を進めてきました。2024年度からは、これまで個別に発行していた「年次報告書」と「サステナビリティ・レポート」を統合し「JICA REPORT 2024 統合報告書」として公表することで、JICAの組織・事業両面での取り組みにサステナビリティ推進の観点を加え、より包括的な報告としています。今後も、情報の質の向上および情報開示を推進していきます。

ODA 70年の歩み

2024年は、日本がコロンボ・プランと呼ばれる国際機関に加盟し、政府開発援助(ODA)を開始してから70年の節目にあたります。戦後賠償として始まった日本のODAは、時代や国際社会の変化とともに少しずつその役割を変えてきました。これまでODAが果たしてきた役割を世界の動きと併せて振り返ります。



1950年

開発途上国援助のための国際機関「コロンボ・プラン」発足

1952年

日本は世界銀行から戦後復興に必要な資金の借入れを開始

1956年

日本は80番目の加盟国として国際連合に加盟し、国際社会に復帰

1961年

国際経済を協議する経済協力開発機構(OECD)が設立される

1964年

日本が原加盟国以外かつ非欧米諸国として初めてOECDに加盟

1950

01

02

1960

03

04

05

06

1970

01

1954年

**「コロンボ・プラン」に加盟し
日本がODAを開始**

日本は、戦後国際社会の枠組みに復帰し、1954年10月6日に「コロンボ・プラン」に加盟したことから日本の政府開発援助(ODA)が始まりました。コロンボ・プランとは、1950年に提唱された、アジア太平洋地域の国々の経済や社会の発展を支援する協力機構のことで、第二次世界大戦後に最も早く組織された、開発途上国援助のための国際機関です。日本もその正式加盟国の一員として、1954年に研修員の受け入れや専門家の派遣などの技術協力を開始しています。

02

1958年

**初めての政府資金協力
(円借款)を実施**

戦後処理として賠償の形で始まった日本政府の資金協力が円借款が加わり、最初の供与先としてインドに電力設備や船舶などを対象とした円借款を供与しました。

04

1962年

**技術協力を実施する
「海外技術協力事業団」が設立**

開発途上国の経済的社会的発展に貢献するため、研修生の受け入れや専門家を派遣するための実施機関として海外技術協力事業団(OTCA)が設立されました。

03

1961年

**有償資金協力の実施機関
「OECF」が設立される**

開発途上地域への海外経済協力を促進するため、1961年3月、有償資金協力(円借款および海外投融資)の実施機関として海外経済協力基金(OECF)が設立されました。

05

1963年

**海外移住事業団が設立され
中南米などへの移住者を支援**

戦後の日本の政策による主に中南米への移住者に対して、移住先国での定着と生活の安定を図るための支援を行うことを目的とし、海外移住事業団が設立されました。



1973年

第一次石油危機が発生、
日本は早期に危機を脱し
ODAを量的拡大



1989年

東西冷戦が終結し新たな世界秩序へ、
気候変動や紛争などが課題に

日本のODAが初めて米国を抜いて
世界第1位に



1990年

イラクのクウェート侵攻が
湾岸戦争に発展

世界銀行からの借入金を完済

1976年

サンフランシスコ平和条約
などに基づく日本の
戦後賠償支払い完了

1978年

ODAを3年間で倍増する
第一次中期目標が
発表される

1992年

日本の国際協力の方針を示す
「ODA大綱」が制定される

1980

1990

07

08

09

06

1965年

初の日本青年海外協力隊を
ラオスなどに派遣

海外技術協力事業団に日本青年海外
協力隊事務局が設立され、日本青年
海外協力隊の派遣業務が開始されま
した。1965年にはラオス、カンボジア、
マレーシア、フィリピンへ計40人の隊
員が派遣されました。



フィリピンに出発する12人の青年海外協力隊員1期生

07

1974年

国際協力事業団が設立され
日本の国際協力が拡大

国際協力事業団 (JICA) は、日本の国
際協力の中でも特に関連する業務を
一元的に実施するため、海外技術協
力事業団および海外移住事業団を統
合し、さらに財団法人海外貿易開発
協会の一部を加えて、1974年8月に
設立されました。JICAは2003年10
月には特殊法人から独立行政法人国
際協力機構 (JICA) に移行し、緒方貞
子氏を理事長に迎え「人間の安全保
障」「現場主義」「効果・効率と迅速性」
を三本柱に組織・事業改革に取り組み
ました。

08

1979年

カンボジア内戦を機に
国際緊急援助隊が発足

1978年にカンボジア内戦の際に日本
から医療チームを派遣したことが始ま
りとなり、1987年に「国際緊急援助隊
の派遣に関する法律」が公布・施行さ
れました。

09

1992年

日本の国際協力の方針を示す
「ODA大綱」を制定

1989年に日本のODA実績は米国を
抜き世界第1位となりました。こうしたな
かで日本の方針を世界に示するため、
1992年にODA大綱が制定されました。

ODA70年の歩み



1995年
阪神・淡路大震災が発生、
日本の防災の知見を世界へ



1997年
アジア通貨危機が発生、
東南アジア諸国へ
300億ドルを資金支援



2000年
「ミレニアム開発目標
(MDGs)」が策定される



2001年
アメリカ同時多発テロ、
アフガニスタン・イラクへの
復興支援強化

2003年
「ODA大綱」改定、
人間の安全保障や
平和構築がキーワードに

2004年
インドネシア・スマトラ島沖
大規模地震および
インド洋津波が発生

2000

10

11

12

13

10

1999年

**国際協力銀行の誕生により
日本の海外経済協力を一元化**

1999年10月に海外経済協力基金
(OECF)と日本輸出入銀行(JEXIM)
が統合され、国際協力銀行(JBIC)が
誕生しました。

11

1999年

**97年のアジア通貨危機で
150億ドルの資金を支援**

日本は国際通貨基金(IMF)を中心と
する国際的支援の中で最大の二国間
支援を実施。国際協力銀行(JBIC)は
150億ドルの資金支援を行いました。

12

2004年

**スマトラ沖大地震・インド洋
津波でJDRを派遣**

スリランカ、モルディブ、インドネシ
ア、タイの4カ国に救助、医療、専門
家、自衛隊部隊の国際緊急援助隊
(JDR)を派遣。JICAとJBICは協働
して緊急対応から復旧復興支援まで
切れ目のない支援を行いました。



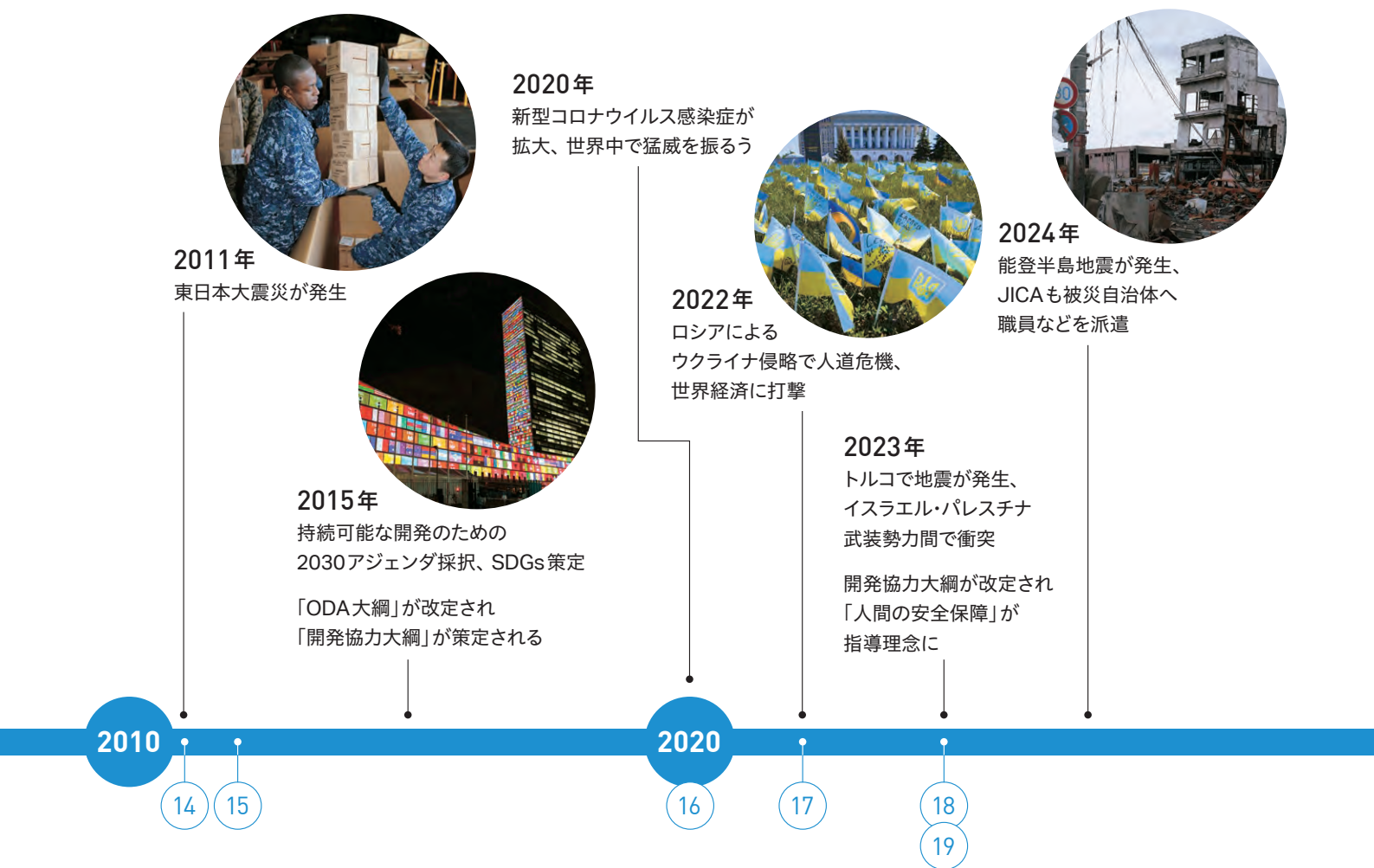
スマトラ沖地震発生時のタイでの捜索・救助活動

13

2008年

**日本のODAを一元的に
実施する新JICAが発足**

2008年10月、新JICAは、国際協力
銀行(JBIC)の海外経済協力業務(旧
OECF業務)と外務省から無償資金
協力業務の一部を承継し、ODAの3
つの手法である「技術協力」「有償資
金協力」「無償資金協力」を一元的に
実施する総合的な実施機関として発
足しました。新JICAは、その発足に
あたって「すべての人が恩恵を受け
る、ダイナミックな開発(Inclusive
and Dynamic Development)」を新
しいビジョンとして掲げました。



14

2011年

東日本大震災が発生し、世界から日本に多くの支援が届く

約260の国・地域から支援物資や義援金などが届けられました。JICAは被災者支援のボランティア活動やNGO活動への協力などを行いました。

16

2020年

新型コロナウイルス感染症への対応を強化

新型コロナウイルス感染症などへの対応を強化し、人々の生活の基盤となる健康を守る体制づくりを推進するため、JICAは2020年「JICA世界保健医療イニシアティブ」を始動しました。

18

2023年

トルコの地震やパレスチナ・ガザの人道危機に対応

トルコの地震では発生直後の国際緊急援助隊の派遣、また、復旧・復興支援などを実施。パレスチナ・ガザの人道支援も行っています。

15

2012年

海外投融資を再開し民間企業との連携を促進

海外投融資再開後初のインフラ事業案件としてベトナム向け融資契約を締結。2014年には中小企業の海外展開を支援するなど、民間企業との連携を拡大しました。

17

2022年

ロシアによるウクライナ侵略、JICAは復旧・復興支援を強化

ウクライナへの支援として財政支援のほか、発電機や復旧・復興のための建設機械の供与、地雷や不発弾の除去にかかる協力などを行っています。

19

2023年

「JICAサステナビリティ方針」公表

サステナビリティ推進に関する中長期的な目標と取り組みの方向性を示す方針を公表しました。

Message

70年の協力で築いた信頼をもとに 共創を通じて「人間の安全保障」の実現に取り組みます

2024年は、日本が1954年にコロンボ・プランに加盟し政府開発援助（ODA）を開始してから70年となる節目の年です。世界では、ロシアのウクライナ侵略やイスラエルとハマスの武力衝突など、世界の平和は脅かされ、自由で開かれた国際秩序は大きな脅威にさらされています。気候変動の影響は年々深刻さを増し、感染症の脅威、債務問題といった課題も加わり、日本を含む世界は、これらが複雑に絡み合う危機に直面しています。その結果、2030年を期限とする持続可能な開発目標（SDGs）の達成も危ぶまれています。

2023年6月に改定されたODAの指針である開発協力大綱は、引き続きわが国のあらゆる開発協力に通底する指導理念として人間の安全保障を掲げました。人間の安全保障とは、すべての人々が恐怖と欠乏から免れ、尊厳を持って生きる権利が保障される社会づくりを進めるという考え方です。人間の安全保障への脅威と

なっている各種の危機を克服するためには、多くの国や組織がそれぞれの強みを持ち寄り、新しい解決策や価値を共創しながら、連帯して取り組む必要があります。こうした取り組みが国際秩序の維持のための連帯感を醸成し、最終的に平和で繁栄した世界につながると考えています。

このような認識の下、JICAは、人間の安全保障の理念に基づき、開発途上国の社会課題を解決し、質の高い成長を通じた持続可能な世界の実現を後押しすべく、共に考えながら日本の強みを生かした協力を続けていきます。2023年度は、国内外の情勢変化を踏まえ、特にウクライナの復旧・復興支援、民間企業との連携による気候変動対策、国内でも開発途上国と日本の地方自治体などとの結びつきを強化する事業や共生社会の実現に積極的に取り組みました。加えて、インドなどにおけるコロナ禍後のインフラ事業の順調な進捗もあり、

国際協力70周年を迎えて

日本の国際協力は、これまでの70年にわたり、世界各国の発展に貢献してきました。人と人とのつながりを重視した協力の長年の積み重ねは、世界の人々の日本に対する信頼の向上につながっています。

私は10年前の60周年に際し、日本の国際協力の歴史を3つの時期に区分することを試みました。具体的には、戦後賠償から援助に至り、国際社会への復帰を遂げた1950年代半ばから70年代半ばの第1期、経済大

国となり国際協力を拡充させ、また相手国との信頼関係の構築を重視して協力を展開した1970年代半ばから90年代半ばの第2期、そして冷戦の終結とグローバル化のなか、より包括的で日本の経験を踏まえた日本独自の手法や経験、例えば母子手帳などを通じた協力を展開した1990年代以降の第3期です。こうしたなかで形成された日本の国際協力の特徴として、「自助努力の尊重」「人と人とのつながりの重視」「経済成長を通じた貧困削減」の3点を挙げました。

それから10年、日本の国際協力は質的に大きな成長

支出額ベースで史上最大の協力実績となりました。

またJICAは、開発途上国のSDGs達成に協力する組織としてサステナビリティを推進する役割も極めて大きいと考え、2023年11月に「JICAサステナビリティ方針」を策定しました。JICA自身の組織運営も見直し、サステナビリティ経営を推進していきます。

今後も、さまざまなパートナーとの共創を進め、日本の強みを生かした魅力的な協力パッケージを積極的に提案していく所存です。また関係者の安全対策を徹底してまいります。こうした取り組みを通じ、人間の安全保障の実現、自由で開かれた国際秩序の維持、世界の日本に対する信頼の向上に貢献していきます。

2024年12月
独立行政法人国際協力機構 (JICA)
理事長 田中明彦



を遂げました。「国づくりは人づくり」の考え方にに基づき、人と人とのつながりを重視する日本の国際協力の特徴は継続され、海外協力隊事業から質の高いインフラ整備や民間投資の促進まで、実に多様な協力を通じて、世界の国々と日本をつなぐ信頼を築いてきました。

こうした日本の国際協力の代表例を挙げれば、1960年代に始まったインドネシアのブランタス川流域開発事業では、地元エンジニアの人材育成とインフラ整備を進め、ダム建設や灌漑設備の整備、水力発電による電力供給を通じてインドネシア第2の都市であるスラバヤの

地域発展が実現しました。また、1970年代前半から約20年にわたり、ブラジルの「セラード」と呼ばれる熱帯サバンナ地帯で、ブラジル政府、民間企業、研究機関と連携しながら農業開発を進めた結果、ブラジルは世界有数の大豆生産国となりました。

フィリピンでは、武力紛争が続いていた南部のミンダナオ地域で1990年代から協力を展開し、平和の実現を支えてきました。和平交渉が行き詰まって戦闘が激化し、各国が支援の規模を縮小した際にもJICAは協力を継続し、2014年には包括和平合意が締結されています。現在も、

ガバナンス支援、生計向上やコミュニティ開発、インフラ整備、地場産業振興といった協力を通じて、ミンダナオでの紛争再発予防と平和構築の実現、さらなる社会経済の発展に貢献しています。

また、急速な経済発展が進むインドでは、円借款を活用して都市鉄道のデリーメトロが建設されました。この事業を通して、土木工事の経験は豊富でも意識が低かった安全管理や工期遵守が工事関係者に徹底されたほか、女性専用車両を導入したことで女性が安心して通勤できるようになりました。さらに、これまで乗車時に「整列する」という習慣が浸透していなかった乗客にも、ホームに引かれた停止線や駅員の指示に従って整列乗車を行うことが定着しました。考え方から運営の仕方まで、日本とインドの関係者の「共創」によって人々の行動や価値観が変わるなど、社会に変革をもたらしました。

開発協力大綱の改定を受けて

世界は今、かつてない複合的危機に直面しています。複合的危機は、特に開発途上国の脆弱な人々に深刻な影響を与え、「人間の安全保障」を脅かしています。気候変動や感染症などの地球規模の課題は日本にも影響を及ぼしていますが、一つの国だけで解決できるものではなく、国際社会が協調して取り組む必要があります。

2023年6月に改定された開発協力大綱では、日本のあらゆる開発協力に通底する指導理念に「人間の安全保障」を位置付けました。JICAは、脆弱な立場に置かれた人々を含め、各国・地域における脆弱性やリスクを把握し、保護と能力強化（エンパワメント）を組み合わせる人間の安全保障を実現する協力を推進していきます。

新しい大綱はさらに、さまざまなパートナーと新しい解決策を共に創る「共創」という国際協力の在り方を掲げています。「共創」は、開発途上国の人々の声をよく聞き、新たな人のつながりをつくるという点で「自助努力の

尊重」「人と人とのつながりの重視」という日本の国際協力の良き伝統の延長線上にあると考えます。開発途上国政府に加えてNGO、民間企業、研究機関、自治体など、さまざまなアクターと手を携え、互いの強みを持ち寄ることで、複合的な諸課題に対応していきます。

このための具体的な戦略として、JICAは20の課題別事業戦略「JICAグローバル・アジェンダ」を策定し、国内外の幅広いパートナーとの共創による社会課題解決を推進しています。JICAグローバル・アジェンダは、人間の安全保障の理念に沿ってSDGsを達成するための共創の基盤となり、各国・地域での効果的な協力につながっています。

開発協力大綱のもう一つの重要な視点は、「共創と連帯に基づき生み出した新たな解決策や社会的価値を日本にも環流させることを目指す」ことです。これは、国際社会や開発途上国の課題解決に加えて、日本と世界に共通する課題を解決する取り組みを循環させ、新しい価値をつくるものです。

現在、日本は災害対策や高齢化社会への対応などの社会課題に直面しています。例えばこうした課題に対して、災害時の迅速な対応や感染症予防策、地域コミュニティの能力強化といった点で、海外での成功事例から新たな解決策を見いだすことができるでしょう。また、海外協力隊が現地のコミュニティで得た視点や経験を生かし、帰国後に、公的支援が限られる在留外国人の配偶者や子どもへの日本語学習を支援したり、地域住民と在留外国人の交流の場を創り多文化共生を促進したりするなどの取り組みを行っています。2024年1月に発生した能登半島地震後には、協力隊経験者がボランティアとして被災地に入り、避難所の運営支援や在住外国人の支援などに取り組みしました。

こうした日本への社会還元の機会を通じて、日本の地域社会の活性化に貢献を図っていきます。これにより、日本および開発途上国の相互の発展を図り、真の意味



での持続可能な社会を築いていきたいと考えています。

サステナビリティ推進を加速化するために

JICAは、経済・社会・環境の三側面が調和し、将来世代に負担を残さない「持続可能な世界の実現」を目指すための具体的な指針として、2023年10月に「JICAサステナビリティ方針」を公表しました。これはJICAが開発途上国のSDGs達成に協力する組織として信頼を得ていくためには、まず自らが率先してサステナビリティを推進し、SDGsの達成に取り組むことが極めて重要であるという考え方に基づくものです。JICA自身がSDGsをどれくらい達成できているか、目指す方向に反することをしていないかを確認し、その情報

を分かりやすく開示します。それらに不十分なところがあれば積極的に自らを改善し、より一層健全な組織を創っていきます。

今年度は、従来の年次報告書とサステナビリティ・レポートを一体化し、JICAの組織運営に関する取り組みに加えて、事業の情報に環境、社会、ガバナンスというサステナビリティ推進の観点を盛り込むことで、より包括的な内容としています。

幅広いパートナーの皆さまに、これまで以上にJICAの今の姿とこれからの方向性をお伝えし、対話を重ねていきたいと考えています。そして、共に創るアプローチを通じて、開発途上国そして日本が抱えるさまざまな課題に対する効果的な対応策を生みだし、これまで以上にサステナブルな組織運営と事業に取り組んでいきます。

JICA at a Glance

事業実績 (2023年度)

[地域別事業規模]

中東・欧州

協力実施国・地域

24 カ国・地域

事業規模

4,866 億円

東・中央アジアおよびコーカサス

協力実施国

9 カ国

事業規模

578 億円

東南アジア・大洋州

協力実施国

23 カ国

事業規模

5,154 億円

アフリカ

協力実施国

48 カ国

事業規模

1,089 億円

南アジア

協力実施国

8 カ国

事業規模

1兆2,002 億円

中南米・カリブ

協力実施国

31 カ国

事業規模

748 億円

(注1) JICAの事業規模とは、2023年度における技術協力(研修員+専門家+調査団+機材供与+青年海外協力隊/海外協力隊+その他海外協力隊+その他経費)、有償資金協力(承諾額)、無償資金協力(新規G/A締結額)の総額。

(注2) 複数国・地域にまたがるもの、および国際機関に対する協力実績を除く。

[スキーム別事業規模]



技術協力※¹

1,891 億円



有償資金協力※²

2兆4,643 億円



無償資金協力※³

1,553 億円

[人と人とのつながりの構築]



受け入れ

研修員・留学生
(累計約70万人)

1万3,083 人

(新規・継続)



派遣

専門家・JICA海外協力隊
(累計約27万人)

8,731 人

(新規・継続)

※¹ 有償資金協力勘定予算による技術支援などを含み、管理費を除く技術協力経費実績。

※² 円借款、海外投融資(貸付・出資)の承諾額

※³ 贈与契約(G/A)が締結された案件の供与限度額。

組織概要

(2024年3月31日現在)



[海外拠点]

97 力所



[国内拠点]

15 力所



[職員数]

1,979 人



[協力対象]

145 力国・地域

組織の沿革

1974年8月



2003年10月



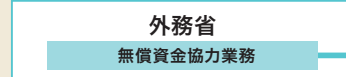
2008年10月



1961年3月



1999年10月



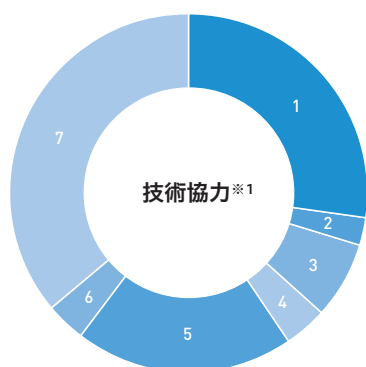
2023年度の事業実績

地域別の実績

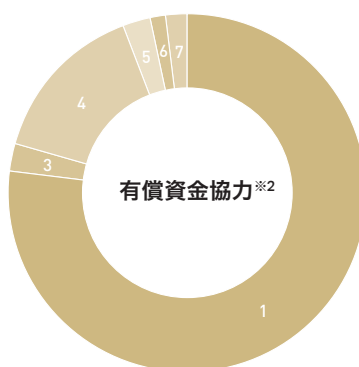
技術協力については、アジア27.3%、アフリカ19.9%、北米・中南米6.9%の順で割合が多くなっています。また、新規承諾分に関する有償資金協力の地域別実績はアジア77.0%、中東14.7%、アフリカ2.5%の順と、2022年度から変わらず、アジアの比率が高くなってい

ます。無償資金協力では、ウクライナ支援の急増により、欧州44.4%（すべてウクライナ）、アジア23.0%、アフリカ22.5%となっています。なお、「その他」には、国際機関や国・地域をまたぐもの（全世界）などが含まれています。

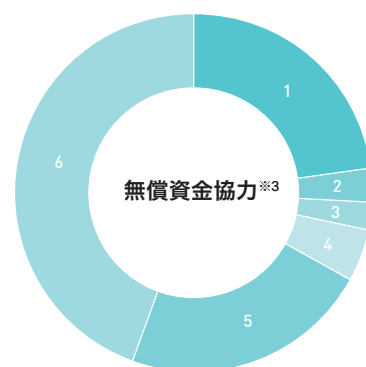
[地域別の実績構成比(2023年度)]



1 アジア	27.3%	516 億円
2 大洋州	2.6%	49 億円
3 北米・中南米	6.9%	130 億円
4 中 東	3.8%	72 億円
5 アフリカ	19.9%	377 億円
6 欧 州	3.4%	65 億円
7 その他	36.1%	682 億円



1 アジア	77.0%	18,986 億円
2 大洋州	0%	0 億円
3 北米・中南米	2.4%	598 億円
4 中 東	14.7%	3,634 億円
5 アフリカ	2.5%	619 億円
6 欧 州	1.5%	365 億円
7 その他	1.8%	441 億円

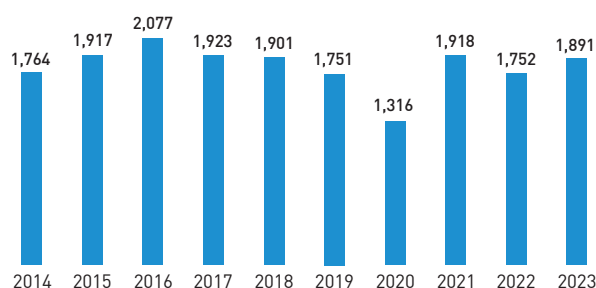


1 アジア	23.0%	357 億円
2 大洋州	3.1%	48 億円
3 北米・中南米	2.3%	36 億円
4 中 東	4.8%	74 億円
5 アフリカ	22.5%	350 億円
6 欧 州	44.4%	689 億円
7 その他	0%	0 億円

過去10年間の推移

右のグラフは、10年間の技術協力、有償資金協力、無償資金協力の各事業規模の推移を示しています。技術協力は、2023年度は1,891億円と前年度に比べ7.9%増、有償資金協力は、2023年度は2兆4,643億円と前年度とほぼ横ばい、無償資金協力は、2023年度は総額1,553億円と、前年度に比べ30.3%の大幅増となっています。

技術協力経費の推移※1 (単位: 億円/年度)

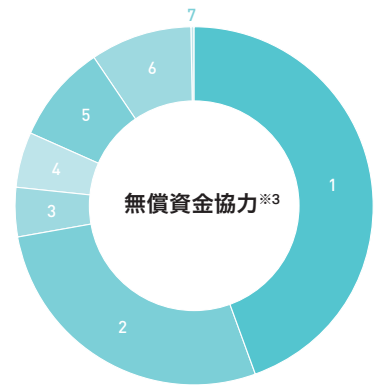
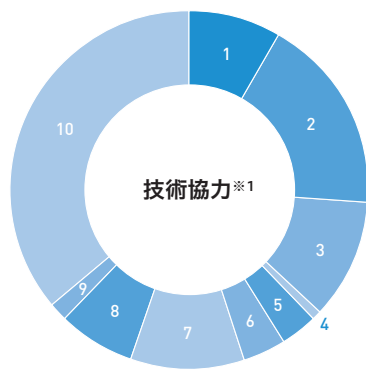


分野別の実績

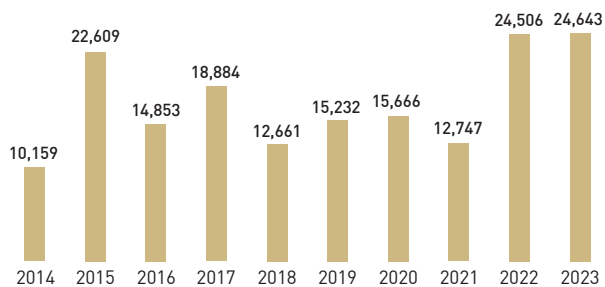
技術協力について、その実績を分野別に見ると、公共・公益事業 17.9%、農林水産 10.7%、人的資源 10.4% の順となっています。有償資金協力については、運輸分野への協力実績が 50.0%、次いで鉱工業 9.4%、プログラ

ム型借款 9.1% の順で割合が高くなっています。無償資金協力については、計画・行政 44.6%、公共・公益事業が 27.6%、次いで、保健・医療 9.0% となっています。

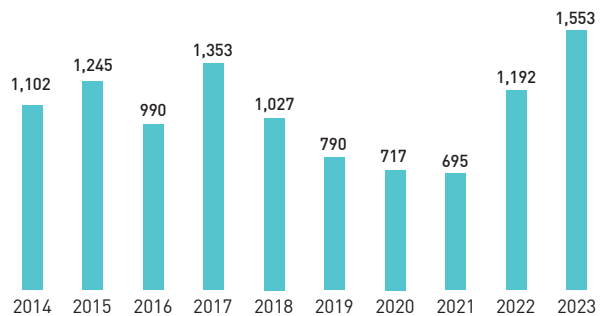
[分野別の実績構成比(2023年度)]



有償資金協力承諾額の推移※2 (単位:億円/年度)



無償資金協力の事業規模の推移※3 (単位:億円/年度)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。

※1 有償資金協力勘定予算による技術支援などを含み、管理費を除く技術協力経費実績。※2 円借款、海外投融資(貸付・出資)の承諾額。※3 贈与契約(G/A)が締結された案件の供与限度額。

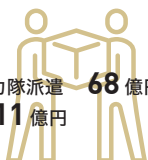
全体実績



技術協力※1

1,891 億円

研修員受入	207 億円
専門家派遣	604 億円
調査団派遣	270 億円
機材供与	36 億円
青年海外協力隊／海外協力隊派遣	68 億円
その他海外協力隊派遣	11 億円
その他	695 億円



有償資金協力※2

2兆4,643 億円 (56件)

円借款 2兆1,258 億円 (43件)
海外投融资 3,385 億円 (13件)



無償資金協力※3

1,553 億円 (76件)



技術協力 形態別の人数実績(新規／累計)

	新規	累計	
研修員受入	12,195 人	699,211 人	(1954～2023年度)
専門家派遣	7,702 人	215,340 人	(1955～2023年度)
調査団派遣	3,548 人	312,861 人	(1957～2023年度)
青年海外協力隊／海外協力隊派遣	909 人	47,944 人	(1965～2023年度)
その他海外協力隊派遣	120 人	8,206 人	(1999～2023年度)※4

(注) 移住者送出は1995年度で終了。1952～1995年度の累計は、73,437人です。

(注) 各事業額は小数第1位四捨五入のため、合計値と合わないことがあります。

※1 有償資金協力勘定予算による技術支援などを含み、管理費を除く技術協力経費実績。

※2 円借款、海外投融资(貸付・出資)の承諾額。()内は案件数。

※3 贈与契約(G/A)が締結された案件の供与限度額。()内は案件数。

※4 内訳はシニア海外協力隊、日系社会シニア海外協力隊、国連ボランティア、日系社会青年海外協力隊。これらは1998年までは他の形態の実績として集計。

CHAPTER

1

事業と戦略

ODAとJICA 016

JICAの協力メニュー 018

協力の流れ 019

第5期中期計画(2022～2026年度) 020

SDGsへの取り組み 022

事業展開の方向性 024

In Focus 026

JICAグローバル・アジェンダ 030

ODAとJICA

日本が国際協力に取り組む意義

現在、国際社会は歴史的な転換期にあります。世界の地政学的競争が激化し、また、武力の行使による一方的な現状変更の試みなど、国際社会の安定と繁栄を支えてきた法の支配に基づく国際秩序や多国間主義は重大な挑戦にさらされ、国際社会の分断のリスクは深刻化しています。また気候変動はより具体的な問題として認識され、加えて、世界中で感染症、食料・エネルギー価格の高騰、経済成長の減速と国内外の経済格差などの危機が複合的に発生しています。2023年6月に改定された開発協力大綱で示されているとおり、持続可能な開発目標（SDGs）や気候変動に関するパリ協定など国際的な目標の達成が危ぶまれる今こそ、日本は、平和国家、責任ある主要国として、「人間の安全保障※」の理念に基づき、国際協力をけん引することが求められています。

日本は、1954年にコロンボ・プランに加盟して以降、70年にわたり、国際社会の平和と繁栄や地球規模課題の解決のために国際協力に取り組んできました。日本自身が戦後の復興期には国際社会の支援を受け、復興

と経済成長を果たしてきた経験もあり、その過程で得た知見も生かした特徴的な国際協力を実現してきました。こうした日本の着実な取り組みによって多くの国々との信頼と絆が深まりました。2011年の東日本大震災に際しては、約210の国・地域や国際機関などからの支援が届けられました。2024年1月の能登半島地震の後にも、約220の国・地域や国際機関などからお見舞いメッセージなどが寄せられています。

今日の複合的危機の時代に日本のみでさまざまな課題を解決することは難しく、国際社会と共に協力し、開発途上国の開発課題や複雑化・深刻化する地球規模課題に共に対処していくことは、主要国家としての責務でもあります。さらに、国際協力が目的を果たす上でいかなる効果を上げたかという点も意識し、世界と日本にとって望ましい国際環境を創出していくために、国際協力を一層戦略的、効果的かつ持続的に実施していくことが求められています。

※ 人間の安全保障とは、すべての人々が恐怖と欠乏から免れ、尊厳を持って生きる権利が保障される社会づくりを進めるという考え方です。

脆弱・紛争影響地域に住む人々の数

(2023年／世界銀行推計)



約 **10** 億人

ASEAN諸国で

日本は「信頼できる」と評価した人の割合

(2023年度／外務省「令和5年度海外対日世論調査」)



91 %

日本のODAの中核を担う JICA

開発途上国の社会・経済の開発および復興・安定に寄与するため、政府をはじめ国際機関、NGO、民間企業などさまざまな組織や団体が国際協力を行っています。これらの国際協力のうち、政府または政府実施機関が開発途上国に行う資金や技術の協力を政府開発援助（ODA）といいます。

日本政府のODAの基本方針を示すのが「開発協力大綱」です。2023年6月に改定された開発協力大綱は、「人間の安全保障」をわが国のあらゆる開発協力に通底する指導理念に位置付け、「開発途上国との対話と協働を通じた社会的価値の共創」を継承しつつ、「共創を実現するための連帯」も強調しています。開発途上国を「対等なパートナー」と捉え、共助と共創で新たな価値をつくることで、日本と開発途上国が双方向で社会課題の解決策や社会的価値を環流する協力関係を築くことが求められています。

JICAは、日本の二国間ODAの中核を担う実施機関であり「人間の安全保障」の実現に向け、人々の命、生活、尊厳を守り、格差が緩和された誰も取り残さない

世界を目指し、包摂性、強靱性、持続可能性を伴う経済社会づくりを目指し事業を推進しています。開発途上国が抱える課題の解決に貢献するため、二国間ODAの主たる手法である「技術協力」「有償資金協力」「無償資金協力」※1に加え、「市民参加協力」「国際緊急援助」「研究活動」「民間連携」などのさまざまな協力メニューを活用し、世界各地の96カ所に設置する海外拠点※2を窓口により約140の国・地域で事業を展開しています。

また、開発途上国と日本の地域の結節点として、各地域に15カ所の国内拠点※2を設置しています。日本国内各地域の特性や強みを生かして国際協力を推進するとともに、開発途上国から得られた知見や経験を日本の地域の発展にも繋げる取り組みのほか、日本で生活する外国人との多文化共生に向けた取り組みを進めています。

開発途上国との対話や協働の場において、日本の民間企業や市民社会、地方自治体、大学・研究機関などのさまざまなアクターと連携し、互いの強みを生かして開発効果を最大化し、開発途上国の課題解決と同時に、国内の課題解決や経済成長にも繋げていきます。



※1 外交政策の遂行上の必要から外務省が実施するものを除く

※2 2024年7月1日現在

JICAの協力メニュー

JICAには、技術協力、有償資金協力、無償資金協力※をはじめとするさまざまな協力メニューがあります。
日本政府が策定する国別開発協力方針の下、相手国

政府との対話と要請を踏まえ、これら協力メニューを有機的に活用することで、効果的・効率的で相手国に寄り添った協力を実施しています。

技術協力

人を通じた協力

日本の技術・知識・経験を生かし、開発途上国の社会・経済開発の担い手となる人材の育成や組織能力の強化、制度づくりに協力します。専門家の派遣や機材供与、日本での研修などを行い、開発途上国自らの問題解決能力の向上を図るものです。

有償資金協力

開発途上国の国づくりに必要な資金を長期返済・低金利で貸し付け

円借款

緩やかな融資条件（長期返済・低金利）で開発途上国が発展への取り組みを実施するための資金の貸し付けを行うもので、多額の資金を必要とするインフラ整備などに充てられています。

海外投融資

開発途上国で行われる民間企業などの事業について、一般の金融機関だけでは対応が困難な場合に、「出資」と「融資」という2つの資金面で支えるものです。

無償資金協力※

基礎インフラの整備と機材の供与

所得水準が低い開発途上国を対象に、返済義務を課さずに資金を供与し、学校・病院・上水道・道路など、社会・経済開発のために必要な施設の整備や資機材の調達を行うものです。

市民参加協力

国際協力のすそ野を広げる

海外協力隊などのJICAボランティア派遣事業をはじめ、NGO、地方自治体、大学などが提案する開発協力活動を支援し、さまざまな形で連携しています。また、学校教育の現場を中心に、開発途上国が抱える課題への理解を深める開発教育を実施しています。

国際緊急援助

自然災害などへの対応

海外で大規模な自然災害が発生した場合、被災国政府や国際機関の要請に応じて、日本政府の決定の下、国際緊急援助隊を派遣します。被災者の救助、けがや病気の診察、救援物資の供与、災害からの復旧活動を行います。

研究活動

平和と開発のための実践的知識の共創

開発途上国が現場で直面する課題について政策志向の研究を行い、国際社会における日本の知的プレゼンスの強化、日本の開発経験や援助実施国としての知見を体系化し、発信活動に努めます。また、その成果をJICA事業に還元し、人間の安全保障の実現に貢献します。

民間連携

民間企業のビジネスを通じた社会・経済開発

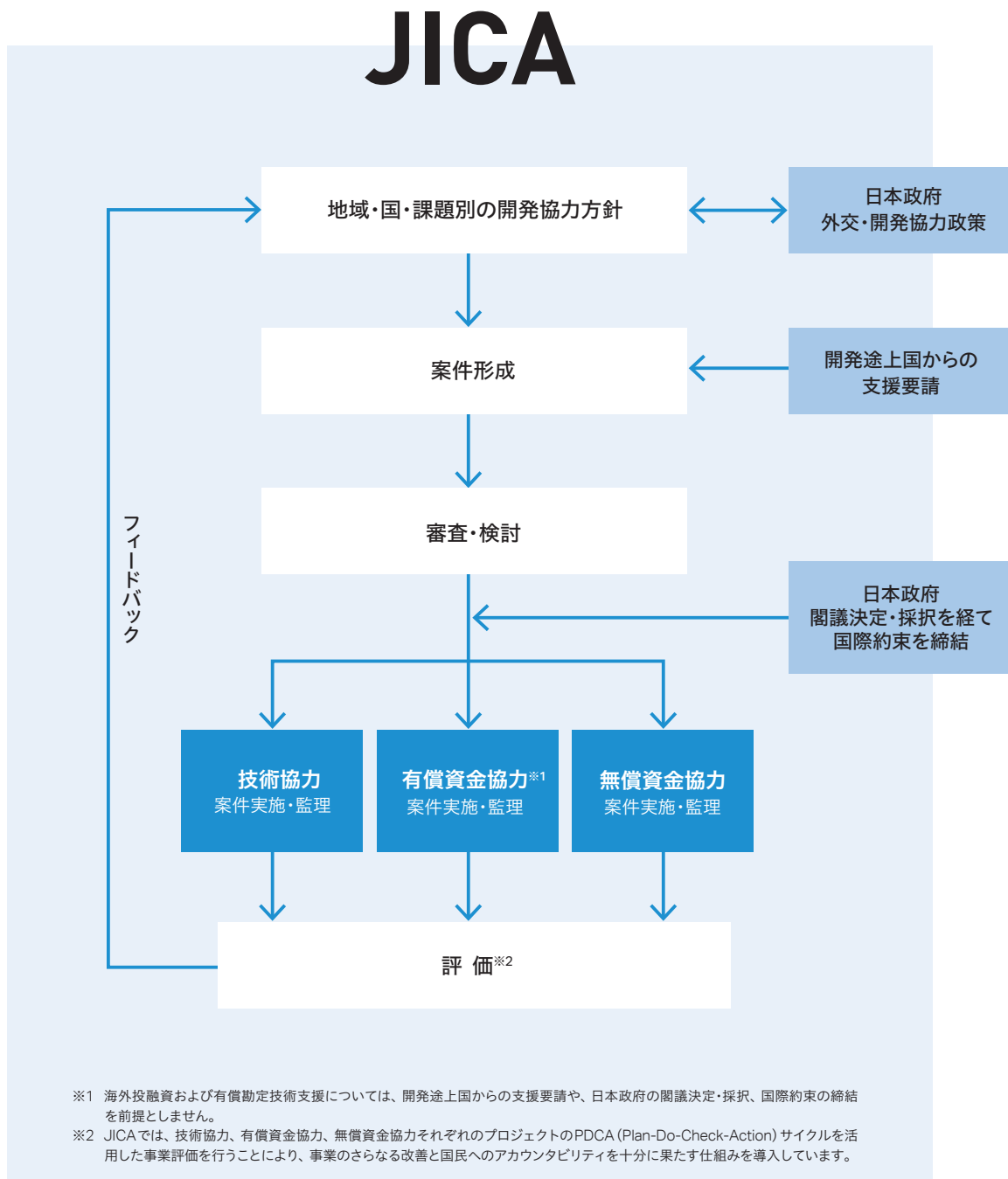
日本の民間企業による優れた技術・製品の導入や海外でのビジネスへの参入を、海外投融資や中小企業・SDGsビジネス支援事業などにより支援することで、開発途上国が抱える社会・経済上の課題解決に貢献します。

※ 外交政策の遂行上の必要から外務省が実施するものを除く。

協力の流れ

JICAの案件形成に際しては、相手国政府からの要請に基づき、日本政府の閣議決定・採択前に案件内容の審査・検討を通じて、事業の必要性を精査しています。

また、事業実施前および終了後に事業評価を行い、その結果を効果的な事業の実施と将来の類似事業の形成にフィードバックしています。



第5期中期計画 (2022～2026年度)

中期計画の枠組み

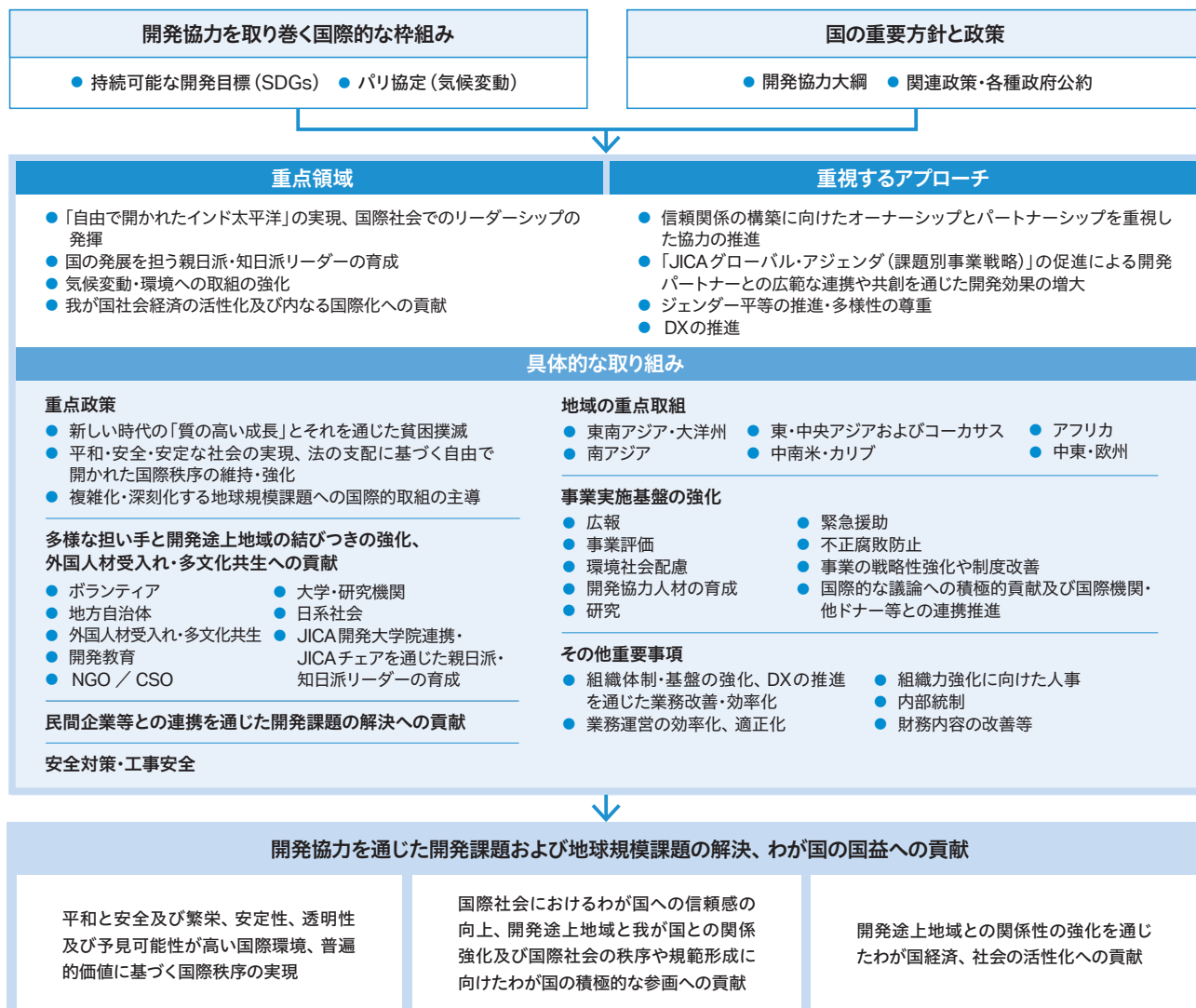
JICAは法律に則り、主務大臣※が5年ごとに指示する中期目標に基づき中期計画を作成し、主務大臣の認可を受けています。また、同計画に基づき年度計画を策定し、業務運営を行っています。

第5期中期計画では、第4期中期計画(2017～2021年度)に引き続き、「重点領域」と「重視するアプローチ」を定めています。

このうち「重点領域」では、SDGsと方向性を共有する開発協力大綱の3つの重点政策(①新しい時代の「質

の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅、②平和・安全・安定な社会の実現、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化、③複雑化・深刻化する地球規模課題への国際的取組の主導)に取り組むとともに、下図に示した4つの重点領域に関する取り組みを強化することとしています。また、中期計画ではこのほか、6つの地域の重点取り組み、多様なパートナーとの連携、事業実施基盤の強化、業務運営の効率化・適正化、安全対策や内部統制などの計画について示しています。

※ 外務大臣、財務大臣および農林水産大臣。



第5期中期計画のこれまでの成果

2022年度は第5期中期目標期間（2022～2026年度）の初年度となり、2021年度に引き続き新型コロナウイルス感染症に伴う各種制約がありましたが、さまざまな創意工夫を通じて事業の正常化に努め、開発協力大綱で掲げられている日本政府の重点課題に沿った取り組みを継続し、所期の目標を上回る成果を達成しました。

また、当初の計画を着実に実行するのみならず、国際情勢をはじめとして先行きの不確実性や複雑性が増すなか、ロシアによる侵略を受けたウクライナやその周辺国への支援、同侵略および新型コロナウイルスの影響による世界的な複合的危機への対応などに、国内外の多様なパートナーと連携しつつ、迅速かつ機動的に支援を展開しました。さらに、トルコでの地震発生を受けて迅速に緊急支援を行いました。

これらを通じ、人間の安全保障、SDGsなどの国際的な潮流、気候変動枠組条約締約国会議（COP）などの国際会議に加え、日本政府の国家安全保障戦略、開発協力大綱、質の高いインフラ輸出、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）などの政策の実現にも貢献すべく、中期目標の達成に向けた取り組みを行いました。

2023年度は第5期中期目標期間の2年目となり、国際情勢をはじめとして先行きの不確実性や複雑性が増すなか、2023年6月に改定された開発協力大綱で掲げられている政府の重点政策に沿ったさまざまな取り組みを実施し、所期の目標を上回る成果を達成しました。

特に、ロシアによる侵略により被害を受けているウクライナやその周辺国への支援、イスラエルとパレスチナを巡る情勢により深刻な人道危機に直面しているガザへの支援、FOIPに貢献するさまざまな取り組み、気候変動対策を中心とした地球規模課題に対応する支援などにより、日本政府の政策の実現に貢献しました。また、改訂された開発協力大綱で改めて強調された「共創」と「連帯」の理念に基づき、外国人材受入れ・多文化共生支援、地方自治体やNGO/CSOなどとの共創による取り組みを多く実施しました。さらに、日本国内に複数の拠点を構えるJICAならではの「環流」の取り組みとして、能登半島地震の被災地支援をはじめ、開発途上国での成果を国内の事業に活用する活動を加速させました。加えて、相手国へ魅力的な形で提案する新たなオファー型協力や、民間資金の動員を促す海外投融资を推進しました。

関連情報 JICAウェブサイト >>> 中期目標・中期計画・年度計画

開発協力大綱	日本の開発協力政策の基本方針
中期目標（5年間）	主務大臣※が定めJICAに指示
中期計画（5年間）	JICAが作成し主務大臣が認可
年度計画（1年間）	JICAが定め主務大臣に届出

※ 外務大臣、財務大臣および農林水産大臣。

SDGsへの取り組み

「誰一人取り残さない」ために

2015年9月に国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）は、「誰一人取り残さない」を基本理念に掲げ、2030年までに貧困を撲滅し持続可能な社会を実現することを目指す国際目標です。社会、経済、環境の3つを包括した17の目標（ゴール）と、それらを達成するための169のターゲットが設けられています。SDGsには、先進国・開発途上国も含め、さまざまな立場の人々が協力して取り組むことが不可欠です。

2023年は、2015年に策定され2030年を達成期限とするSDGsの「中間年」にあたり、4年に一度のSDGsサミットが国連本部で開催されるなど、国際社会全体でSDGsを達成していく機運が高まりました。JICAもこれまでの協力によるSDGsへの貢献について国際社会に発信し共有したほか、2030年に向けて協力策の改善を検討しています。

JICAは開発協力大綱で指導理念とされている「人間

の安全保障」の実現に取り組むことで、SDGs達成に貢献していきます。人間の安全保障の理念に沿って、人々の命、生活、尊厳を守ることのできる、誰一人取り残さない持続可能で強靱性を伴う経済社会をつくることが、SDGs達成のために重要な社会変革だと考えています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



JICAの取り組み方針

JICAは、SDGsの達成に向けた取り組みの方向性や注力するターゲットについて、2016年に17の目標別に「JICA SDGsポジション・ペーパー」を作成しました。

さらに具体的な事業戦略として、2021年度にはSDGs達成に向けた取り組みの上位概念となる「5つのP」のうち、Partnership（パートナーシップ）以外のProsperity（豊かさ）、People（人々）、Peace（平和）、Planet（地球）の4つの切り口に沿って、都市・地域開発、保健医療、平和構築、気候変動など、20の課題別事業戦略「JICAグローバル・アジェンダ」を設定しました。JICAグローバル・アジェンダは、課題（アジェンダ）ごとに具体的な取り組みを示し、中長期的な目標を明

確にすることで戦略性を強化しています。さらに、SDGsの達成には公的資金だけではなく、民間資金の動員を含め多様なパートナーとの協働が不可欠であることから、JICAのアプローチや事業の意義を幅広く共有し、意見交換などを行いつつ、「共創」を通じたSDGsの達成に向けた取り組みを強化していきます。

また、事業全体および組織経営全体を通して、経済、社会、環境の3側面が調和したサステナビリティを追求するため、その具体策を明示した「JICAサステナビリティ方針」を2023年10月に公表しました。今後世界的な潮流も踏まえ、さらなる改善を図っていきます。

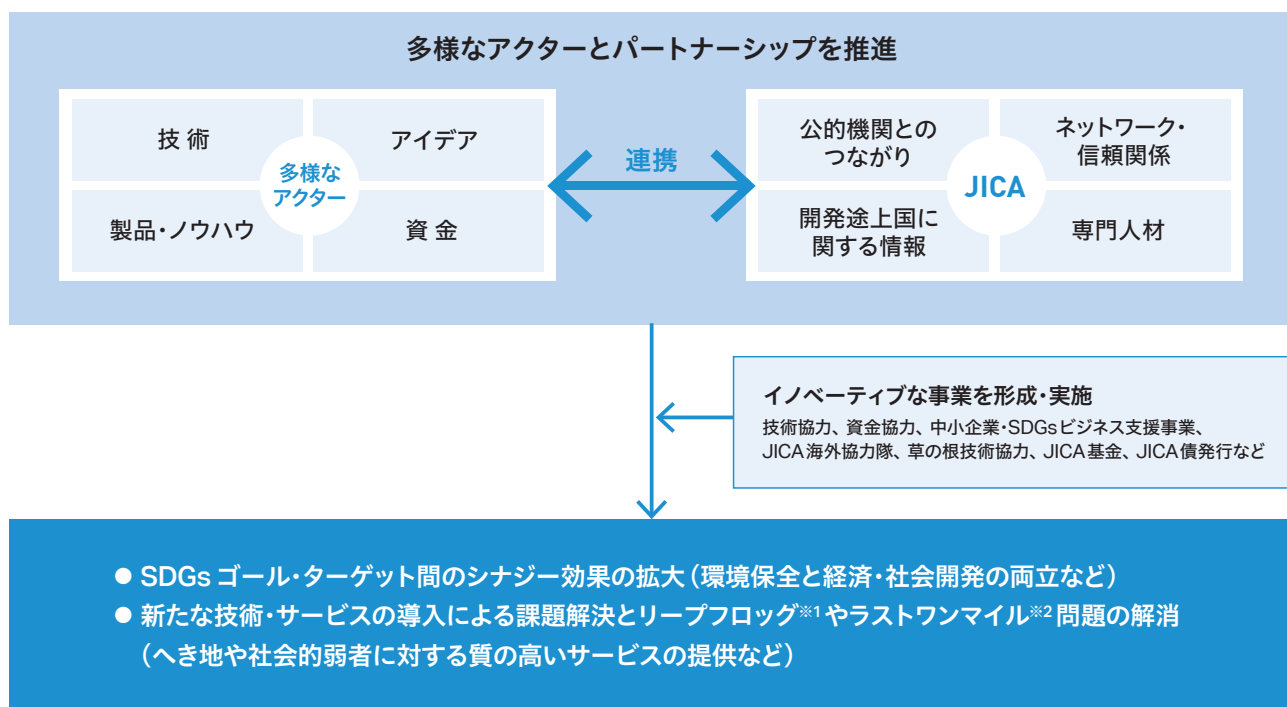
国内外で連携・協働を強化

日本政府のSDGs推進本部の下に設置された円卓会議や幹事会などの会合に、JICAは省庁以外では唯一、参加しています。この会合でJICAは、特に政府の「SDGs実施指針改定版」や「SDGsアクションプラン2023」の策定に貢献しました。SDGs実施指針では、JICA事業などを通じて、開発途上国を含む国内外のSDGs達成に向けた取り組みの推進に貢献していくことが示されました。またSDGsアクションプランには、地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）や低炭素エネルギーイニシアティブ、JICA債など、36件の幅広い事業が盛り込まれています。

こうした実施指針やアクションプランを広範に進めていくため、JICAと共にSDGsの達成に向けて取り組む

団体をパートナーとして認定する「JICA-SDGsパートナー」制度を2020年7月に創設しました。2024年3月時点で認定団体は約40団体を数え、SDGsの達成に向けた取り組みの輪が広がっています。また、JICA関西も事務局を務める「関西SDGsプラットフォーム」は、2024年4月時点で加盟団体が2,300を超え、会員間の交流や連携を創出しながら、関西地域のSDGsに向けた取り組みをけん引しています。

そのほか、JICAが毎年公開している「業務実績等報告書」では、JICAの取り組みの成果をSDGsの各目標と関連付けて報告しています。さらに、JICA事業とSDGsを紹介した冊子、スライド、動画、書籍といった開発教育教材を制作し、配布・公開しています。



※1 新たなテクノロジーなどの導入によって一足飛びに課題を解決し飛躍的に発展を遂げること。

※2 インフラ・物流などが整備されていない地方農村部の人々へサービスを届けること。

事業展開の方向性

JICAの挑戦

国際社会が複合的危機にさらされ、直面する社会課題・開発課題も複雑化していくなか、JICAは「人間の安全保障」の理念に沿って、さまざまな危機の予防と対応能力の強化を図り、包摂性、強靱性、持続可能性を伴う経済社会づくりを一層推進します。

1

新しい時代の「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅

「国づくりは人づくり」の考えの下、日本は開発途上国における人材育成や質の高いインフラの整備、法制度整備などを行い、開発途上国の経済成長を実現します。それを「質の高い成長」として、貧困削減を持続可能な形で進め、一人一人が尊厳を持って、幸福で生きられる豊かな社会の実現を目指しています。

質の高い成長とは、誰一人取り残さない「包摂性」、自然災害や経済危機などに耐え回復する「強靱性」、経済・社会・環境が調和する「持続可能性」を兼ね備えた成長を指します。

JICAは、質の高い成長の実現のため、食料・エネルギー安全保障など経済社会の自立性の強化、デジタル技術を用いた社会課題の解決や質の高いインフラ整備に取り組みます。

▶ P26 In Focus 1 参照

2

法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化

開発途上国では、地政学的な緊張や紛争などによる平和と安定の問題の深刻化、民主化・人権擁護に逆行する動き、海賊行為やテロなど、平和で安定した社会が脅かされています。

こうした脅威に対し、JICAは、危機を予防し対応するための人材・社会の能力強化を図り、人道・開発・平和の連携（ネクサス）を推進しつつ、社会の平和と安定に向けた協力に取り組みます。また「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」のビジョンの下、法の支配に基づく国際秩序の維持・強化を図り、日本と世界の平和と繁栄に貢献します。

このために、開発途上国の主体性を重んじ、関係者間の信頼を醸成しながら、各国における法の支配の確立、グッドガバナンスの実現、民主化の促進・定着、基本的人権の尊重のための人材育成などを進めていきます。

▶ P27 In Focus 2 参照

開発協力大綱が示す重点政策を踏まえ、JICAは「新しい時代の『質の高い成長』とそれを通じた貧困撲滅」「平和・安全・安定な社会の実現、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化」「複雑化・深刻化する地球規模課題への国際的取組の主導」に取り組みます。

その際、開発途上国を含む諸外国や日本国内のアクターと新しい解決策を共に創り出していく「共創」を推進します。また、70年にわたる開発途上国との協力で培った知見・経験や社会課題の解決策を日本へ環流させることで、日本国内の諸課題解決にも貢献します。

3

複雑化・深刻化する 地球規模課題への貢献

感染症や気候変動など、国境を越えて人類が共通して直面する課題は、国際社会全体に大きな影響を与え、多くの人々に被害をもたらします。特に開発途上国、貧困層などの脆弱な立場に置かれた人々に、より深刻な影響をもたらす傾向にあります。

JICAは、気候変動対策を初めとしてさまざまな地球規模課題に取り組み、開発途上国の環境と調和した社会の形成や環境管理能力の強化、気候変動の緩和・適応に資する開発途上国の体制やインフラ整備に協力します。

また、SDGsの達成に向けて、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) の推進、日本の防災・減災の知見を生かした防災協力、万人のための質の高い教育の推進などに取り組みます。

➤ P28 In Focus 3 参照

4

開発途上国で培った 知見・経験の日本社会への環流

開発協力大綱では「共創と連帯に基づき生み出した新たな解決策や社会的価値を日本にも環流させることを目指す」とうたわれており、日本社会への環流を国際協力の重要な要素としています。

JICAは、次世代を担う人材を育て、日本自身が直面する経済・社会課題の解決や経済成長にもつなげる視点と日本と世界に共通する課題を解決する取り組みを活用することで、新しい価値を創ることを目指しています。

日本社会への環流として、開発途上国で活動したJICA海外協力隊員が帰国後に日本と開発途上国との懸け橋となり、日本国内の地域創生や社会課題の解決に貢献する事例が増えています。

➤ P29 In Focus 4 参照

In Focus

1

新しい時代の「質の高い成長」と
それを通じた貧困撲滅

JICAが開発に協力したモザンビークのナカラ港は、南部
アフリカ地域のゲートウェイの一つとしての機能を有し、
周辺国も含めた経済成長や貧困削減に貢献している
[写真：五洋建設株式会社・東亜建設工業株式会社共同事業体]

開発途上国が自立的に発展するためには、人々の生活や経済活動の基盤となるインフラが不可欠です。しかし、単に多くのインフラを整備すれば「質の高い成長」を実現できるわけではなく、ソフト面の協力と組み合わせで社会課題の解決につなげることが重要です。

JICAは、環境に配慮した日本の省エネ技術の活用や現地の工事現場における日本の安全基準の導入を通じた人材育成を行い、港湾や鉄道、空港、経済特区をはじ

めとする質の高いインフラの整備に取り組んでいます。

例えば、モザンビークのナカラ港の利便性が高まることで、地域の物流を改善し、ナカラ回廊の活性化、ひいてはザンビア、マラウイを含めた地域経済の発展が期待されています。JICAは地域間の連結の強化や経済社会活動の活性化を通じ、「質の高い成長」を実現し、地域の安定と繁栄に貢献します。



ラオスの検察官とJICA専門家が刑法理論について意見交換している様子。丁寧な議論を繰り返し、理解を深めることで人材育成を図っている

「法の支配」とは、国家権力を法の下に置き、権力の濫用から特に脆弱な者を守り、人々の自由や権利を保障するという考え方です。各国の司法、行政、警察、メディアなどが機能し、法律が正しく運用されることが、人々の権利を守ることに繋がります。

JICAは、法学者、法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会などと協力し、ラオス、ベトナム、カンボジアやネ

パールなどで法制度の整備・運用改善、法曹人材の育成や司法アクセスの改善に協力しています。また、東南アジアやアフリカなどで、公共の安全を担う警察、権力を監視し正確・公平・公正な情報を発信する公共放送局、自由で公正な選挙を支える選挙管理委員会の機能強化にも取り組んでいます。

In Focus

3

複雑化・深刻化する
地球規模課題への貢献

森林火災は森林資源や生物多様性への影響だけでなく、土砂崩れなどの自然災害を招くため、早期発見・対策が重要になっている。JICAは、西バルカン諸国で国家森林火災情報システムの導入に協力している

世界各地で自然環境や人々の生活に大きな影響を及ぼしている気候変動への対応は、国際社会が連携して取り組むべき重要な地球規模課題です。

社会基盤が整っていない開発途上国は、激甚化する自然災害などの気候変動の影響への対応と温室効果ガスの排出削減に取り組みながら経済発展を目指さなければならず、難しい立場に置かれています。

JICAは、気候変動対策（気候便益）と開発課題の解決を両立させる取り組みを進め、持続的かつ気候変動の影響にも強靱な社会を構築することで、国連気候変動枠組条約をはじめとする国際的な開発目標の達成に貢献します。例えば、西バルカン諸国では国家森林火災情報システムの導入を通じ、森林火災の対策と自然災害の予防に取り組んでいます。



熊本県人吉球磨地域で、豪雨災害からの復興支援事業に参加し、伝統料理の復活を手伝う協力隊派遣予定者（写真右端）

JICAは開発協力を通じて蓄積してきた経験や知見を活用し、日本国内が抱える課題解決にも貢献しています。JICA海外協力隊派遣予定者を対象に行っている「グローバルプログラム」もその一つです。日本国内の課題解決に関心のある希望者が、派遣前に自治体などが実施する地方創生や多文化共生の取り組みに参加しています。そこで得た実務経験や知見を開発途上国での活動に役立てるとともに、帰国後の国内課題解決へ

の積極的な参加につなげています。2024年1月に発生した能登半島地震後には、協力隊経験者がボランティアとして被災地に入り、避難所の運営支援や在住外国人への支援などに取り組みました。

また、より多くの市民が寄附を通じて国際協力に参加できるよう、寄附メニューを拡充しました。開発途上国の課題解決のほか、協力隊員の支援や外国人材との共生社会の実現のために活用する寄附も受け入れています。

JICAグローバル・アジェンダ

多様な力を結集し、複雑化する世界の課題に挑む。

「JICAグローバル・アジェンダ」は、SDGsへの貢献を念頭に

グローバルな視点で取り組む開発目標や取り組みを明確化した課題別事業戦略です。

SDGsの切り口であるPeople（人々）、Planet（地球）、Prosperity（豊かさ）、Peace（平和）に沿って、

20の課題別に策定されており、人間の安全保障の実現を目指して、

多様なパートナーとの協働・共創によるインパクトの拡大を図ります。

「人間の安全保障」の実現に向けた取り組み

JICAグローバル・アジェンダは、SDGsの目標達成に貢献するため、各分野・課題ごとに適切な協力のシナリオを分析・整理し、多様なパートナーとの共創の基盤とすることで開発インパクトの拡大を目指す、事業戦略です。各戦略では、開発途上国が直面し、JICAが多様なパートナーと協働して解決を目指す課題を特定しています。

そして、課題解決に向けた目標と注力するアプローチやその達成までのシナリオも示し、複雑さを増すグローバルな課題に対応する戦略性を高めていきます。

JICAグローバル・アジェンダに基づく協力は、人間の安全保障の原則に沿って保護と能力強化（エンパワメント）を組み合わせ、脆弱な人々を守り、危機に対応する強靱性（レジリエンス）の向上を図ります。

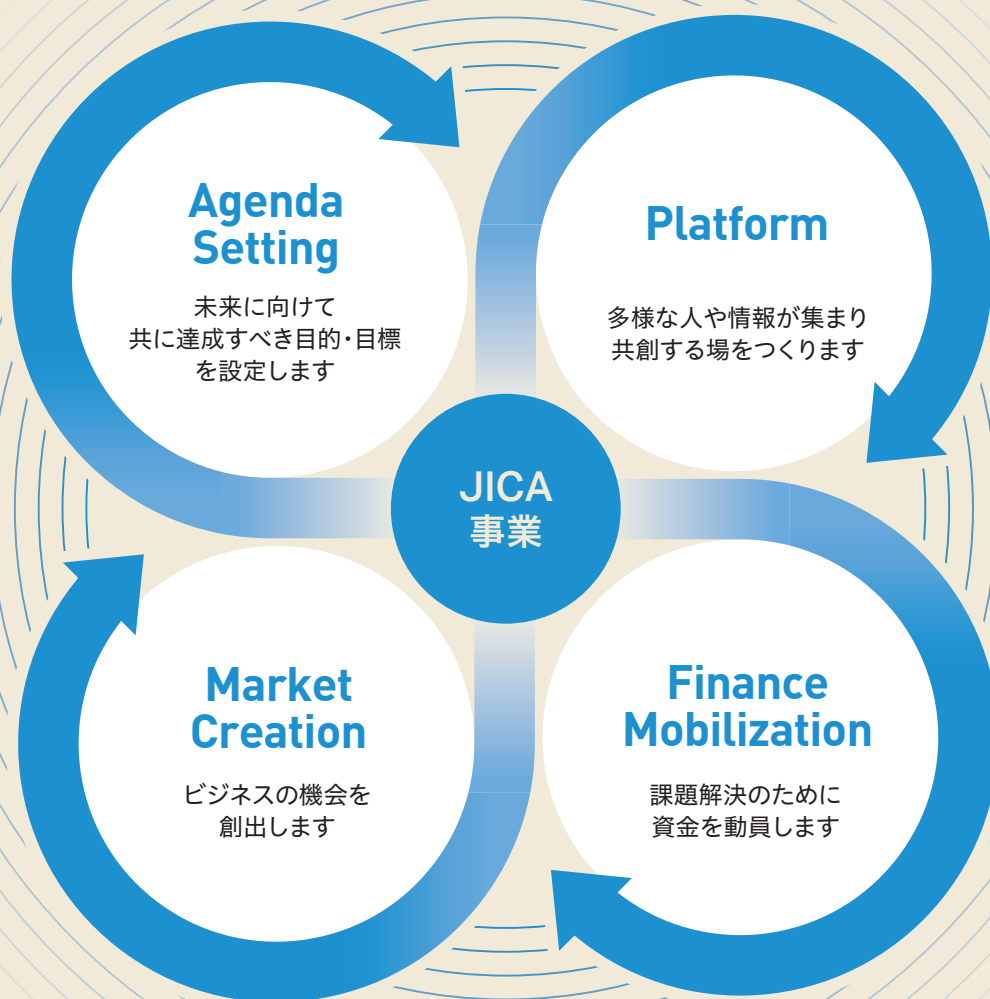
4つの切り口と20の課題別事業戦略



多様なパートナーとの協働・共創

JICAはこれまでも各国・地域のさまざまな開発ニーズに対応してきましたが、JICAグローバル・アジェンダで分析・整理された協力シナリオに基づき、さらに戦略的かつ効率的に事業を実施します。民間企業、研究機関、市民団体などを含む日本内外の幅広いパートナー

と、知識やアイデア、人材などさまざまなリソースを結集し、共に課題解決に取り組むプラットフォームを構築あるいは参加を通じて、持続可能な社会の実現を目指します。また、資金の動員や民間企業によるビジネスを通じた地球規模課題への取り組みを促進する環境も整備することで、共創の「うねり」を広げていきます。



JICAグローバル・アジェンダ

Prosperity

豊かさ

01

都市・地域開発

利便性が高く暮らしやすい持続可能な街を

都市の望ましい在り方を見据え、最新の地理空間情報(G空間情報)を活用し適切な土地利用を考案します。さまざまな利害を調整し、魅力的でサステナブルな街を構想し、計画、整備、管理運営する上で必要な能力を強化します。

> P68 参照

協力方針

- 環境に優しく、災害に強く、あらゆる人々が住み続けられる都市の実現
- デジタルなど新技術の適切な活用促進



02

運輸交通

「安全」「スマート」「持続可能」な移動を実現

グローバルにつながる運輸交通インフラの整備や維持管理能力の向上、海上保安能力の強化、命を守る道路交通安全の普及に取り組みます。デジタル技術を積極的に取り入れ、スマートで持続可能なヒトとモノの移動の実現を目指します。

協力方針

- 運輸交通インフラの整備による連結性向上
- 海上保安能力強化
- 道路アセットマネジメント
- 道路交通安全



03

資源・エネルギー

カーボンニュートラルと安価なエネルギーの安定供給を

国内外のパートナーと共に、①エネルギー・トランジション政策・計画の策定・更新・実施と、②次世代脱炭素技術の開発・社会実装、③地域共同体内でのエネルギー安定供給の促進、④鉱物資源の国際市場への安定供給に取り組みます。

協力方針

- エネルギー・トランジション
- 人的ネットワーク構築を通じた持続的鉱物資源管理(資源の絆)
- 電力アクセスの向上



04

民間セクター開発

民間企業を育成し、開発途上国の経済成長を促す

起業家や企業の競争力向上、産業・投資政策やビジネス環境の整備、金融アクセスの改善などに取り組み、企業が成長するための環境を整えます。また、現地企業と日本企業の協働を進め連携を強化し、双方の経済の強靱化を目指します。

> P61 参照

協力方針

- 「アフリカ・カイゼン・イニシアティブ」の推進
- イノベーション創出に向けたスタートアップ・エコシステム構築支援
- アジアにおける投資促進と産業振興



05

農業・農村開発(持続可能な食料システム)

人々が豊かになる農業で貧困と飢餓をなくす

生産技術の開発や普及、効果的な流通体制の構築を通じて農・畜・水産業の生産性を高め、農村部の貧困削減と経済成長を推進します。また、気候変動への対応や食品ロスの課題にも取り組み、食料の安定的な生産・供給に貢献します。

> P71 参照

協力方針

- 小規模農家向け市場志向型農業の振興
- アフリカ地域における稲作振興
- フードバリューチェーン構築
- 水産ブルーエコノミー振興
- 持続可能な畜産振興
～ワンヘルス推進に向けて～



People

人々

06

保健医療

どんなときでも人々の健康を守る体制づくりを

生活の基盤となる健康を守る体制づくりを推進します。また、これを通じて、すべての人々が、いつでも必要な保健医療サービスを経済的困難なく受けられる「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC)」の達成に貢献します。

> P59 参照



協力方針

- 中核病院における診断・治療の強化
- 感染症対策および検査拠点の強化
- 母子手帳の活用を含む質の高い母子継続ケアの強化
- 医療保障制度の強化



07

栄養の改善

健康な未来へ導く栄養を、すべての人々に

必要な栄養を適切に摂取できていない低栄養状態や、深刻化する過栄養の問題に対して、保健、農業・食料、水・衛生、教育など、さまざまな分野で連携して取り組み、世界の人々が健康に暮らせるよう、貢献します。



協力方針

- ライフコースアプローチ*を通じた栄養改善
- 食と栄養のアフリカイニシアティブ (IFNA)

※ 健康に影響するライフイベントを含めた個人のたどる生涯に着目したアプローチのこと



08

教育

一人一人が生き生きと輝く、質の高い教育を

世界には必要最低限の読解力や計算力を習得できていない子どもや若者が6.1億人以上います*。また、高等教育に関しては国によりアクセスと質の格差が生じています。すべての人々が学ぶ場を得て能力を生かし活躍できるよう取り組みます。

> P67 参照



協力方針

- 教科書・教材開発を中心とした学びの改善
- コミュニティとの協働による学びの改善
- 誰一人取り残さない教育
- その国をけん引する拠点大学を強化

※ UNESCO Institute for Statistics, "SDG 4 DATA DIGEST 2018"



09

社会保障・障害と開発

誰もが尊厳を持って自分らしく生きる世界を目指して

社会保障の拡充や労働環境の改善、障害者の社会参加の促進、障害の主流化を通じ、誰もが尊厳を持って社会の一員として互いの暮らしを支え、また、支えられながら生きる社会の実現を目指します。

> P63 参照



協力方針

- 社会保険制度の構築
- 社会福祉の推進
- 雇用・労働環境の整備
- 障害に特化した取り組み
- 「障害主流化」の取り組み



10

スポーツと開発

すべての人々が、スポーツを楽しめる平和な世界に

言葉や文化の違いを超えて楽しめ、人々の可能性を広げ、未来を開く一歩にもつながるスポーツを誰もが楽しめる環境づくりを行うとともに、スポーツを通じた人材育成にも取り組み、平和な社会の実現に貢献します。



協力方針

- スポーツへのアクセス向上
- スポーツを通じた心身共に健全な人材育成
- スポーツを通じた社会的包摂と平和の促進



JICAグローバル・アジェンダ

Peace

平和

11

平和構築

恐怖と暴力のない平和で公正な社会を目指して

暴力や紛争のリスクを低減し、国・社会の、危機に対応する能力を強化します。そのために、制度構築と人材育成によって住民から信頼される政府をつくり、コミュニティの融和と社会・人的資本の復旧・復興・強化を促進します。



協力方針

- 人間の安全保障アプローチによる紛争予防と強靱な国・社会づくり
- 紛争や暴力に脆弱な地域における地方行政の能力強化、強靱な社会の形成と信頼醸成
- 人道・開発・平和 (HDP) ネクサスの推進



12

ガバナンス

すべての人々が、尊厳を持って暮らせる社会を

人権、自由、法の支配など普遍的価値を実現し、人間の尊厳が守られる社会を目指します。そのため、法制度整備・運用、適正な行政サービスの提供、公共放送や選挙管理の機能向上に協力し、民主的で包摂的なガバナンスの強化に貢献します。



協力方針

- 法の支配の実現
- 公務員および公共人材の能力の強化
- 海上保安能力の強化



13

公共財政・金融システム

財政・金融の基盤強化、経済の安定と成長を目指す

経済の安定と持続的な成長に不可欠な財政基盤の強化や、金融システムの育成を支援します。また、税関行政の改善により、貿易の円滑化にも貢献します。



協力方針

- 国家財政の基盤強化
- 税関の近代化支援を通じた連結性強化
- 金融政策の適切な運営と金融システムの育成



14

ジェンダー平等と女性のエンパワメント

性別にとらわれず誰もが能力を発揮できる社会へ

ジェンダーに基づく社会・組織の差別的な制度や仕組みの是正、女性や女兒の主体的な能力強化、人々の意識や行動の変容促進に取り組みます。それにより誰もが性別にとらわれず、尊厳を持ってそれぞれの能力を発揮できる社会を実現します。



> P65 参照

協力方針

- ジェンダー主流化を推進
- ジェンダースマートビジネス (GSB) の振興
- ジェンダーに基づく暴力 (SGBV) の撤廃



15

デジタル化の促進

DXで、一人一人が多様な幸せを実現できる社会へ

デジタルテクノロジーとデータの活用でさまざまな課題を効果的に解決し、より良い社会をつくります。また、その基盤となる情報通信環境の整備、人材育成や産業創出を通し、自由で安全なサイバー空間の構築に取り組みます。



> P97 参照

協力方針

- 開発事業でのDX推進
- デジタル化のベースとなる基盤整備



Planet

地球

16

気候変動



開発途上国と共に気候変動の脅威に立ち向かう

経済・社会に甚大な負の影響を与える気候変動を抑えるため、温室効果ガスの排出量を大幅に削減し、その変化に対応しなければなりません。開発と気候変動対策を同時に進める開発途上国に協力し、地球規模の課題の解決に貢献します。

> P56 参照

協力方針

- パリ協定の実施促進
- コベネフィット型気候変動対策



17

自然環境保全



次世代へ豊かな自然の恵みを引き継ぐ

地域社会と持続可能な地球環境にとって重要な自然環境を保全します。このため、守るべき自然の価値や現状を科学的に把握・モニタリングし、地域住民と協働し、伝統的な知見も生かして自然環境の保全と人間活動との両立を目指します。

協力方針

- 自然環境を守る
～自然環境の保全・回復～
- 自然環境の恩恵を生かす
～ Nature-based Solutions ～



18

環境管理 — JICA クリーン・シティ・イニシアティブ —



環境を守り、健康に暮らせるきれいな街へ

多くの開発途上国で、工業化・都市化に伴い水・大気・土壌の汚染が深刻化しています。廃棄物の適切な管理、汚染防止のための人材育成などを通じて、人々が健康に住める「きれいな街」の実現と持続可能な社会の構築を目指します。

> P57 参照

協力方針

- ごみ処理の仕組みを改善し、循環型社会への移行を推進
- 環境規制や汚染防止策で、健全な水・大気・土壌環境を実現



19

持続可能な水資源の確保と水供給



すべての人々が安全な水を得られる社会へ

水資源を巡る地域の課題を解決するため、水資源の管理に責任を持つ組織を強化し、利害関係者の民主的な協議の仕組みを構築します。水道サービスの拡張と改善を自立的に進めることができる「成長する水道事業体」をつくります。

協力方針

- 統合水資源管理で地域の水問題を解決
- 水道事業体の成長を支援



20

防災・復興を通じた災害リスク削減



強靱な国の基盤をつくり、命を守って経済を発展させる

防災は、持続可能な開発や人間の安全保障に直結する取り組みです。人的被害と経済損失を減らすために、災害発生前に防災への投資を促進し、被災後には再発を防ぐべく「より良い復興」を通じた強い国・社会づくりに協力します。

協力方針

- 国の基盤を支える構造物対策の推進
- 非構造物対策を含めた防災ガバナンスの強化
- Build Back Better (より良い復興) の推進



(注) 協力方針のうち、各 JICA グローバル・アジェンダの中でも重点的に取り組む地域横断的な課題単位の事業のまとまりを「クラスター事業戦略」として位置付けています。

関連情報

JICA ウェブサイト > 事業について (JICA グローバル・アジェンダ)

JICAグローバル・アジェンダ

JICAの取り組み実績事例


クリーンエネルギー
 [03 資源・エネルギー]

運転開始済み地熱発電所の設備容量の合計
 (1978年度以降の円借款案件 / 2023年11月現在)

1,592 メガワット


産業人材育成
 [04 民間セクター開発]

アジアにおいて育成を支援した産業人材の数
 (2023年7月現在)

1万8,000 人超


食糧増産
 [05 農業・農村開発]

サブサハラアフリカにおける
 コメの生産量
 (基準値1,400万トンと2021年収穫量3,230万トンとの比較)

2.3 倍


母子手帳
 [06 保健医療]

母子手帳に関連した支援を行った
 国での年間発行冊数
 (2019年度)

34 カ国 **900** 万冊


児童・生徒の学びの改善
 [08 教育]

質の高い教育環境を提供された
 子どもの数
 (2015~2017年度)

1,500 万人以上


きれいな街の実現
 [18 環境管理]

「JICAクリーン・シティ・イニシアティブ」裨益国・人数
 (2021年度以降開始事業 / 2023年11月現在)

42 カ国 **1.7** 億人超


安全な水へのアクセス
 [19 持続可能な水資源の確保と水供給]

給水施設整備支援による給水人口
 (1999~2022年度累計)

8,400 万人

CHAPTER

2

サステナビリティ

JICAのサステナビリティ方針 038

Environment 環境 039

TCFD 提言を踏まえた気候関連の情報開示 039

環境マネジメント 043

生物多様性への取り組み 044

Social 社会 046

人権への取り組み 046

ジェンダー平等への取り組み 047

サステナビリティボンドとしてのJICA債 048

調達 049

Governance ガバナンス 050

サステナビリティ推進体制 050

環境社会配慮 051

組織内外とのエンゲージメント 052

JICAのサステナビリティ方針

「人間の安全保障」を実現するには、さまざまな危機の予防と対応能力の強化、包摂性、強靱性を伴う経済社会づくりに加えて、社会、経済、環境の三側面が調和し、将来世代に負担を残さない「持続的な世界の実現」を目指すことが不可欠です。

その具体的な指針として、JICAは2023年10月に

「JICA サステナビリティ方針」を公表しました。JICAが開発途上国のSDGs達成に協力する組織として信頼を得るためには、まず自らが率先してサステナビリティを推進し、SDGsの達成に取り組むことが極めて重要です。

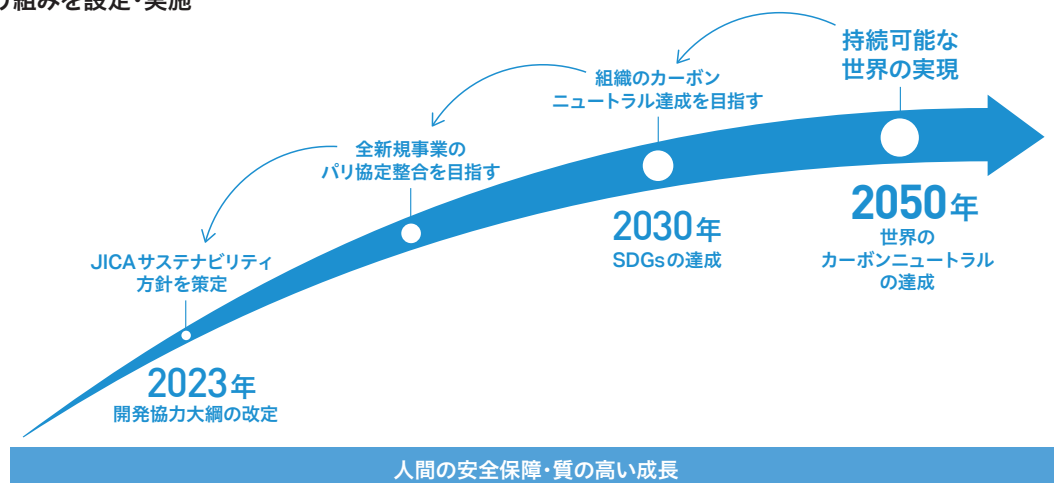
新しい開発協力大綱の下、JICAはサステナビリティ方針として以下を重点的に推進していきます。

- 気候変動対策として、全新規事業をパリ協定に整合する形で実施することを目指します。気候変動を軽減する緩和策とともに、気候変動にも強靱な社会の実現に向けた適応策を実施し、開発途上国の社会全体のトランジションを支援します。
- 地球環境の保全は未来に対する責任であり、海洋環境・森林・水資源の保護等の自然環境保全の取り組みを強化し、生物多様性の主流化を推進していきます。
- 基本的人権を尊重するとともに、ジェンダー平等を含むダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンを推進し、多様な人材が活き活きと活躍し、成長できる機会と環境を創ります。
- 国際開示基準を踏まえた正確かつ透明性のある情報開示を行います。
- 日本政府による「2050年カーボンニュートラル宣言」を踏まえ、2030年までに組織のカーボンニュートラル達成を目指します。
- サステナビリティ委員会およびサステナビリティ推進室を軸に、サステナビリティ推進に向けたガバナンスと組織全体による取り組みを一層強化します。

関連情報

JICAウェブサイト >>> JICAサステナビリティ方針 (PDF)

国内外の動向を踏まえバックカastingで
目標や取り組みを設定・実施



TCFD提言を踏まえた気候関連の情報開示

ガバナンス

JICAは、気候変動対策を含むサステナビリティを組織運営や事業の中で推進するため「サステナビリティ委員会」を設置しています。また、「JICAサステナビリティ方針」の下、最高サステナビリティ責任者(CSO)や企画部サステナビリティ推進室が組織横断的な取り組みを統括しています(P50参照)。

協力する事業について、JICAは実施前の事前評価から実施段階でのモニタリング、終了後の事後評価、フィードバックまで、一貫した枠組みによるモニタリングや評

価を行うことにより、気候変動への対応を含めた事業の開発効果の向上に努めています。

また、協力事業が自然環境や社会環境に与える影響を抑え、持続可能な開発が行われるよう「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」を定め、審査部が運用を担当しています。異議の申し立てに関しては、「環境社会配慮ガイドライン異議申立事務局」を設置しており、申し立ての内容は、事業担当部から独立した「異議申立審査役」によって審査されます(P51参照)。

戦略

JICAとして目指すもの

国際社会において、気候変動への対応は喫緊の課題という認識が一層高まっています。なかでも開発途上国では、気象関連災害の頻発・激甚化、異常気象による食料難や水不足の発生、海面上昇や干ばつによる気候難民の増加など、多大な影響が生じています。

気候変動には、ある一定のしきい値を超えると不可逆的な影響が一気に進行する転換点「ティッピングポイント」があり、これを超えないためには、世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて1.5℃までに抑える必要があるとされています。2015年の国連気候変動枠組条約の第21回締約国会議(COP21)で採択されたパリ協定の中にはこの「1.5℃目標」※1が盛り込まれ、それを達成するため、2050年に向けて温室効果ガス(GHG)排出量を実質ゼロにする「ネットゼロ目標」を表明する国・地域が増えています。

そのようななか、日本政府は2020年に「2050年までにカーボンニュートラルを目指す」ことを宣言しており、2023年に改定された開発協力大綱にも「我が国の開発協力をパリ協定の目標に整合させる」という方針が掲げられています。

これらを踏まえ、JICAは2023年10月に「JICAサステナビリティ方針」を策定し、「全新規事業をパリ協定に

整合する形で実施すること」および「2030年までに組織のカーボンニュートラル達成」※2を目指すこととしました。現在、全新規事業をパリ協定に整合させるための準備を進めるとともに、組織のカーボンニュートラル達成に向けた移行計画の策定に着手しています。なかでも組織のカーボンニュートラルに関しては、JICAで使用する電力を2030年までに再生可能エネルギー100%とすることを目指しています。

※1 パリ協定で合意された世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち1.5℃に抑える努力を追求するという目標。

※2 対象はScope1および2(本部・国内拠点のみで在外拠点は段階的に検討)。

気候に関連するリスク

気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の提言では、気候に関連するリスクを、気候の変化によって以前よりも頻発・激甚化する暴風雨や洪水氾濫、土砂災害、水不足・干ばつ、海面上昇などの物理的な影響に伴う「物理リスク」と、気候変動対策関連の規制強化や低炭素社会への移行に際して生じる「移行リスク」の2つに大別しています。

JICAではそれぞれのリスクが事業および組織へ与える影響を検討し、管理すべき具体的なリスクを整理・特定しています。今後も、内外環境の変化に応じて管理すべき具体的なリスクの見直しを行っていきます。

気候に関連する機会

JICAは気候変動のリスクを持続可能な世界の実現に向けた新たな協働・共創の機会に転換させることができると考えています。

例えば、開発途上国における気候変動への適応策や、カーボンニュートラル社会へのトランジションに向けた取り組みの必要性が増大しています。このなかで、気候変動対策関連の政策づくりやそれらの施行、防災や農業

などの気候変動への適応対応、エネルギー、公共交通など温室効果ガス排出削減に資する質の高いインフラ投資などの協力の機会が広がってきています。加えて、世界的に気候変動への関心と取り組みが拡大しており、国内外のさまざまなステークホルダーが開発課題の解決に取り組んでいます。JICAはこれまでの経験や知見を生かし、これらのステークホルダーとの共創をさらに促進し、持続可能な世界の実現に向けて貢献していきます。

リスク管理

JICAは、気候に関連するリスクを主要なリスクの一つとして、リスク管理の枠組みに組み込んでいます。内部統制担当理事を委員長とする「リスク管理委員会」では、気候に関連するリスクを含めたリスクの評価と対応に必要な事項を確認・検討しています。

また、有償資金協力勘定の金融リスクについては、金融リスク管理担当理事を委員長とする「有償資金協力勘定リスク管理委員会」が管理しています。委員会では、2023年度に気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク (NGFS) が公表するシナリオを踏まえたシナリオ

分析によるリスクの把握を試行しており、今後も気候に関連するリスク管理の在り方を検討していきます。

さらに、個別事業においては、環境社会配慮のプロセスを通じてリスクを特定し解決できるよう、環境社会配慮ガイドラインを遵守しています (P51 参照)。また、気候変動対策支援ツール「JICA Climate-FIT」を活用し、案件形成段階でハザードや暴露、脆弱性といった気候に関連するリスクの特定と評価を行い、対応策を検討しています。

リスク分類	想定される主なリスクの事例
物理リスクが開発途上国の開発に与える影響	● 事業の開発効果の低減
移行リスクが事業および組織に与える影響	● 関連法令違反・訴訟など ● 炭素関連税制および炭素排出量報告義務化・強化への不十分な対応 ● 排出権取引および規制強化への不十分な対応 ● パリ協定や生物多様性条約などと整合しない技術の選択 ● 既存技術の有用性の低下、新規技術の未定着 ● 原材料の価格高騰・入手困難 (支援の継続・展開困難) ● 組織に対する信頼の低下
物理リスク・移行リスクが金融・財務面などに与える影響	● 資金調達の困難化 ● 有償資金協力勘定における金融リスクの増大
物理リスクが上記以外の事業・組織運営に与える影響	● 保有する施設の損害 ● JICA関係者の感染症などの増加

指標と目標

日本政府は、2021年に「2021年から2025年までの5年間に、官民合わせて6.5兆円相当の気候変動に関する支援を実施すること」および「気候変動の影響に脆弱な国に対する、適応分野の支援を強化していくこと」を表明しました。また同年、岸田総理大臣は、先進国が官民合わせて年間1,000億ドルを開発途上国の気候変動対策支援に動員する資金目標の達成に貢献していくため、「新たに今後5年間で最大100億ドルの追加支援を行う用意」があり、加えて「適応分野での支援を倍増し、今後5年間で官民合わせて約148億ドルの適応支援を実施していく」ことを表明しました。

このような国際社会や日本政府のコミットメントを踏まえ、JICAは2021年に気候変動分野の課題別事業戦略として、JICAグローバル・アジェンダ「気候変動」を

策定しました。各種開発課題への取り組みと気候変動対策を両立させることで、パリ協定で合意された国際目標の達成と、持続可能で強靱な社会の構築に貢献することを目標としています。また、2023年のCOP28で日本政府が公表した支援パッケージには、JICAの取り組みも含まれています。

事業実施に向けた目標

1. 気候変動に関する毎年1兆円程度^{※1}の貢献
2. 2030年までに適応策への貢献を倍増（2019年比）
3. 2030年までにGHG排出削減量を400万トン/年^{※2}へ

※1 有償資金協力（貸付や出資）の承諾額に加え、無償資金協力の新規G/A締結額、技術協力の支出額を含みます。

※2 当該暦年に新たに協力を行う事業の完成後に期待される年ごとの削減量の合計。

JICAグローバル・アジェンダ「気候変動」の下での取り組み

パリ協定の実施促進

多くの開発途上国では、パリ協定に規定されたGHGの排出削減や気候変動への適応力を強化するための資金やノウハウが十分ではありません。このため、JICAは各種計画の策定や実施、モニタリングなどに必要な技術の向上、制度の構築などを支援しています。2023年度は6カ国で2,190人の人材育成を行いました。

また、関連してJICAグローバル・アジェンダ「資源・エネルギー」では「エネルギートランジション」の協力方針も立ち上げており、インドネシアなどでは移行計画策定の協力を開始しています。

コベネフィット型気候変動対策

気候変動対策を推進するためには、持続可能な開発とのシナジーを最大化するとともに負の影響を最小化する「コベネフィット型」のアプローチが重要です。

2023年には、気候変動分野の協力実績は2兆円を超え、GHG排出削減量は年間約151万トンを達成していま

す。一方で、開発途上国にとり急務である適応策は、緩和策と適応策の両方に取り組む事業を含めても金額ベースで協力実績の約3割に留まるなど、適応策の支援拡大が引き続き重要です。このため、円借款での案件形成を強化するとともに、防災や水資源、農業などの分野で技術協力と無償資金協力の案件形成を一層推進します。

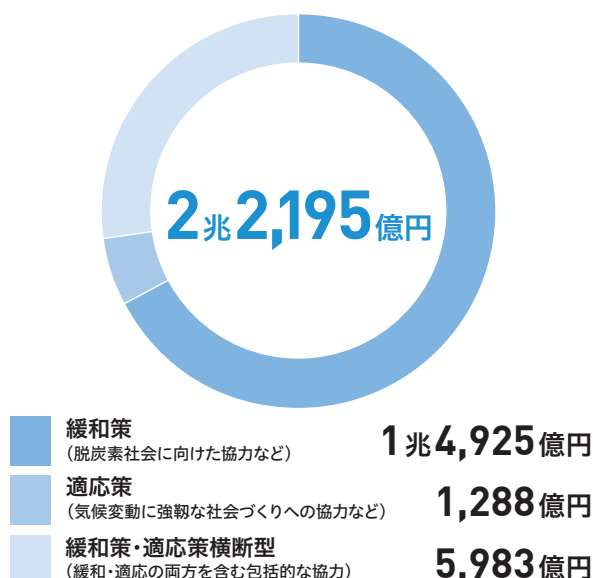
モンゴルの大気環境改善への協力

首都ウランバートルでは、特に冬季の大気汚染が深刻で、その原因の一つが交通渋滞時の自動車からの排気ガスです。対策として、中心部の10カ所で信号機の時間帯別の秒数を調整し、交通状況の変化を検証するなど道路交通の信号制御システムの運用能力を向上しました。

この結果、部分的に交通渋滞が緩和する効果が得られ、大気汚染物質の削減とともに、燃費の改善に伴う二酸化炭素の排出削減という環境改善と気候変動対策のシナジーが期待されています。

気候変動対策分野の協力実績（2023年）

気候変動対策分野におけるJICAの協力総額※1



GHG排出削減量※2

約 **151** 万トン/年

主な事例

インド・西ベンガル州における気候変動対策のための
森林・生物多様性保全事業（円借款）

約 **1** 万トン/年

ラオス・モンsoon風力発電事業（海外投融資）

約 **75.8** 万トン/年

※1 有償資金協力（貸付や出資）の承諾額に加え、無償資金協力の新規G/A締結額、技術協力の支出額を含みます。また、四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。
※2 当該暦年に新たに協力を行う事業の完成後に期待される年ごとの削減量の合計。

緑の気候基金

緑の気候基金（GCF: Green Climate Fund）は、開発途上国の気候変動対策を資金面で支援する多国間の基金です。JICAは2017年7月に日本で初めてGCF

の認証機関として認定され、GCFから資金を受託し、東ティモールとモルディブで協力を進めています。

東ティモールの森林地帯コミュニティ支援

承認時期: 2021年3月

JICAの協力により開発された森林管理のモデルを活用し、東ティモールの4流域にある74の村落で、森林の減少抑制および再生を行います。また、自然資本に依存して生活する約4万8,000人の住民に対し、気候変動による降雨量の変化がもたらす土壌流出や収量

の減少などの影響に対応できる持続可能な森林農法などを提案し、生活向上を図ります。

2023年には住民参加による土地利用のルール作りなどの活動を実施しました。

モルディブでの気候変動に強靱で安全な島づくり支援

承認時期: 2021年7月

モルディブで気候変動の影響を踏まえた海岸の保全と沿岸災害に対する強靱性・安全性の向上を目指して総合沿岸域管理計画を策定し、複数の島で地域主導型の管理体制づくりや海岸保全・防護のための対策を

行います。また、災害時の情報伝達システムの構築や関係機関職員などの能力強化を図ります。

2024年初めには、プロジェクトスタッフが雇用され活動を実施しました。

環境マネジメント

自らのカーボンニュートラル達成に向けて

基本方針・考え方

JICAは、環境マネジメントシステムの活用を通じて、自らの活動により生じる環境負荷の低減に努めています。美しい地球環境を保全し、未来の世代へと継承できるよう、温室効果ガス（GHG）排出削減を含む、環境への取り組みを推進していきます。

環境マネジメント体制

2004年度より環境マネジメントシステムの本格的な運用を開始し、2005年度にはJICA本部および国内全拠点で「ISO14001」を取得[※]しました。また、2013年からは、より効率的・効果的な環境マネジメントシステムを構築するため、理事長を環境マネジメント最高責任者として、システムを運用しています。

JICAは、環境負荷の低減を促進すべく、ISO14001の基本的な考え方を踏まえ取り組みを推進しています。

温室効果ガス削減の取り組み

本部(麴町・市ヶ谷・竹橋)および全国内拠点を対象に、組織の活動に伴う排出量に該当するScope1(直接

排出量)およびScope2(エネルギー由来の間接排出量)の計測・集計を行い、一斉消灯、LEDなどの高効率照明器具の導入、グリーン購入法に基づいた環境物品などの調達を通して、排出量削減に取り組んでいます。

環境負荷のさらなる低減に向け、「JICAサステナビリティ方針」の中で、「2030年までに組織のカーボンニュートラル達成」を目指すことを宣言しました。再生可能エネルギー由来の電力への切り替えなど、より計画的に取り組みを強化していきます。

環境教育・組織内啓発活動

組織全体の環境意識を向上させるため、職員に対してさまざまな研修の機会を提供しています。具体的には、施設管理担当職員などを対象として、環境関連法令の適切な遵守や理解の促進、環境意識の啓発を目的とする「環境法令研修」や新規採用者を対象に「環境マネジメント基礎研修」を実施し、組織全体の環境意識の醸成にも取り組んでいます。

今後も環境マネジメントに関する研修を継続的・定期的に実施し、組織内の意識啓発を進めていきます。

※「ISO14001」の認証は2013年以降取得していません。

環境データ※1

項目		2022年度	2023年度
GHG 排出量	Scope 1 (t CO ₂)※2	2,612	2,583
	Scope 2 (t CO ₂)※2	6,338	6,965
	Scope 3 カテゴリー 6 出張 (t CO ₂)※3	10,790	11,560
	カテゴリー 7 雇用者の通勤 (t CO ₂)※3	674	714
水使用量 (m ³)		76,398	117,290
紙使用量 (千枚)		8,431	9,471
LED照明の導入比率 (%)※4		47.0	47.0
公用車の電動車割合 (%)		39.1	40.9

※1 本部および国内拠点のみ。

※2 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき算定。

※3「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース」の交通費支給額あたり排出原単位から算出。出張は海外出張のフライト利用を対象。

※4 算出の精度を向上したため過年度数値を修正。

Environment 環境

生物多様性への取り組み

自然との共生社会を目指して

次世代へ豊かな自然の恵みを引き継ぐ

人々の生活、経済、社会は、豊かな自然環境からさまざまな恩恵を享受することで成り立ってきました。こうした豊かな自然から人間が得られる恵みは生態系サービスと呼ばれ、人間の生存と良質な生活に欠かせません。しかし現在、人間活動の急激な増大により、自然環境は急速かつ著しく劣化してきています。これによって、気候変動をはじめ、砂漠化や生物多様性の損失などの現象が顕在化し、私たちの生活にもさまざまな影響を及ぼしています。

今後もさらなる人口の増加、天然資源やエネルギーなどの需要の増加が見込まれるなか、自然環境の劣化はますます深刻になり、地球環境が本来持つ回復能力の限界を超え、人々の生活に影響する不可逆的な変化が起こる可能性が指摘されています。こうした指摘を踏まえ、持続的な社会の発展のために、自然環境の劣化を

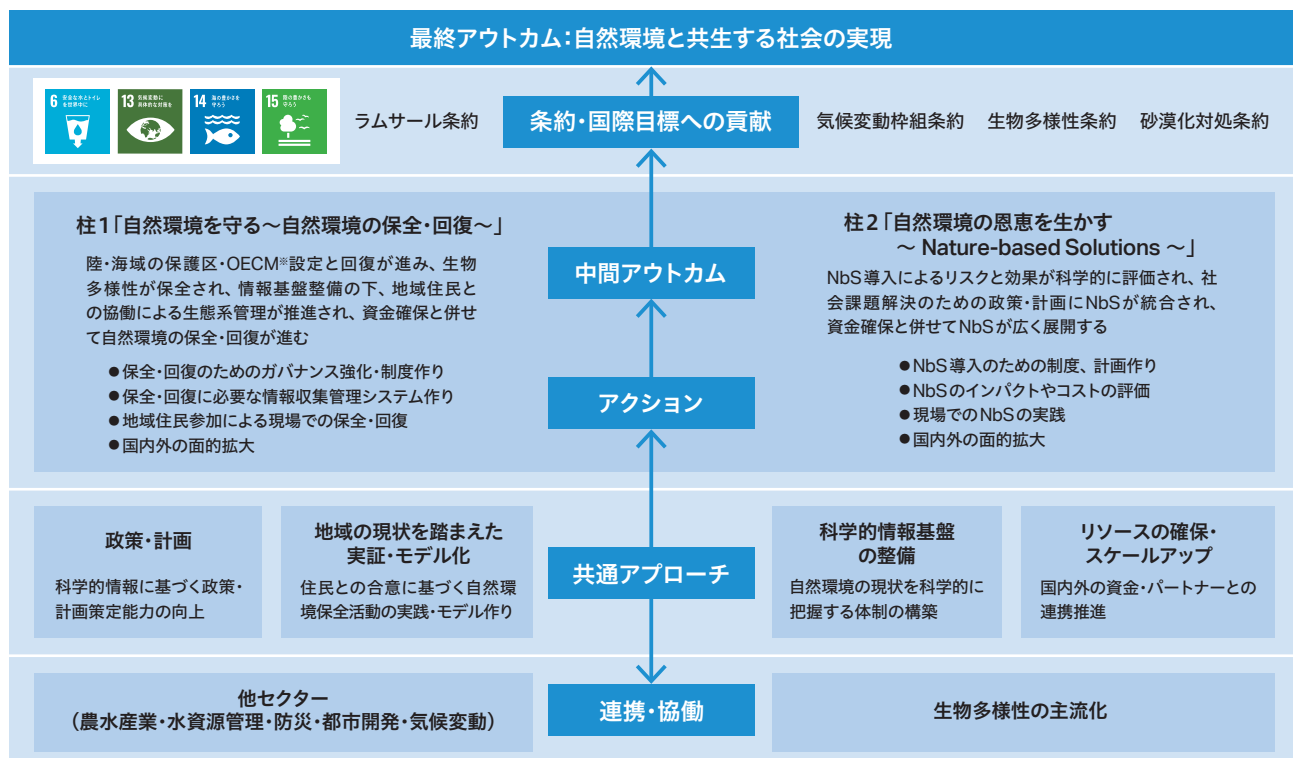
防ぎ地球環境の回復能力を維持することが急務となっています。

自然環境の劣化は、食料や水といった資源の枯渇や汚染、生産基盤の損失、自然災害の発生などを引き起こします。特に開発途上国では、経済・社会構造が自然環境に強く依存しているために、自然環境の劣化が、人間の安全保障を脅かしています。

自然を守ること、そして自然の恩恵を生かすことは、開発途上国の課題の解決と、気候変動対策や生物多様性の保全など地球規模の課題の解決に貢献するものです。

次世代へ豊かな自然の恵みを引き継ぎ、日本も含め世界の国々の持続的発展に貢献するためにも、JICAはサステナビリティ方針で掲げた「海洋環境・森林・水資源の保護等の自然環境保全」を主目的とした取り組みを強化します。さらに、これら以外の都市開発や農業開発などの分野でも生物多様性の主流化を推進していきます。

自然環境保全クラスター事業戦略



※ 保護地域以外で生物多様性保全に資する地域 (Other Effective area-based Conservation Measures)

自然と共生する社会を目指して

JICAグローバル・アジェンダの一つ「自然環境保全」では、陸域、沿岸域の自然環境と人間活動の調和を図り、自然環境の減少や劣化を防ぐことで多くの恵みを受し続けられる社会の構築を目標に掲げています。JICAは、その実現に向けた戦略として「自然環境保全クラスター事業戦略」を策定しました。このなかでは、次の2つを柱に定め、取り組みを進めていきます。

柱1.自然環境を守る

貴重かつ重要な生態系の保全と劣化した生態系の回復により、生物多様性が保全されることが重要です。そのために、保護区などを設定して自然環境の改変や資源利用を制限し、影響を和らげ、劣化した生態系の回復と持続的管理の強化に取り組みます。なかでも、多岐にわたる利害関係者間の意見を調整するための協議枠組みを構築するとともに、科学的な情報基盤を整備し、エビデンスに基づいた意思決定を促すなど、環境ガバナンスの強化に重点を置きます。

柱2.自然環境の恩恵を生かす

近年、自然がもたらす生態系サービスを水資源の保全や防災、気候変動対策、コミュニティの生計改善といったさまざまな社会課題の解決策として活用する「自然に基づく解決策 (Nature-based Solutions: NbS)」の重要性が認識されつつあります。JICAは、NbSの導入によるリスクと効果を科学的に評価し、社会課題の解決のための政策や計画にNbSを統合することを目指します。さらに、資金確保と併せてNbSを広く経済・社会の中で実装する取り組みを進めていきます。

このクラスター事業戦略では、直接目標 (2026年)、中間目標 (2030年)、最終目標 (2050年) と、中・長期的な目標・指標を定めています。また、自然環境への負の影響を抑える廃棄物管理や污水管理などの環境管理のほか、水産資源管理やエコツーリズム、統合水資源管理など、さまざまな国や地域で自然と共生する社会を目指した活動を進めていきます。

関連情報 JICAウェブサイト >>> クラスター事業戦略 本文 (PDF)

自然環境保全クラスター事業戦略の目標 (起点:2022年)

最終目標 (2050年)	開発途上国・地域での自然環境と共生する社会の実現
中間目標 (2030年)	① 開発途上国・地域の自然環境の減少・劣化の阻止 ② 開発途上国・地域でNbSの一層の普及 ③ 上記①②を通じた温室効果ガスの排出削減または吸収 ④ 上記①②を通じた開発途上国・地域の住民への裨益 ⑤ 上記①～④のための開発途上国・地域での自然環境保全に従事する行政官などの人材育成
直接目標 (2026年)	上記①～⑤に向けた取り組みの着実な進行

NbSを活用した防災・減災

JICAはNbSを事業の中に浸透させるため、西バルカン地域で森林火災対策に加えて、生態系を活用した防災・減災の試行的な導入を進めています (P28参照)。

北マケドニアでは土砂災害予防のための治山、コソボでは雪崩被害予防のための雪崩防止林の整備、モンテネグロでは海からの潮風害や海岸からの飛砂の軽減を図るための海岸林の保全や再生など、日本の経験や技術を生かした協力は多岐にわたります。



コソボの主要な自然災害の一つである雪崩を防ぐため木柵を設置し植樹している

Social 社会

人権への取り組み

人間の安全保障の実現に向けて

JICA事業での取り組み

人間の安全保障とは恐怖からの自由、欠乏からの自由、そして尊厳を持って生きる自由を組み合わせた概念であり、人権の概念とも相互に補完し合うものです。JICAは人間の安全保障の考え方を事業に反映することで、開発途上国における人権の保障を目指します。

JICAはサステナビリティ方針の「社会」の柱として、基本的人権を尊重することを明示しています。日本政府が1979年に批准した国際人権規約である「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約（社会権規約）」と「市民的所有政治的権利に関する国際規約（自由権規約）」に挙げられた人権を尊重し、JICAは開発協力事業を通じて開発途上国における人権の保障に関するさまざまな取り組みを行っています。

具体的には、社会権規約が対象とする、衣食住の保障、健康や教育への権利に関し、社会・経済インフラの整備、農業開発、保健医療や教育の改善などの協力を行っています。また、自由権規約が対象とする言論の自由や表現の自由に関し、公共放送の機能強化のための協力を行っています。ほかにも、人権保障の基盤となる法制度の整備（P27参照）、すべての人々の社会権を保障する障害者の権利保障（P63参照）、ジェンダーに基づく暴力被害者支援（P65参照）などがあります。

ビジネスと人権の政策を担う人材の育成

経済のグローバル化に伴い国境を越える企業活動が拡大するなか、関係する労働者、生産現場周辺の住民、消費者などの人権侵害への対応が課題となっています。

2011年に国連人権理事会において全会一致で支持された「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合『保護、尊重及び救済』枠組実施のために」では、企業を含む第三者による人権侵害からの保護は国家が担う義務であり、また、企業には人権を尊重するという責任が定められています。加えて、被害者が容易に実効的な救済の手段へアクセスできるようにする必要性が記されています。日本政府はこの原則を踏まえ、2020年に行動計



各国の人権保護に向けビジネスと人権の優良事例や課題を共有する研修を2024年1月に開催した

画を策定し、さらに2022年9月には「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定しました。

この動きに連動し、JICAは、2024年1月に国家の人権政策の策定や実施を担うカンボジア、コートジボワール、エジプト、メキシコ、モンゴル、スリランカ、タイの行政官や裁判官向けに、ビジネスと人権の分野で初めて研修を実施しました。

この研修では、日本の関係省庁や機関、地方自治体、企業、法律家、労働組合などから有識者を招き、ビジネスと人権に関する政策とその実施事例や課題を紹介しました。加えて、国際労働機関（ILO）や経済協力開発機構（OECD）など国際機関の協力を得て、国際的な潮流や取り組みを共有しました。また、研修員からも自国の取り組み事例や課題について発表があり、研修講師を含む日本の参加者と活発に意見交換を行いました。

その結果、企業による人権尊重を促進し、持続可能なビジネスを実現するための国家の役割について、双方が学び合う貴重な機会となりました。

ジェンダー平等への取り組み

誰もが自分らしく生きられる社会に向けて

世界の潮流と JICA の取り組み

ジェンダー平等は、人間の安全保障の実現に不可欠な普遍的な価値です。SDGsの中でジェンダー平等と女性のエンパワメント※1の推進は目標5であるとともに、公正で持続可能な開発の実現におけるその重要性に鑑み、17すべての目標の達成のための必須条件とされています。

JICAグローバル・アジェンダの一つ「ジェンダー平等と女性のエンパワメント」では、誰もが性別※2にとらわれず、尊厳を持って自分らしく生きられる社会の実現を目指しています。それに向けてJICAは、あらゆる事業でジェンダーの視点を取り入れることを推進しています。その際、①法律や政策・制度、組織の変革、②女性や女兒の能力強化、③男性を優位とする社会規範や人々の意識・行動の変容の3つを踏まえることが必要です。

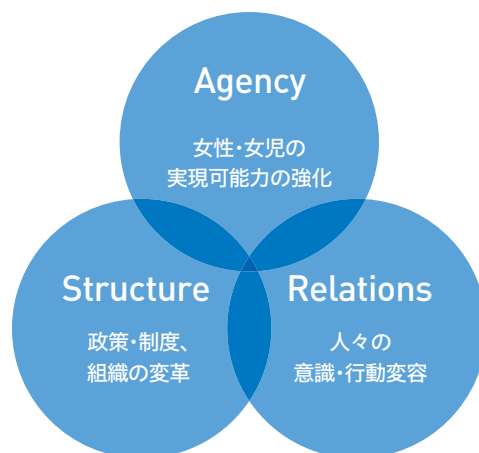
JICAは、特にジェンダー平等と女性のエンパワメントの実現に向けて「ジェンダースマートビジネス (GSB) ※3の振興」と「ジェンダーに基づく暴力 (SGBV) の撤廃」に取り組んでいます。ジェンダースマートビジネスの振興に向け、良質な金融サービスを手の届く価格で利用できる金融包摂や女性による起業、リーダーシップ、就労の促進を図っています。また、ジェンダーに基づく暴力の撤廃に向け、被害当事者の保護・救済および自立・社会復帰のための制度整備や人材育成、社会の意識・行動変容を促進しています。

ジェンダーに基づく暴力の撤廃に向けて

ジェンダーに基づく暴力とは、「女性らしさ」や「男性らしさ」など社会文化的につくられた性役割や性規範、不平等な力関係を背景に振るわれる暴力を指します。世界の女性の3分の1以上が、生涯で身体的・性的暴力を経験しています。この暴力にはドメスティックバイオレンスや性暴力、性的搾取のほか、人身取引や児童婚、名誉殺人、女性性器切除も含まれます。

JICAは、「ジェンダーに基づく暴力の撤廃」に特化した事業戦略を2023年に策定し、①地域社会におけるサポーターの育成、②被害者中心アプローチ※4を実践する

ジェンダー平等の実現に向けた3つの視点



専門人材の育成、③政策・制度の整備および支援サービスの強化に取り組んでいます。暴力を許容せず、被害を受けた女性や少女が適切な支援サービスを受け、尊厳を持って安全に生きられる社会づくりを目指します。

紛争の影響下や災害後は、女性は男性よりも負の影響を受ける傾向があり、ジェンダーに基づく暴力のリスクが高まります。2000年に平和・安全保障の文脈に「女性」を関連付けた初の「女性・平和・安全保障 (WPS)」に関する国連安保理決議第1325号が採択されて以降の一連の決議では、女性のニーズに即した支援を行うこと、ジェンダーに基づく暴力からの保護と予防、女性の人権保護、紛争後の復興における女性の参画推進などが必要とされています。

JICAは、ジェンダーに基づく暴力の撤廃のための協力を南スーダン、ケニア、パキスタンなどの紛争の影響がある国で実施しています。また、ジェンダーの視点に立った日本の防災や災害復興経験を生かした研修などを実施し、女性・平和・安全保障の推進に貢献しています。

※1 女性がジェンダーに基づく差別や問題に気づき、主体的に判断・実践する力や自己決定する力などをつけていく取り組みやプロセス。

※2 ここでは、性的指向や性自認、身体的性、性別表現 (SOGIESC) を含める。

※3 ここでは、営利を目的とする企業が本業との関係で取り組むジェンダー視点に立った活動、あるいは、そうした取り組みをする企業、とする。

※4 守秘義務の順守や人権尊重を原則とし、被害者の安全と本人の選択を最優先して課題解決を促す支援アプローチ。

Social 社会

サステナビリティボンドとしてのJICA債

SDGs達成に向けて民間資金を動員

JICA初のサステナビリティボンドを発行

JICAは、SDGs達成に向けた民間資金の動員、国内ESG※債市場の発展促進、さらにJICA事業の周知を目的として、2016年に国内初となるソーシャルボンドを発行しました。以降、2022年度末まで国内で発行するすべての債券をソーシャルボンドとして発行しています。JICAが発行する債券（JICA債）で調達した資金は有償資金協力事業に充当され、そのすべてが開発途上国の社会課題の解決に貢献しています。また、このなかには再生可能エネルギーを使った電源開発や自然環境保全と地域住民の生計向上を同時に支援する事業など、社会的課題の解決に加えて環境面の課題解決にも貢献する事業が含まれています。

このようなJICAの有償資金協力事業がもたらす多様なインパクトをより分かりやすく発信するため、2023年4月に債券フレームワークを刷新し、サステナビリティボンドを新たに加えた「JICAソーシャル／サステナビリティボンドフレームワーク」を公表しました。フレームワークに対するセカンド・パーティー・オピニオンは、ムーディーズ社より取得しています。この新しい債券フレームワークに基づき、2024年3月末までにサステナビリティボンドとして、海外では12.5億ドル（ドル建て債券）、国内では650億円（円建て債券）を発行しました。

JICA債は、ESG投資やSDGsへの貢献ツールとして多くの投資家に支持され、2024年3月末までに347の

投資家から投資表明がありました。また、2023年度は投資家との対話の一環として、JICA債への投資家である曹洞宗と「食、防災・災害復興、平和」をテーマとしたエンゲージメント対談を実施しました。

新たに防災・復興ボンドを発行

近年、日本を含む世界各地で地震や津波、洪水、暴風雨、土砂災害、山火事など自然災害が頻発し、被害が甚大化しています。関東大震災から100年にあたる2023年の9月に、防災および自然災害からの復興に向けた取り組みを一層強化するため、JICAとして初めて「防災・復興ボンド」（サステナビリティボンド）を発行しました。調達した資金は、開発途上国での防災投資および自然災害からの復興を支援する有償資金協力事業に充当されます。

個人向け「JICA SDGs債」を身近なツールに

JICAは2011年度に個人向け債券を初めて発行していますが、2022年度からは1万円より購入可能な「SDGs債」の発行を開始しました。個人が気軽に国際協力に参加する手段の一つとして、歓迎する声が届いています。

今後もESG投資、SDGsへの貢献、身近な国際協力ツールであるJICA債の発行を通じて、多様な資金を動員し、開発途上国そして世界全体の持続的な発展に貢献していきます。

※ Environment、Social、Governanceの略称



ESG債※発行総額（2024年3月末現在）

国内 **4,850** 億円
(円建て債券)

海外 **12.5** 億ドル
(ドル建て債券)

※ ソーシャルボンドおよびサステナビリティボンドとして発行された債券を指します。

調達

調達における取り組み

サステナブルな調達を目指す

JICAは、公共調達を担う機関として、公正性、透明性、競争性を確保しつつ、サステナブルな調達を目指して、継続的に合理化に取り組んでいます。

具体的には、環境に配慮した調達や障害者就労施設などからの調達を推進しています。また、多様な人材が国際協力で活躍することを後押しするため、選定時に「ユースエール認定」や「えるぼし認定」など若者や女性の活躍促進といったダイバーシティ推進の観点からも評価しています。加えて、国際協力人材の育成のため、次世代の業務主任者と若手人材の積極的な登用を目的として「業務管理グループ制度」と「若手育成加点点制度」を導入しています。

事業の推進に寄り添う

JICA事業による開発インパクトの最大化を目指し、より迅速かつ効率的に、ヒト・モノ・サービスを調達できるよう制度改革を推進しました。なかでも複雑な調達・派遣制度と手続きを抜本的に見直し、合理化・簡素化を進めました。具体的には、電子化へのシフト（電子入札、電子契約、派遣に必要な文書の電子化）、契約管理ルール of 簡素化、コンサルタント等契約におけるラン

プサム契約の拡大による成果管理への移行などを実現しました。結果、JICA内外を対象にしたアンケートでは、業務負担が軽減した、受注者裁量の拡大によって業務の質の向上につながるとの評価が得られました。

加えて、激動する世界情勢においてJICAに求められる役割も多様化するなか、特に人道支援や自然災害対応など、緊急性の高い支援への取り組みも強化しています。2023年度は、ウクライナに加えパレスチナのガザ地区で人道危機が深刻化するなか、いかに早く物資を現場に届けるかが課題となっていました。そこで、赤十字国際委員会と連携することにより、JICA単独では困難だったウクライナへの物資輸送を実現しました。またガザ地区へも、ウクライナ支援で得た知見やネットワークを生かし、緊急支援物資を届けています。

このほか、大規模な自然災害が発生した際に、迅速に物資調達や輸送を行うため、見積取得先の範囲と選定ルールをあらかじめ定めて複数の受注候補者を整えておくスタンドバイ契約（コンサルタント派遣、機材調達および輸送業務）を新設しました。

このように公共調達の原則を確保しつつ、予期せぬ災害や紛争に備え、常時、迅速に対応できる体制・仕組みを構築することで、ロジスティクスを強化しています。

2023年度実績

環境物品等の調達の推進等に関する法律
(グリーン購入法)に基づく調達実績

49%

調達のあった115品目のうち、
環境物品の調達を100%達成した割合

国等による温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の推進に関する法律(環境配慮契約法)
に基づく調達実績

8件の入札 5件の契約締結

国等による障害者就労施設等からの物品等の
調達の推進等に関する法律に基づく調達実績

38件

Governance ガバナンス

サステナビリティ推進体制

組織・事業両面でのさらなる強化

組織運営および事業実施におけるサステナビリティ推進を加速すべく、2023年4月に「サステナビリティ推進室」を設置。10月には最高サステナビリティ責任者(CSO)およびサステナビリティ推進担当特命審議役を配置しました。2024年10月からは副理事長がCSOの役割を担っています。これら体制の下、3本柱に沿って、全組織的に取り組みを進めています。

サステナビリティ推進の3本柱 (2023-2024年度)

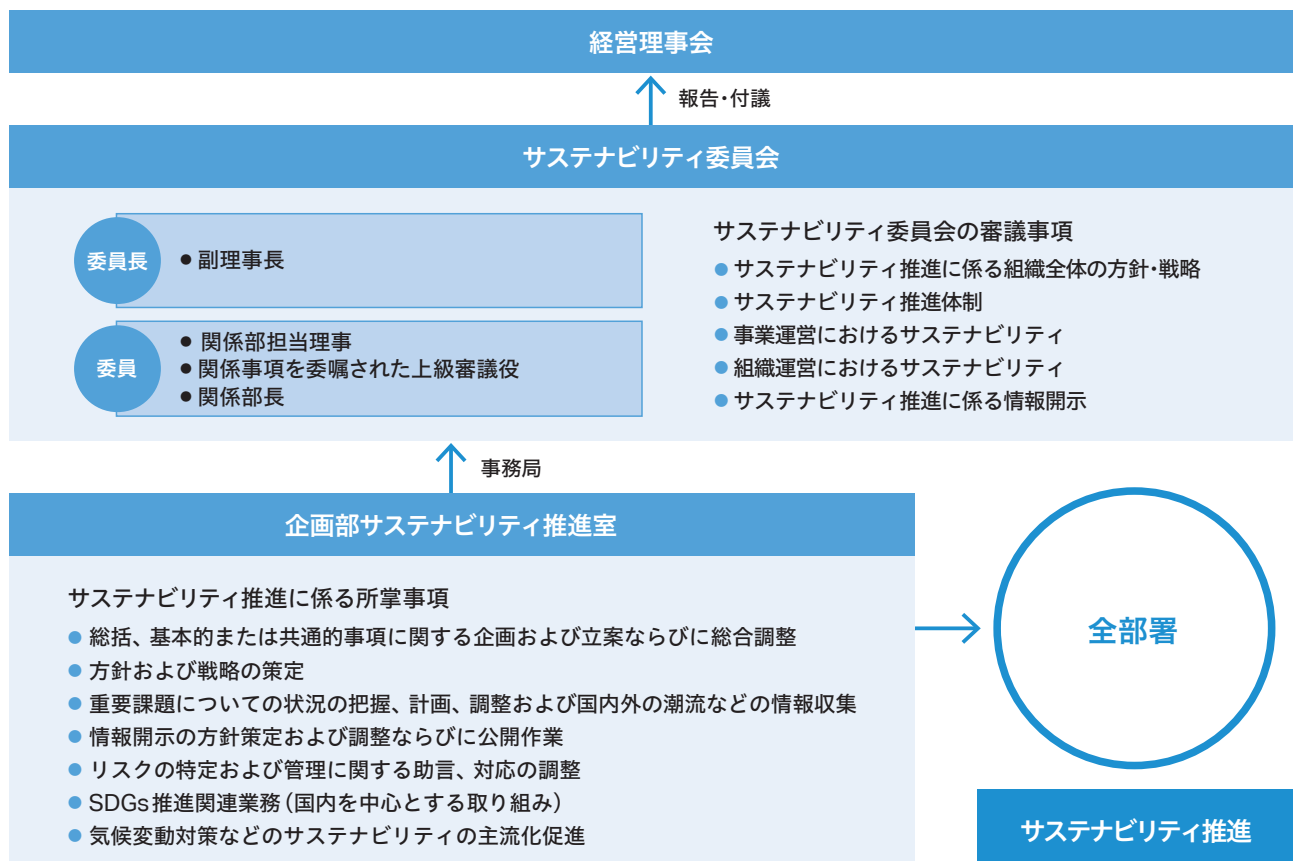
1. 健全な組織を創る (組織のSDGs達成を推進する)
2. 信頼される組織を創る (組織としての責任を果たす)
3. 新しい価値を創る (事業のインパクトを高める)

サステナビリティ委員会

2022年11月に設置されたサステナビリティ委員会は、2023年度に5回開催され、右の議題を審議し、今後の取り組みの方向性を確認しました。

- 組織の気候変動対応
- ビジネスと人権に係る取り組みの方向性
- 気候リスクの特定およびその管理体制
- 事業における気候変動対応への中長期的コミットメント方針
- サステナビリティ方針の策定
- 生物多様性の主流化
- 対内外エンゲージメントの方向性と計画

サステナビリティ推進体制



環境社会配慮

環境・社会への負の影響を緩和するために

ガイドラインと異議申立手続要綱のポイント

JICAは、協力事業が自然環境や社会環境に与える影響を抑え、持続可能な開発が行われるよう、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」と「国際協力機構環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」を定め、これらに基づき環境社会配慮確認を行っています。

事業実施に際しては、このガイドラインの下、プロジェクトが環境や地域社会に与える影響を回避または最小化し、受け入れることができないような影響をもたらすことがないよう、相手国などが適切に環境社会配慮を行うための支援と確認を行います。また、現地の住民からの異議を受け付け、ガイドラインが遵守されていない恐れがある場合に対応するため、調査や調整を行う異議申立制度を整備しています。

2022年1月に12年ぶりにガイドラインを改正し、気候変動への対応として温室効果ガス総排出量の推計や公表の取り組みを盛り込みました。また、事業計画の早期の段階で対外情報発信・対話を促進し、開発効果をより迅速に発現させることを目指し、環境アセスメント報告書の情報公開要件を見直しました。さらに、影響を受ける現地の人々の環境社会配慮確認プロセスへの適切な参加が確保されるよう、世界銀行などの国際機関の対応を踏まえ、従来の取り組み指針を拡充・見直しています。

ガイドラインの改正に併せて、異議申立手続要綱についても、異議申立審査役の独立性・中立性の明確化、十分な調査期間の確保、申立要件の見直しによるアクセス向上などの観点から改正しました。

環境社会配慮確認のプロセスと透明性の確保

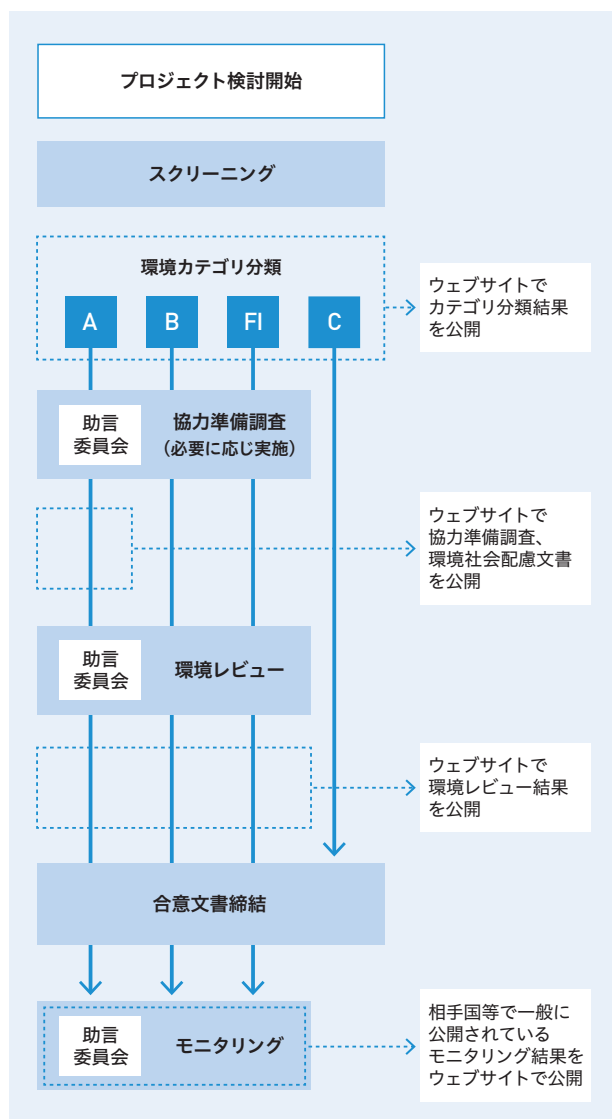
環境社会配慮確認のプロセスは、①環境や社会への影響度合いに応じて4つのカテゴリーに分類する「スクリーニング」、②事業実施を決定する際に環境社会配慮の確認を行う「環境レビュー」、③事業実施から完了後まで環境や社会への影響を調査する「モニタリング」の3つの工程から成ります。

各工程において、説明責任と多様なステークホルダー

の参加を確保するため、環境社会配慮に関する情報公開を相手国などの協力の下で積極的に行っています。

その一環として、公募で選ばれた外部専門家から成る「環境社会配慮助言委員会」を常設し、協力事業における環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得ています。さらに、透明性と説明責任を確保するため、同助言委員会の議事録や相手国などが作成した環境社会配慮に関する文書を公開しています。

環境社会配慮確認の手続き



Governance ガバナンス

組織内外とのエンゲージメント

外部イニシアティブへの参加

JICAは、日本のODA実施機関としての責任を果たし、積極的に国内外の議論に加わるため、さまざまなイニシアティブに参加しています。また、日本の開発協力に関わるアクターが協調してサステナビリティを推進すべく、「JICA×ECFA（一般社団法人海外コンサルタンツ協会）サステナビリティ・フォーラム」を2023年12月から開始しています。加えて、着実な低炭素社会への

移行（トランジション）を実現するための金融手法であるトランジション・ファイナンスの在り方について議論する「アジアGX（グリーントランスフォーメーション）コンソーシアム」にも参加しています。

これらの取り組みを通じて、組織の健全性を高め、協働・共創の機会を創出し、持続可能な社会の実現に貢献していきます。

主なサステナビリティ関連イニシアティブ

Asia Transition Finance Study Group(ATF SG)

より持続可能な未来に向けて、アジア経済の公正かつ秩序ある移行の実現を支援するための、アジアで事業展開する銀行を中心とした民間主導のイニシアティブです。JICAは、2023年11月よりパートナーとして参加しています。

TNFDフォーラム

自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）は、企業や金融機関が、自然資本や生物多様性に関するリスクや機会を適切に評価し、開示するための枠組み構築を目的とした国際的な組織です。その議論を支援するフォーラムに、JICAは、2023年12月より参加しています。

TCFDコンソーシアム

効果的な情報開示や開示された情報を適切な投資判断につなげるための取り組みについて議論する組織です。JICAは気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言を踏まえた情報開示を進めており、2024年1月より参加しています。

生物多様性のための30by30アライアンス

2030年までに陸と海の30%以上を保全する国際約束30by30や、自然生態系の損失を食い止め回復させていく「ネイチャーポジティブ」に向けた機運の醸成と、ネイチャーポジティブにつながるプロジェクトの実施に取り組む有志連合です。JICAは発起人メンバーとして参画して以降、コアメンバーとして活動しています。

組織内エンゲージメント

外部パートナーとの協働・共創と並行して、JICAで働くすべての職員などがサステナビリティ推進に取り組む組織内エンゲージメントも重要です。各人がJICAの目指す方向性や目的を理解し、その達成に向けて自発的に貢献しようという意識を持ち、行動することを目指して、双方向のコミュニケーションの強化を図っています。2023年度、サステナビリティ推進室は関連部署と共に、組織内の勉強会やセミナー、研修を計31回、延べ1,800人以上に対して実施しました。

サステナビリティ方針の考え方や業務との関係性を含め、自分ごと化するための議論を通じ、組織内のサ

ステナビリティ推進に向け意識を段階的に向上させ、具現化していくことを目指しています（人材戦略におけるエンゲージメントについてはP95参照）。

サステナビリティに関する組織内意識調査（2023年度）

自分は、JICAのサステナビリティ推進に関する取り組みについて知っている。

3.58

JICAは、組織・事業双方でサステナビリティ推進に資する取り組みを進めている。

3.52

（注）現地スタッフ含む全員を対象とした意識定点調査より、5段階での回答。

CHAPTER

3

2023年度の概況

地域別概況 054

東南アジア・大洋州	054
東・中央アジアおよびコーカサス	058
南アジア	060
中南米・カリブ	062
アフリカ	064
中東・欧州	066

多様な事業とパートナーシップ 069

大学・研究機関との連携	069
民間企業との連携	072
ボランティア事業	075
日系社会との連携	077
外国人材受入れ・多文化共生支援	078
国際協力への市民参加の促進	080
国際緊急援助	082
国際機関・他ドナーとの連携	084
研究活動	085

地域別概況

東南アジア・大洋州

東南アジア

未来の共創パートナー

2023年は日本ASEAN友好協力50周年という節目の年でした。日本と東南アジアは相互に学び、地域的な課題に加え気候変動などの世界的な課題に共に取り組む重要な「共創」パートナーとして、連携を強化していく姿勢を示しました。

近年、東南アジアは目覚ましい経済発展を遂げ、世界にその存在感を高めています。一方、開発課題は多様化・複雑化し、地球規模の課題も顕在化しています。JICAはこうした課題に共に対応し、次の50年に向け、これまで培った信頼の下、新たなパートナーシップを築いていきます。

東南アジア協力の重点領域

この地域の平和、安定および繁栄に貢献するため、ASEANの経済統合や空港、港、道路など物理的な連結性に加え、海上保安能力の強化を通じ、安全な海洋航行の実現に取り組んでいます。

また、経済・社会の発展と世界的な社

会課題である脱炭素化の実現を両立させるため、産業界とも連携し持続可能な社会の実現を目指しています。

地域の発展を支える取り組み

JICAはインドネシア、フィリピン、ベトナムなど、各国の都市鉄道(MRT)の整備に協力しています。インドネシアのMRT運営会社は円借款で鉄道建設を進めるとともに、習得した日本の技術や経験を生かし、ベトナムなどのMRT運営会社に対し、運転・保守などに関する研修を実施しています。

フィリピンでは、多目的船の供与や密漁などの漁業監視を行う関係者を対象とした研修などを通じ、海上保安能力の強化に取り組んでいます。

気候変動対策への支援としては、カンボジア、ラオス、インドネシアで脱炭素化に向けた長期計画の策定に対する協力を開始。ラオスでは隣国の電力系統と連系させる広域連系の実現に向け、国内

地域事業規模



技術協力

267.75 億円

有償資金協力

4,620.63 億円

無償資金協力

168.89 億円

- (注1) JICAの事業規模とは、2023年度における技術協力(研修員+専門家+調査団+機材供与+青年海外協力隊/海外協力隊+その他海外協力隊+その他経費)、有償資金協力(承諾額)、無償資金協力(新規G/A締結額)の総額。
- (注2) 複数国・地域にまたがるもの、および国際機関に対する協力実績を除く。
- (注3) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。



海上訓練を行うフィリピン沿岸警備隊と多目的船

ルールの整備などに取り組みました。

またJICAは、地域的な広がりのあるASEAN共同体との連携も重視し、サイバーセキュリティ対策やフードバリューチェーン開発への協力なども開始。これ

らに加え、他の開発途上国への協力を始めた東南アジア各国の援助機関に対して、JICAが蓄積してきた知見を共有し、将来にわたり地域を支える基盤づくりに取り組んでいます。

大洋州

島嶼国特有の課題

日本と太平洋島嶼国は、太平洋を共有しており、また長い歴史的なつながりがあります。大洋州地域の国々は、国土が狭く分散し、海に囲まれ自然災害の影響を受けやすく、主要な国際市場からも離れているなど、島嶼国特有の課題を抱えています。また近年は、気候変動の影響を最も受けやすい地域として危機感が高まっています。これらの課題について、共に解決策を探り日本との関係を強化するための首脳レベルの協議の場として、1997年から3年ごとに「太平洋・島サミット (PALM)」が開催されています。

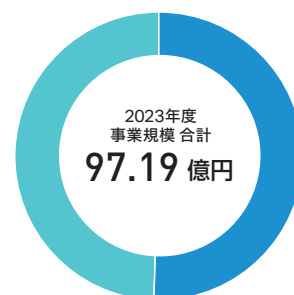
PALMに基づく協力を推進

JICAは、2021年のPALM9で合意された、気候変動・防災、経済発展のための基盤強化など5つの重点分野に基づく協力を進めてきました。

2023年度は、サモアの太平洋気候変動センターに対し、気象情報の発信や地域の行政官への研修などを通じて、気候変動への強靱性を高める協力を開始しました。

2024年7月に開催されたPALM10で新たに打ち出された方向性も踏まえ、日本と太平洋島嶼国で育んできた絆の強化に資する協力を行っていきます。

地域事業規模



技術協力

49.28 億円

無償資金協力

47.92 億円

- (注1) JICAの事業規模とは、2023年度における技術協力(研修員+専門家+調査団+機材供与+青年海外協力隊/海外協力隊+その他海外協力隊+その他経費)、有償資金協力(承諾額)、無償資金協力(新規G/A締結額)の総額。
- (注2) 複数国・地域にまたがるもの、および国際機関に対する協力実績を除く。
- (注3) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。



JICAが建設に協力したパプアニューギニアの「ナザブ・トモダチ国際空港」が2023年10月に開港



事例 | Global Agenda 16 気候変動

ベトナム バリアブントウ省環境配慮型及びIT活用型モデル工業団地管理経営能力強化プロジェクト

エコ工業団地の実践モデルを構築

産業開発と気候変動対策・環境管理を両立

経済成長が続くベトナムでは、産業の発展とともに環境保全を図る政策が強化されています。そのなかで、海外からの主要な投資先の一つとなっているバリアブントウ省では、エコ工業団地の整備が進められています。

エコ工業団地とは、再生可能エネルギーの導入や資源の有効利用を促進し、環境負荷の低減や脱炭素化を図るものです。同省は、石油化学や鉄鋼産業が盛んな一方、豊かな自然で知られ、観光も主要産業の一つです。エコ工業団地を整備することで、複数の産業が連携して

資源や廃棄物を効率的に利用する「産業共生」を促進し、環境管理や気候変動対策との両立を目指しています。

認証制度の構築に向けプロジェクトを開始

JICAは、ベトナムのモデルとなるエコ工業団地認定制度の構築を目指し、2023年10月にプロジェクトを開始。バリアブントウ省工業団地管理委員会（BIZA）と共に、汚染負荷の削減や循環型生産、脱炭素化に向けた環境対策の実証事業に取り組んでいます。このなかでは、省エネ診断・対策提案、省エネ導入事業形成、水の再利用、廃棄物の資源化・循環化などを実施する計画です。また、電力使用量などのデータを自動収集・管理するスマートメータなどのIoT技術を活用し、エコ工業団地を評価・認定するガイドラインの作成なども進めています。2024年1月に開催した工業団地の運営会社と入居企業に向けたセミナーでは、認定制度の意義を説明し、産業共生の事例として北九州エコタウン事業を紹介しました。

今後プロジェクトでは、BIZAや工業団地、入居企業と連携し、ベトナムのエコ工業団地制度の目標である「工業廃水の再生利用の割合25%」「資源効率化を実践する企業の割合20%」「温室効果ガス（GHG）削減計画の策定」などに取り組んでいく予定です。



プロジェクトのモデル工業団地となっているフーミー3特別工業団地。多くの日系企業も入居している



参加企業にも満足してもらいたい

工業団地管理委員会には、規制と投資促進の両方の役割が求められており、入居企業を巻き込みながら工業団地の「エコ&スマート化」を進めています。実証事業へ参加した企業が効果やメリットを具体的に感じられるよう、カウンターパートと共に取り組んでいきます。

JICA 専門家／日本工営株式会社
檜枝 俊輔 さん



2024年1月にモデル工業団地でセミナーを開催。BIZAや運営会社、入居企業など、官民の関係者らが参加した



大洋州で循環型社会をつくる

島嶼国特有の課題に取り組む

大洋州地域の国々は、国土が狭く、海に隔てられた厳しい条件下にあり、適切な廃棄物管理を行うことが難しい状況です。また、ライフスタイルの変化もあって自然に分解されない多様なごみが発生するといった共通の課題を抱えています。

JICAはこの地域の廃棄物管理への協力を四半世紀にわたり続けています。2011年には太平洋地域環境計画事務局 (SPREP) と共に大洋州の国々を対象とした広域プロジェクトを開始。廃棄物管理に携わる人材の育成や組織・制度などの基盤整備、各国の経験や教訓の共有、域内の協力体制の構築などに取り組んできました。

資源を有効利用する「リターン」を推進

これまでに各国の廃棄物管理をけん引する行政官ら100人以上を育成したほか、9カ国30以上の都市でごみ処理基本計画づくりを通じたごみの収集を行ってきました。トンガでは定期収集が定着し、島内に散在していたごみや不法投棄が減るなど、住民の環境への意識も変化しました。海洋へのプラスチックごみの流出防止につながる最終処分場の改善のほか、頻発する自然災害に伴う災害ごみの管理にも日本の知見が生かされています。

※ 飲料の購入時に少額の容器の預かり金を支払い、空の容器を返却することで返金を受けられる仕組み。



ソロモンでは官民協働の家庭ごみ分別収集システムが構築された

一方で、大洋州地域では域内での資源の循環利用が大きな課題です。そのため、JICAは資源物をリサイクル可能な海外へリターン（還元）する取り組みを進めています。その一つ、容器デポジット制※を導入したマーシャルでは、1年間で約1,600万本の容器が回収され、アルミ缶などがリサイクルされました。また、サモアなど5カ国では官民が連携して「リサイクル協会」を設立し、廃プラスチックなどの有効利用が始まっています。

今後は、国ごとの取り組みと域内協力をさらに強化し、大洋州の循環型社会の形成を目指していきます。

相乗効果が生まれています

長年JICAと共に取り組んできた人たちが各国の廃棄物行政の指導的な役割を担っています。プロジェクトにはSPREP、市民、企業、研究機関なども関わり多角的なアプローチが実現したことで、人々が環境に配慮した生活を意識するようになるなど、相乗効果が生まれています。

JICA 専門家
三村 悟 さん



グローバル・リサイクル・デーに実施した中学生への授業。ごみの分別が海を守る第一歩になることを伝えた [写真:SPREP]

地域別概況

東・中央アジアおよびコーカサス

依存からの脱却と産業の育成が課題

東・中央アジアおよびコーカサス地域の協力対象国は、ユーラシアの内陸部に位置するモンゴル、中央アジア5カ国とコーカサス3カ国の計9カ国です。

モンゴル、カザフスタン、トルクメニスタン、アゼルバイジャン、ウズベキスタンはエネルギーや鉱物資源に恵まれている一方で、各国の経済は資源の国際価格の変動に影響されやすく、資源依存からの脱却が課題となっています。他方、エネルギー資源に乏しいタジキスタンやキルギスでは、ロシアなどへの出稼ぎ労働者による送金がGDPの大きな割合を占めており、経済的な自立に向け、国内産業の育成と雇用の創出が急務です。

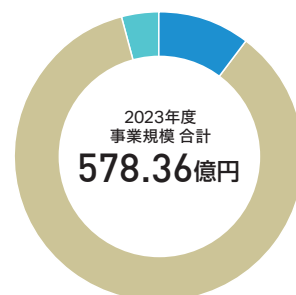
自立と安定に向けた協力

この地域は、中国とロシアのほか、アフガニスタンや中東諸国と国境を接しており、これらの国から政治・経済的な影響を強く受けています。

各国の自立と安定が維持されることは、ユーラシア大陸全体の安定に不可欠です。この認識の下、JICAは法整備などの「ガバナンス強化」、民間主導の経済活動の活性化や中小企業振興などを通じた「産業多角化」、空港、道路や発電所などの「インフラ整備」、日本人材開発センターや留学生事業など「人材育成」の4分野を柱に協力を進め、域内の連携促進にも取り組んでいます。

2023年度はウズベキスタンに対して、民間セクターの成長や経済情勢の影響を受けやすい脆弱層を支援する財政支援借款を供与しました。また、経済制裁下のロシアを通らない「カスピ海ルート（中央回廊）」の物流機能強化を支援するための調査などを実施。2024年度も域内および他地域との連結性強化に資する広域協力を進めていきます。さらに、産業の多角化に向けた取り組みとして、モンゴルでは工学系人材の育成やその環境整備を進めていきます。

地域事業規模



技術協力

59.84 億円

有償資金協力

495.99 億円

無償資金協力

22.53 億円

- (注1) JICAの事業規模とは、2023年度における技術協力(研修員+専門家+調査団+機材供与+青年海外協力隊/海外協力隊+その他海外協力隊+その他経費)、有償資金協力(承諾額)、無償資金協力(新規G/A締結額)の総額。
(注2) 複数国・地域にまたがるもの、および国際機関に対する協力実績を除く。
(注3) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。



ウズベキスタンでは発電所など多くの分野で円借款事業が実施されている [写真: 渋谷敦志]



日本の薬学教育で頼れる薬剤師を育てる

薬に対する基本的な知識が不足

日本で薬剤師は、処方箋に基づく調剤や服薬の説明だけでなく、薬を適正に使用するためのアドバイスをするなど、私たちの健康を守る身近な存在となっています。

中央アジアに位置するキルギスは、心血管疾患や糖尿病など非感染症疾患（NCDs）による死亡率が高く、血圧や血糖コントロールなど継続的な服薬管理が必要な人が多くいます。人口比でみると薬局や薬剤師の数は多いものの、薬に関する基本的な知識が不足し、服薬管理に重要な患者への説明が十分でないほか、医薬品の不適切な販売や多剤投与といった問題も起きています。

NCDs対策の進展に期待

こうした問題を抱えるキルギスで、株式会社薬ゼミ情報教育センターがJICAの中小企業・SDGsビジネス支援事業を通じて、2019年5月に薬剤師の育成支援を開始。同社は日本の薬学教育に45年以上携わってきた実績を持つ企業です。事業の開始当初、薬剤師に必要とされる技術や知識といった職能基準がないため教育目標を定めることが難しく、また薬剤師の国家試験がないため薬剤師の質が一定ではないことなどが確認されました。

そこで、2021年5月から約3年間、薬ゼミ社が実施し



eラーニングを使ったスキルアップ研修を受講する現役の薬剤師。人々の健康と患者の命を守るために不可欠なさまざまな知識を身に付ける

た実証事業では、薬剤師の職能基準案を策定するとともに、国家試験の導入に向けた取り組みを支援。また、薬ゼミ社の「eラーニング」を活用し、薬剤師のスキルアップを目的とした研修のほか、薬学部を対象に国家試験を想定した学習支援などを行いました。

その結果、薬剤師の職能基準といった法的な制度の基盤づくりに貢献したほか、研修や学習後のテストから、薬ゼミ社が提供する薬学教育の効果が実証されました。

現地ではこうした薬剤師の育成に向けた取り組みを通じて、NCDs対策が進展するものと期待されています。

職能基準が政府に承認されました

保健省、教育省、大学、薬剤師会、現地大手薬局、医師、看護師などさまざまなメンバーが協力し、「患者の命を守るための薬剤師のプロフェッショナルスタンダード（職能基準）」を完成させました。それがキルギス政府から承認されたことは、計画を上回る成果でした。

株式会社薬ゼミ情報教育センター
中島 大理さん



薬剤師の職能基準を検討・作成したメンバー

地域別概況

南アジア

成長可能性の裏にある開発課題

南アジア地域は、東南アジアと中東、アフリカをつなぐ地政学的な要衝です。約20億人もの人口を有し、うち25歳未満が約半数^{※1}を占めています。2023年の経済成長率は地域全体で5.7%^{※2}と前年比でわずかに鈍化しましたが、消費・労働市場の拡大が著しく、若い力による成長の可能性を持つ地域です。

一方、南アジアは絶対的貧困人口1.9億人^{※3}を抱え、世界でも特にジェンダーギャップが大きく、また洪水などの気候変動による自然災害に脆弱な地域です。

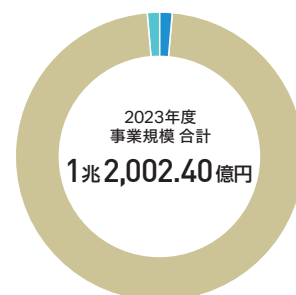
幅広い協力を展開

南アジアを取り巻く開発課題への対応と強靱な社会システムの構築に向け、JICAはインフラ整備、貿易・投資環境整備、保健医療や教育の改善、平和と安全への取り組み、域内・他地域とのつながりの強化、留学生受入れや人材育成などの幅広い分野で事業を実施しています。ま

た、協力全体を通じて気候変動対策やジェンダー主流化、DX実現に今後も一層、積極的に取り組んでいきます。

インドやバングラデシュでは、都市鉄道や都市間をつなぐ鉄道の建設支援を通じて、運輸交通の改善とともに公共交通機関への輸送手段の転換による温室効果ガス削減に貢献しています。2023年度には、バングラデシュでダッカメトロ6号線の南区間が開業しました。また、パキスタンでは産業競争力の向上を目指し、現地ICT人材と日本企業の連携を開始しました。さらにスリランカでは経済危機に対応するため、公共投資管理の強化や電力セクター改革、政策づくりや制度改善のための人材育成などを通じて、同国政府の債務再編に向けた取り組みに協力しました。アフガニスタンでは、2021年8月のタリバーンによるカブール制圧以降、日本政府の方針を踏まえ、国際機関などと連携し、幅広い人道ニーズに対する支援を継続しています。

地域事業規模



技術協力

177.17 億円

有償資金協力

1兆1,660.02 億円

無償資金協力

165.21 億円

(注1) JICAの事業規模とは、2023年度における技術協力(研修員+専門家+調査団+機材供与+青年海外協力隊/海外協力隊+その他海外協力隊+その他経費)、有償資金協力(承諾額)、無償資金協力(新規G/A締結額)の総額。
(注2) 複数国・地域にまたがるもの、および国際機関に対する協力実績を除く。
(注3) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。



ダッカ市内を走るメトロ6号線。
緑と赤色の車両が街を彩る

※1 United Nations, “World Population Prospects 2023”のデータを基に算出。※2 World Bank, “Global Economic Prospects, January 2024”
※3 World Bank, “Poverty & Inequality Indicators”のデータを基に算出。



起業支援を通じて社会課題を解決

州政府の起業・イノベーション支援に残る課題

インドでは、人口増加に伴い労働人口が増えるなかで、雇用の創出が国の最重要課題の一つとなっています。インドの南東部に位置するテランガナ州は、州都ハイデラバードに多数の大手IT企業が集まり急速な経済成長を遂げ、州政府の支援により起業も増える一方で、若年層や女性だけでなく高学歴層も失業率が高いことや州内の経済的な格差などが社会課題となっています。

州政府は、これら課題の解決に向けた起業支援と中小零細企業振興を中心にさまざまな取り組みを行っています。例えば、インド最大級のインキュベーション施設「T-Hub」やイノベーション政策推進機関「TSIC」などを設立した結果、これまでに数多くのスタートアップ企業が誕生しました。しかし、支援施設の不足や起業家への資金供給の不足に伴い、地方部や女性にまで支援が行き届かないといった課題が残されています。

円借款で持続的な産業発展に協力

これらの課題の解決に向け、JICAとインド政府は、テランガナ州で起業とイノベーションを促進する円借款事業の実施を2024年2月に合意。州政府系の各機関を通じて、事業活動資金の支援、活動拠点の整備を行う予定



テランガナ州政府が実施した地域課題解決に向けた地方発イノベーションのイベント
[写真: Telangana State Innovation Cell]

です。また、若者や女性、地域住民など幅広い層を対象とする啓発・教育プログラムを実施し、イノベーション人材の創出を後押しします。加えて、社会課題の解決を目指す事業者に対して事業への助言、パートナーマッチングなどさまざまな支援を行うとともに、この中で日本企業支援に特化したプログラムも実施する計画です。

円借款による起業支援は、JICAでは過去に例がありません。この事業が、テランガナ州で持続的な産業発展を図ると同時に、日本とテランガナ州の懸け橋となることが期待されています。



JICAの協力は力強い後押しです

テランガナ州は、新しいビジネスを起こそうという機運が高い一方で、基礎的インフラや助言体制、市場参入支援などが不足しています。プロジェクトは始まったばかりですが、JICAの協力は、州政府が進めてきたイノベーション支援の力強い後押しになると感じています。

テランガナ州イノベーション政策推進機関
プラナイ・クマールさん



若者や女性を含む地域住民を対象に起業支援プログラムを実施する予定(写真は過去の同様プログラム) [写真: WE Hub]

地域別概況

中南米・カリブ

多様な協力ニーズと知日派人材

中南米・カリブ地域は33カ国、人口6.5億人※1を擁し、ジャングルから氷河まで自然環境は多様です。他方、多くの国がスペイン語を公用語とするなど共通する言語や文化を有しています。

地域全体の所得水準は高いものの、域内人口の30%以上が未だ貧困状況※2にあります。地震やハリケーンなど自然災害発生頻度が高い国、治安や移民問題を抱える国のほか、高齢化や心臓病などの非感染性疾患が深刻な国など、多様な協力ニーズが存在しています。

JICAは自由、民主主義といった普遍的価値を共有する中南米・カリブ地域諸国との対等なパートナーシップを念頭に、安定的で強靱な社会・経済開発、貿易・投資などを通じた経済発展を促進するための協力を展開しています。また、300万人※3以上の「最強の知日派」である日系人が暮らし、貿易取引も年間6兆円以上と日本の重要なパートナーである

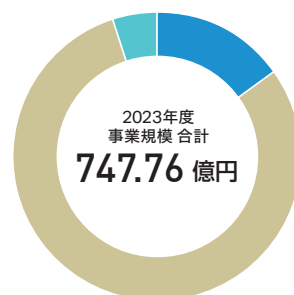
域内では、将来の知日派人材の育成や日系社会との連携強化も進めています。

パートナーシップを基に協力を展開

2023年度は多岐に渡る協力を展開し、気候変動対策やユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)達成に向け、ブラジルとペルー向けの海外投融資を承諾しました。また、パラグアイと宇宙分野での協力を開始。九州工業大学や宇宙航空研究開発機構(JAXA)の協力を得て、農業・防災分野で衛星データを利活用する予定です。グアテマラでは域内の治安改善に向けた国際セミナーを開催し、日本の警視庁の知見を共有しました。

このほか、米州開発銀行(IDB)との間で協調融資の枠組み拡大に関する覚書を新たに締結しました。また、IDBとJICAが連携し実施するスタートアップ企業支援プログラム「TSUBASA」の参加企業が開始した実証事業も、順調に進んでいます。

地域事業規模



技術協力

113.73 億円

有償資金協力

598.39 億円

無償資金協力

35.64 億円

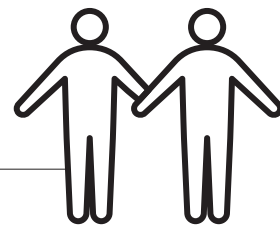
(注1) JICAの事業規模とは、2023年度における技術協力(研修員+専門家+調査団+機材供与+青年海外協力隊/海外協力隊+その他海外協力隊+その他経費)、有償資金協力(承諾額)、無償資金協力(新規G/A締結額)の総額。
(注2) 複数国・地域にまたがるもの、および国際機関に対する協力実績を除く。
(注3) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。

※1 The World Bank Open Data ※2 Economic Commission for Latin America and the Caribbean (2022)

※3 外務省「海外日系人数推計」令和5年(2023年)10月1日現在



JICAとJAXAが協力するパラグアイ宇宙機構で衛星データの解析を行う職員
[写真:パラグアイ宇宙機構(AEP)]



誰一人取り残さない防災を目指して

分断されていた平時と災害時の取り組み

2011年に発生した東日本大震災では、障害者の死亡率が住民全体の死亡率の約2倍に上りました。2015年に仙台市で開かれた国連防災世界会議で「障害」が注目され、障害者など誰一人取り残さないという「インクルーシブ防災」の考え方が意識されるようになりました。

JICAは防災に障害者の視点を取り入れた協力を各国で展開しています。その一つエクアドルでは、行政の福祉サービスと防災を担当する部署が違いため、平時と災害時の支援に分断が生じ、避難計画や避難所運営計画に障害の視点が組み込まれないなどの課題を抱えています。

インクルーシブ防災の制度化・条例化を目指す

JICAは2021年より3年にわたり、エクアドルの省庁や地方自治体の障害者福祉と防災部局の行政官を対象に、インクルーシブ防災の実施能力を強化することを目的とした研修を行いました。

1年目は、オンラインでインクルーシブ防災の基礎を学んだ後、自国における法制度整備や実施状況を整理し、課題を抽出。短期アクションプランとして、危険地域にいる災害時に支援が必要な障害者の特定を行いました。2年目は日本から専門家を現地に派遣し、アクション



本邦研修で大分県の別府発達医療センターを訪れたエクアドルの行政官。車椅子からベッドに移乗する福祉器具の操作を体験し災害時の移動の難しさを学んだ

プランの進捗確認や助言を行いました。また、「防災」と「障害」を連結させ、必要な支援に切れ目なく取り組む方法を学ぶワークショップを実施したほか、インクルーシブ防災の制度化や条例化に向けた長期アクションプランを作成しました。3年目はエクアドルから行政官が来日。福祉事業所が支援し障害者や家族が避難計画を作成したり、防災訓練を実施・検証したりといった実践方法を学びました。

3年間の研修成果を踏まえ、インクルーシブ防災の制度化や条例化に向けた取り組みが続いています。

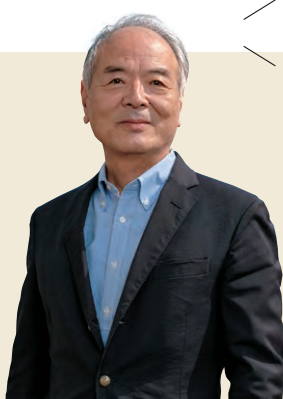
防災条例が策定されました

3年間の研修を通じて、対象4市すべてで防災条例が策定されました。今後は条例の実行が課題です。各市で障害のある人たちを含めた避難訓練に取り組むなど、徐々に防災リテラシーの高まりを実感しています。

JICA 専門家／同志社大学教授
立木 茂雄 さん



2022年5月に訪れたエクアドルの各地方都市で、防災マップや避難計画などの確認と助言を行った



地域別概況

アフリカ

アフリカの人への投資

アフリカ大陸には、中国やインドに匹敵する約14億人もの人々が暮らしています。平均年齢は18.6歳（2021年）と若く、30年後の2054年には約26億人とほぼ倍増する見込みです。

このように可能性を持つ多くの若い人材への投資とともに、人口増に伴い急増する食料需要や気候変動による災害、農業生産への影響に備えていくことが大きな課題です。

アフリカと日本の成長に貢献

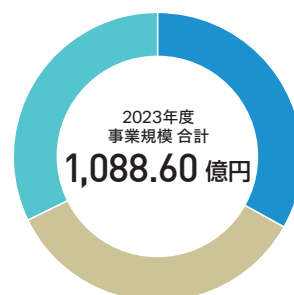
2022年8月に開催された第8回アフリカ開発会議（TICAD8）では、岸田文雄総理大臣がアフリカと共に日本も成長するための取り組みを行うことを表明しました。JICAは「TICAD8における日本の取組」の着実な実施を通じて、アフリカと日本の成長に貢献していきます。

具体的には、2023年度は、新型コロナウイルスが感染症法上5類に引き下げ

られたことに伴い、アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABEイニシアティブ）で135人の長期研修員を受け入れ、民間企業と対面で行うネットワーキング・イベントも再開しました。また、ロシア軍のウクライナ侵略に伴う食料危機への対応として、アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）によるコメの増産協力に加え、タンザニア農業投入材支援事業として100億円を上限とする円借款の貸し付けなどを実施しました。さらに、アフリカの経済成長を促進すべく日本の「カイゼン」を用いた協力やインフラ整備なども行いました。

2024年度は、引き続き「アフリカ連合開発庁（AUDA-NEPAD）」との連携により、1993年に開催されたTICADⅠ以降30年間の協力実績を振り返り、アフリカと共にどのような未来を創っていくべきかを議論するとともに、2025年8月に開催されるTICAD9の準備を進めていきます。

地域事業規模



技術協力

362.08 億円

有償資金協力

376.61 億円

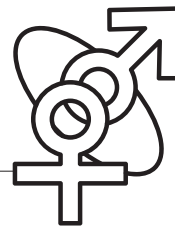
無償資金協力

349.90 億円

- （注1）JICAの事業規模とは、2023年度における技術協力（研修員+専門家+調査団+機材供与+青年海外協力隊/海外協力隊+その他海外協力隊+その他経費）、有償資金協力（承諾額）、無償資金協力（新規G/A締結額）の総額。
- （注2）複数国・地域にまたがるもの、および国際機関に対する協力実績を除く。
- （注3）四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。



マダガスカルで稲作指導を行うコメ生産性向上・流域管理プロジェクト（PAPRIZ）の専門家



トラウマに苦しむ女性・少女に寄り添う

南スーダンでは女性の約半数が暴力を経験

世界では約3人に1人の女性が身体的・性的暴力を受けた経験があるといわれています。長らく武力紛争が続いていた南スーダンはさらに深刻で、その割合は47.5%にも上ります。また、男性から女性へ支払われる「結婚持参金」目当ての児童婚も後を絶ちません。

南スーダンにもジェンダーに基づく暴力 (SGBV) 撤廃に向けた政策はあり、この問題に取り組むNGOも多数存在しています。しかし、被害当事者に寄り添った継続的な対応や中・長期的な支援は十分ではありません。

被害当事者や周りの男性の意識が変化

そこでJICAは、南スーダンのSGBVへの取り組みを改善し、被害当事者の自立と社会復帰を促進するために、2021年9月から約2年間、専門家を派遣しました。

現地では、政府職員や支援関係者を対象に、SGBVの要因と影響、各省庁の責任と役割、法的枠組み、女性への保護サービスを提供する際に取るべき標準手順書を周知するなど、SGBVに対する認識を高める研修を行いました。また現地のNGOと連携し、パイロット活動も実施。どのような活動が効果的なのか検証し、好事例・教訓をガイダンスノートとしてまとめました。



SGBV撤廃国際キャンペーン「ジェンダーに基づく暴力撤廃の16日間」で南スーダンの若者が演劇を通してSGBV撤廃の重要性を訴えた

パイロット活動の一つである職業訓練研修では、伝統的に女性の分野とみなされる縫製などだけでなく、自動車の運転教習も実施。現地では女性が自動車を運転することが少なく、被害当事者の一人は「技術を身に付け、周りから敬意を払われるようになった」と話しています。

また、今回の活動には、地域のリーダー的な男性に対するSGBV問題の啓発研修も含まれています。研修を受け意識が変わったという参加者から「古い考えに縛られている男性に児童婚の問題を伝えている」といった声が届いています。

JICA 専門家から多く学びました

JICA 専門家からSGBV被害当事者に寄り添う大切さを学びました。長期的な視野で被害当事者に対して知識や技術を習得する機会を提供し、「女性や少女が夢を実現できる社会」づくりに取り組んでいきます。JICAには今後も私たちの活動に協力してほしいと考えています。

平和コミュニケーション・イニシアティブ協会
ブランタイン・ロイスさん

ガイダンスノートが完成しました

活動の集大成であるガイダンスノートの完成後、作成に関わった多くの人から「まさに今私たちが重要だと感じていることだ」というフィードバックがあり嬉しく感じました。このガイダンスノートが、今後、南スーダンにおけるSGBV対策に貢献することを期待しています。

JICA 専門家／ワールド・ビジョン・ジャパン
池内千草さん



地域別概況

中東・欧州

2つの紛争と混迷する地域情勢

中東地域では、「アラブの春」後の混迷が依然続いています。イエメンやシリアでの内戦の長期化、シリア周辺国での難民の固定化、気候変動による水不足の深刻化など、複合的な危機が顕在化しています。また、2023年10月に発生したパレスチナ・ガザ地区での武力衝突により、同地区で甚大な被害が生じ、周辺地域への影響が懸念されています。

欧州地域では、ロシアのウクライナ侵略がウクライナと周辺国に重大な影響を与えています。また、2023年2月にトルコおよびシリアを襲った地震が両国の住民や周辺国からの難民に大きな影響を及ぼしており、早期の復興が課題です。

迅速で中長期的な協力を目指して

こうした背景の下、2023年度は、「複合的危機に対応する戦略的支援の遂行」と、「日本の開発経験や日本らしさの共有の推進」を柱に、迅速かつ中長期的な

視点で協力を展開しました。

中東地域では、ガザでの武力衝突を受け、ガザ地区向けにテント、毛布、医療用消耗品、食料キットなどの物資を供与しました。イラクの石油精製事業の継続に加え、チュニジアでは給水分野での協力を進め、エジプトでは国民生活の基盤となるカイロ市の地下鉄整備を推進しました。また、複数の国で、重要な収入源である観光の振興にも協力しました。

欧州地域では、ウクライナに対する地雷・不発弾対策や民間投資促進などの緊急復旧・経済復興協力を行いました。トルコでは震災復興計画策定やインフラ復旧、中小企業支援に取り組み、西バルカンでは質の高い成長に向け、起業家のための環境整備に協力しました。

そのほか、域内7カ国でJICAチェアを実施、知日派・親日派の育成に貢献しました。さらに、ウクライナやトルコと東北方の関係者をつなぎ、東日本大震災の復興経験を学ぶ機会を提供しました。

地域事業規模



技術協力

134.86 億円

有償資金協力

3,968.58 億円

無償資金協力

762.70 億円

- (注1) JICAの事業規模とは、2023年度における技術協力(研修員+専門家+調査団+機材供与+青年海外協力隊/海外協力隊+その他海外協力隊+その他経費)、有償資金協力(承諾額)、無償資金協力(新規G/A締結額)の総額。
(注2) 複数国・地域にまたがるもの、および国際機関に対する協力実績を除く。
(注3) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。



食料キットの配布を受ける
ガザ地区に暮らす家族



日本式の工学教育で科学技術人材を育成

砂漠にゼロから築いた大学

エジプトの科学技術人材を育成するため、同国政府より研究室制度の導入、少人数のゼミ教育や実践的な実習授業といった日本式の工学教育を実践する大学の設立要請を受け、JICAは2008年にプロジェクトを開始しました。東京工業大学、九州大学、早稲田大学、京都大学など12の大学でコンソーシアムを結成し、教員派遣やカリキュラム開発などに協力。2010年2月にエジプト日本科学技術大学 (E-JUST) が開校しました。

「アラブの春」と呼ばれる社会の動乱などを乗り越えながら、アフリカからの留学生も受け入れ、学部の開講、新キャンパスの建設などを進め、現在では約3,700人の学部生と大学院生が学ぶ総合大学へと成長しました。

世界的な大学ランキングで高い評価

E-JUSTは2014年以降、教員一人当たりの論文執筆数でエジプト国内トップを維持しています。また、研究内容、教育環境、国際性などを総合的に評価する「THE世界大学ランキング(2023年版)」では、エジプトで1位、アフリカ大陸で7位に入っています。

一方、大学の規模が拡大するなかで、教育と研究の質の維持や国際化の推進など新たな課題も生まれてい



エジプト第二の都市アレクサンドリア近郊に位置するキャンパスには14カ国3,665人の学生が在籍している(2024年3月現在)

ます。こうした課題に対し、日本の大学との共同研究や共同ゼミのほか、外部資金も活用したさまざまな学生交流事業を展開しています。また、同窓会活動の推進、国内外の学術ネットワークづくりなども進められています。

JICAが長年にわたり協力しているケニアのジョモ・ケニヤッタ農工大学とE-JUSTを日本とアフリカをつなぐ拠点大学とする「日本・アフリカ拠点大学ネットワーク構想」も進めています。JICAは、両校を中心とした学術ネットワークを構築して知識を共創し、日本の産官学との関係強化の拠点とすることを目指しています。

卒業・修了生が各国で活躍しています

E-JUSTはエジプト随一の研究レベルを誇る大学に成長しました。日本式教育を受けた学生たちはアフリカ各国で教員・研究員として活躍するなど、大きな成果を収めています。日本とアフリカの学術的なハブとなるべく、さらなる国際化の推進に協力しています。

JICA専門家
岡野 貴誠さん



学生に指導する九州大学の浅野種正教授





事例 | Global Agenda 01 都市・地域開発

ウクライナ 緊急復旧・復興プロジェクト

東日本大震災の経験・知見をウクライナへ

破壊された生活を支える機材を供与

ロシア軍によるウクライナへの侵略は長期化し、収束のめどは立っていません。しかし大きな被害を受けたインフラの復旧やがれきの撤去・処理は、戦禍の中で生きる人々の生活を支えるためにも重要です。

JICAは2023年3月に緊急復旧・復興プロジェクトを開始し、電力、がれき処理、水供給などの分野で機材を供与してきました。また、行政官らを日本に招き、視察や意見交換などを行う招へい事業も行っています。この一環として、2023年5月には、ウクライナで都市計画の策定を担う中央省庁・公社および自治体関係者を日本に招き、第二次世界大戦や阪神・淡路大震災からの復興の経験を伝えました。また、2024年2月にも、地方・国土・インフラ発展省などの中央省庁幹部と地方自治体の副知事、市長らを招へいしました。

ウクライナの行政官らが東北を訪問

この2024年2月に行なった招へいでは、ウクライナ一行は宮城県東松島市、女川町、石巻市を訪問。各自治体の関係者から、コミュニティ再建やがれき処理、産業復興に関する知見が共有されました。またウクライナ一行は、原発事故で長期にわたり避難を余儀なくされた福島



2024年2月に招へい事業で来日したウクライナの行政関係者は、福島県双葉町を訪れ住民の帰還や町の復興などについて意見を交換した

県大熊町、双葉町を訪れ、復興と住民の自発的帰還に向けた施策などをテーマに両者間で意見を交換しました。

ウクライナ側にとって今回の訪問は、政府、地方自治体、民間企業、住民との協働による町づくり、生活インフラの整備と産業基盤の形成、住民の意向を踏まえた復興計画の策定など、東北の復旧・復興に関する知見や取り組みを知る機会となりました。参加者からは「ウクライナも住民の帰還が課題であり、東北の取り組みは非常に参考になった」「復旧・復興計画は、今回の視察を踏まえすぐに進めたい」などの感想が寄せられました。

双葉町の助言を復興に役立てたい

東北視察では、ヘルソン市から避難した住民の帰還促進、都市復興に向けた施策について多くのヒントが得られました。双葉町長からは「迅速かつ柔軟な復旧・復興計画の策定が重要」との知見が共有されました。これら助言を基に、ヘルソン市の復興に取り組みたいと思います。

ヘルソン市副市長
ヴィタリ・ペロプロヴさん

復興への熱意を感じました

ウクライナの皆さんとの意見交換を通じて、住民の方を避難先から戻し町づくりを再開するという観点で、ウクライナの状況と共通する部分があることが分かりました。予定の時間をオーバーするほど熱心に質問をいただき、何としても復興するんだという熱意を強く感じました。

双葉町長
伊澤 史朗さん

多様な事業とパートナーシップ

大学・研究機関との連携

JICA 開発大学院連携

近代化の経験と開発協力の教訓を提供

JICA開発大学院連携では、開発途上国の未来と発展を支えるリーダーとなる人材を日本に招き、欧米とは異なる日本の近代の開発経験と戦後の援助実施国としての知見の両面を学ぶ機会を提供しています。また、日本で学び帰国したJICA留学生*が母国の開発課題の解決に取り組むとともに、知日派・親日派のトップリーダーとして活躍し、日本との協力関係が維持・強化されることを目的としています。2023年度末時点で、日本の修士や博士課程で学んでいるJICA留学生は、世界104カ国2,000人を超えています。

こうしたJICA留学生に対し「JICA開発大学院連携プログラム」では、日本の大学院で専門分野の教育研究に加え、欧米とは異なる日本の近代化の経験と戦後の開発協力の実施国としての知見を学ぶ機会として「日本理解・地域理解プログラム」と「各大学におけるプログラム」を提供しています。

すべてのJICA留学生が参加可能な「日本理解・地域理解プログラム」は、JICAと連携する大学やJICAの国内機関が企画。産業革命やインフラ開発など日本の近



広島を訪れる各国の留学生。JICAは留学生間、自治体や民間企業、政府関係者とのネットワーク構築の機会を設けている

JICA 留学生の出身国と受入総数
(2010–2023 年度)



100カ国超 9,500人超

近代化の経験のほか、少子高齢化や地方創生といった課題先進国ならではの開発課題を、日本の開発経験として題材に取り上げています。講義や関連施設の訪問、行政や企業、教育機関との交流を通じ、多様なアクターによる協働体制を理解するとともに、自らの研究活動と日本の開発経験とのつながりを探り、その学びを母国の開発に生かしていくことが期待されています。他方、「各大学におけるプログラム」は、留学生を受け入れている大学が日本の開発経験などを授業科目として提供するもので、受講の機会はJICA留学生に限らず、その他の留学生、日本人学生にも開かれています。プログラムを提供する大学関係者からは「留学生を通じてさまざまな国の課題を知ることが日本の抱える課題に気付くきっかけになる」など、日本人学生にとっても大きなメリットになっているとの声も届いています。

2023年度は、「日本理解・地域理解プログラム」を連携2大学、国内13拠点で計49プログラム提供し、参加者は1,000人を超えました。また「各大学におけるプログラム」は、26大学53研究科で提供され、合計34プログラム、2,000人以上が受講しました。

※ JICA留学生とは、技術協力、無償資金協力「人材育成奨学計画（JDS）」、有償資金協力などにより、日本の大学などの学位課程に在籍する開発途上国の関係者を指します。

JICA 日本研究講座設立支援事業（JICA チェア）

JICA 開発大学院連携の海外展開

JICA開発大学院連携で提供しているプログラムを海

外でも受講したいという声を踏まえ、開発途上国で「JICA日本研究講座設立支援事業（JICA チェア）」を実

施しています。これは、各国のトップクラスの大学などを対象に、日本の開発経験をその背景にある歴史や文化も踏まえて学ぶ「日本研究」講座の設立を支援するものです。

JICAチェアには、日本から講師の短期派遣、関連動画教材の提供などを行う「短期集中講義」と、連続講座の設置、共同研究、研究者・教育者の日本への受け入れなどを行う「日本研究講座設置」の形態があります。2023年度の累計実施国は、2022年度の71カ国から

78カ国へと拡大しました。

2023年度は、日本の大学などから講師を各国に派遣し、対面での開催が増加したことにより、より円滑で双方向の活発なディスカッションが実現しました。また、JICAチェアを促進するために、放送大学と共同制作した「日本の近代化を知る7章」や続編「続・日本の近代化を知る」のほか、JICAグローバル・アジェンダに沿って分野別に日本の開発経験を学ぶ動画教材などを活用しています。

地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム (SATREPS)

SDGsに科学技術イノベーションで貢献

地球規模での環境・エネルギー問題、災害による被害、食料危機、感染症の流行など深刻化する課題について、最新の科学技術の研究成果を活用することで解決を図る事業が「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム (SATREPS)」です。

科学技術振興機構 (JST)、日本医療研究開発機構 (AMED) と共同で実施するこの事業は、開発途上国と日本の研究者が共に課題に取り組み、現地のニーズを踏まえて知識や技術を新たに創出、その研究成果を社会実装することでイノベーションを喚起し、SDGsの達成など、広く国際社会に貢献することを目的としています。

SATREPSが対象とする研究課題は多岐にわたり、



分野融合研究プロジェクトの一環としてケニアのマラリア流行地で実施した調査。迅速診断や先端技術解析を行っている

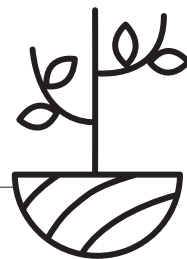
SATREPS採択案件数
(2008～2023年度)

58カ国 **202**件



学際性も豊かです。例えば、感染症領域ではケニアで「マラリアのない社会の持続を目指したコミュニティ主導型統合的戦略のための分野融合研究プロジェクト」を2020年から実施。分子疫学、遺伝学、血清学、媒介昆虫学、行動経済学、社会経済学からのアプローチを取り入れた文理融合研究を広域展開することにより、感染だけでなく貧困の悪循環を断つことも目指しています。また、防災領域ではアルゼンチンで「気象災害に脆弱な人口密集地域のための数値天気予報と防災情報提供システムのプロジェクト」を2022年に開始。日本のスーパーコンピューター「富岳」を用いた大気変化の予報のほか、防災情報提供システムの開発に加えて住民への防災教育や専門人材の育成にも取り組んでいます。

2023年度は、日本政府により11カ国12案件が新規に採択され、相手国の大学・研究機関と実施に向けた協議を進めています。



事例 | Global Agenda 05 農業・農村開発 (持続可能な食料システム)

アフリカ広域 スーダン及びサブサハラアフリカの乾燥・高温農業生態系において持続的にコムギを生産するための革新的な気候変動耐性技術の開発プロジェクト

高温・乾燥に強いコムギを生産

コムギ自給率アップは急務の課題

アフリカの北東部に位置するスーダンでは、人口増加と都市化に伴いコムギの消費量が急激に増加しました。1970年代から2010年代の間に、コムギの生産量は2倍に増えてきましたが、消費の増加に追いつかず、輸入量は約10倍になりました。食糧安全保障の観点から、またコムギ輸入に費やされる年間約4億ドルの外貨流出を防ぐためにも、国内の生産量を増加させることが重要な課題となっています。

鳥取大学とスーダン農業研究機構は、1990年代から高温・乾燥に強いコムギの共同研究を進めてきました。JICAは両機関と共に、この研究をベースに「地球規模課題対応国際科学技術協力 (SATREPS)」として、2019年に分子育種技術を用いた高温・乾燥耐性の高い品種の開発などを進めるプロジェクトを開始しました。

幾多の困難を乗り越えて

プロジェクトは、開始早々にスーダンで発生した武力衝突やそれに伴う治安の悪化、新型コロナウイルス感染症のまん延など、さまざまな困難に見舞われました。

安全確保のため関係者のスーダン渡航が禁止されるなか、プロジェクトメンバーはオンラインで共同研究を継



現地の実験農場に気象観測装置を設置し気温がコムギの生育に与える影響を調査している

続。現地の実験農場ではコムギの品種改良や栽培技術の改善などが進んだことで生産量が増えたことに加え、種子を生産するための官民の協力体制を構築するなど、大きな成果を収めてきました。また、より一層深刻になることが懸念される気候変動の影響を踏まえ、今後のコムギ生産の予想シナリオを作成。加えて、持続的なコムギの生産に向けた人材育成や能力強化も進めています。

プロジェクトでは、高品質で高温・乾燥耐性の高いスーダンのコムギとその栽培技術をサブサハラ地域に広げていきたいと考えています。

農家の方々が成果の原動力です

治安悪化など厳しい状況の中でも、現地の実験農場では農家の人たちがコムギの育種を続けてくれています。そのおかげで高温・乾燥に強いコムギ栽培ができるようになりつつあります。スーダンに一刻も早く平穏な日常が戻ることを祈りつつ、事業継続のために頑張っています。

スーダン農業研究機構 教授
イザット・タヒルさん

革新的生産技術を復興につなげたい

人、物資、資金の移動が止められるなどの困難が続いていますが、その合間を縫うように進んできました。思いがけず農民たちから感謝の盾を贈られた時は、現地の評価と期待を感じとてもうれしかったです。コムギの革新的な生産技術をスーダンの復興につなげたいです。

JICA 専門家 / 鳥取大学 名誉教授
辻本 壽さん



多様な事業とパートナーシップ

民間企業との連携

海外投融資

民間企業による経済社会開発を支援

JICAの有償資金協力のうち、海外投融資はインフラ整備、貧困削減、気候変動対策などの分野で開発効果の高い事業を行う日本企業を含む全世界の民間企業などに対して、「融資」「出資」の形態で支援するスキームです。

民間金融機関や国際金融機関などとの連携のほか、JICAの他の事業やスキームとの一体的な実施により、開発効果のさらなる発現や事業リスクの軽減などを目指しています。特に、他国の開発金融機関や国際機関とは業務協力覚書を締結するなど、協調融資の促進に向けた連携を進めています。また、2023年5月に「気候変動対策推進ファシリティ (ACCESS)」「食料安全保障対応ファシリティ (SAFE)」「金融包摂促進ファシリティ (FAFI)」の3つの融資枠を創設し、この分野での取り組みを推進しています。

2023年度は、ナイジェリア「気候変動対策支援事業」、

タイ「バンコク都電動バス導入事業」、ペルー「グリーンファイナンス普及事業」といった気候変動対策に資する事業、インド「地方金融アクセス改善事業」、カザフスタン「中小零細事業者支援事業」などの女性が経営する中小零細企業などを支援する金融包摂に関連した事業を含め、計13案件を承諾しました。また、日ASEAN特別首脳会議に向けたアジア開発銀行との「アジアインフラパートナーシップ信託基金2 (LEAP2)」の調印やG7保健フォローアップ・サイドイベントでのブラジル「医療アクセス改善事業」の取り上げ、日ウクライナ経済復興推進会議に合わせたウクライナ・モルドバ「輸出志向型産業支援事業」の調印など、日本政府の外交政策も踏まえ事業を実施しています。

さらに、カザフスタン、ウクライナ、モルドバ、パナマ、ナイジェリアで当該国・地域で初めての海外投融資案件を実現し、出融資先の多様化も進めています。

協力準備調査（海外投融資）

海外投融資候補案件の形成を支援

協力準備調査（海外投融資）は、開発途上国で日本の民間の活力を生かせる事業の発掘・形成を目的としたスキームです。民間企業からの提案に基づき調査を委託することで、海外投融資の活用を前提とした事業計画の策定を支援します。2023年度は2件を採択しました。

開発途上国での民間事業は、ソフト・ハード両面で

の投資環境の不備、採算性確保の難しさ、適切な官民の役割・リスク分担の認識不足、開発途上国政府の支援不足など、多くの課題があります。JICAは民間企業の個別事業の形成を支援するだけでなく、開発途上国で政策・制度の構築や実施能力の強化に協力するなど、事業化に向けた包括的な取り組みをさらに推進していきます。

中小企業・SDGsビジネス支援事業

ビジネスの役割の拡大

開発途上国に流入する民間資金がODAを遥かに上回るなかで、ビジネスの強みを生かした課題解決への期待は大きくなっています。近年、SDGsを積極的に経営に取り込む企業や、ESG投資・インパクト投資を

重視する金融機関は増加傾向にあり、ビジネスと開発途上国の課題解決に向けた取り組みの親和性はますます高まっています。JICA中小企業・SDGsビジネス支援事業は、開発途上国の課題をビジネス機会と捉え、自社が持つ技術や製品、ノウハウなどを活用して

新たな市場の開拓に取り組む日本の民間企業を支援。
その企業の事業展開を通じて開発インパクトの発現を
目指す、民間企業による提案型事業です。

民間企業との連携・共創

本事業は、ビジネスの検討段階に応じた3つの支援メニューを提供しています。2022、23年度で試行的に実施したニーズ確認調査とビジネス化実証事業では、JICAが配置するビジネスコンサルタントが、採択企業にビジネスモデルの検証やビジネスプランの策定を伴走支援することで、ビジネス実現性を高め、開発インパクトの最大化を目指しています。2024年度には試行結果を踏まえ、新たに開始したメニューを本格的に導入します。

また、JICAは「企業共創プラットフォーム」を設置し、民間企業や金融機関、地方自治体などさまざまなアクターと連携・共創し、開発途上国の課題解決に貢献し得るビジネスを支援していきます。

ビジネスアイデアに富んだ68件を採択

JICAは、2010年度から2023年度公示分まで、延べ

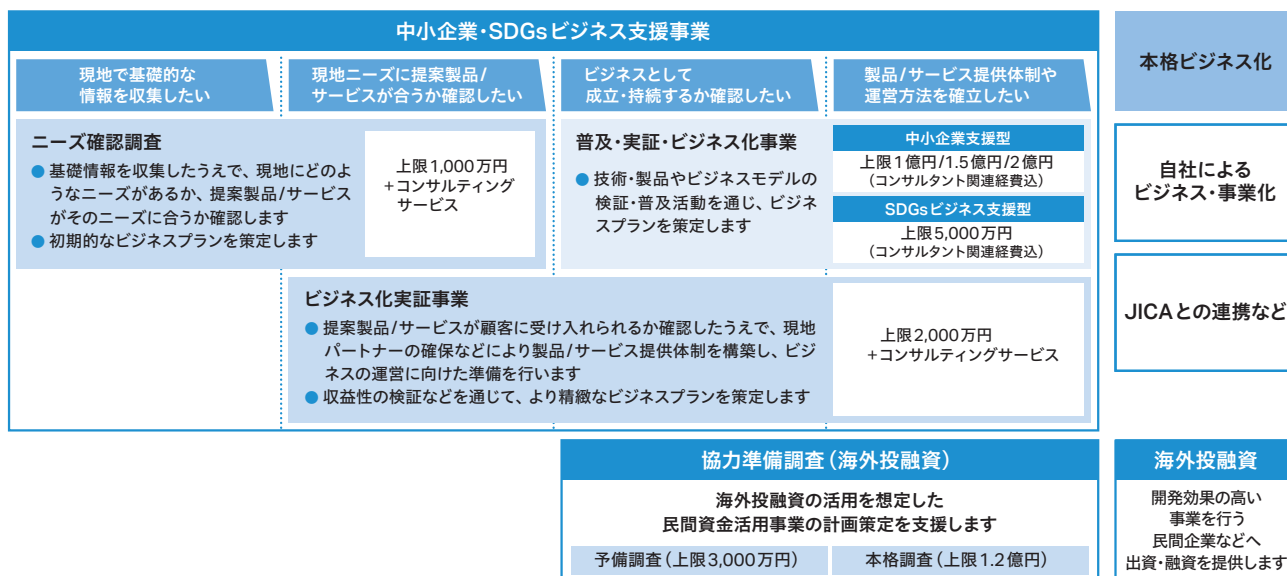
中小企業・SDGsビジネス支援事業の延べ採択案件数 (2010～2023年度)

1,516件



1,516件の提案を採択し、支援してきました。2023年度は11件のスタートアップ企業からの提案を含む68件を採択しました。内訳は、現地の規制などビジネスを進める上で必要な基礎情報を収集し、開発途上国のニーズと製品・サービスとの適合性を検証し、初期的な事業計画を策定する「ニーズ確認調査」が32件。適合性を検証済みのサービス・製品を対象に、収益性の検証、現地でのサービス・製品の提供体制の確立を通じて、より精緻な事業計画を策定する「ビジネス化実証事業」が23件。製品やビジネスモデルの検証・普及活動を行う「普及・実証・ビジネス化実証事業」が13件となっています。

支援メニューと事業化への流れ





事例 | Global Agenda 20 防災・復興を通じた災害リスク削減

タイ 浸水被害の軽減に寄与するプラスチック製雨水貯留構造体の普及・実証・ビジネス化事業

日本企業の技術が浸水被害を減らす

地下のスペースを有効利用

タイでは、経済発展に伴う都市化や気候変動によって、近年、洪水や冠水・浸水が増加。600人以上の死者を出した2011年の大洪水では、工業団地も被災し、現地の日系企業も甚大な損害を受けました。

日本では、浸水・冠水対策として地中に雨水貯留空間を作る方法が普及しています。特に、プラスチック製ブロックをつなげ貯水タンクを作る方法は、貯水容量の調節が簡単な上、低コストかつ短期間で施工できます。

これをタイで生かせないかと考えたのが、同製品で

日本国内約15%のシェアを持つ秩父ケミカル株式会社です。JICAの中小企業・SDGsビジネス支援事業として、2019年から約3年間、プラスチック製雨水貯留構造体（PRSS）の実証とビジネス化に取り組みました。

軽くて運搬・組み立てが簡単

実証事業では、首都バンコク近郊にあるラッカバン工業団地で地盤調査を行い、詳細設計図を作成。タイ初となるPRSSを設置するとともに、維持管理方法の指導などを行いました。施工後のモニタリングを通じて、安全性や有用性が確認されたことから、施工方法や維持管理方法などを定めた技術指針を作成しました。

こうした成果が、バンコク都からの受注につながり、「Water Bank Project」の一環として公園の敷地内にPRSSが設置されました。これは都が進めているプロジェクトで、都内各地の地下に雨水貯留槽を整備し、災害に強い都市づくりを目指したものです。

秩父ケミカル取り組みは、海外進出を目指す企業の参考になると評価され、2023年に国土交通省が主催するJAPANコンストラクション国際賞を受賞しました。JICAは、こうしたビジネスを通じて開発途上国が抱える課題の解決を目指す日本企業を支援していきます。



技術の普及を図るため施工は現地建設会社に依頼。プラスチック素材で軽量なため、運搬や組み立て作業が楽なことも製品の大きな魅力となっている

周辺国でもこの技術を生かしたい

JICAの支援は、規模の小さな当社が海外進出する上で大きな助けとなりました。製品の認知度も高まり、2024年度に向けてタイの行政機関、教育機関、民間企業から設計の依頼を受けました。今後はベトナムをはじめインドシナ半島の周辺国へも展開していきたいと考えています。

秩父ケミカル株式会社 代表取締役
吉田 寿人 さん



ラッカバン工業団地で開かれた完工式典

多様な事業とパートナーシップ

ボランティア事業

市民が主役の国際協力

JICAのボランティア事業は、開発途上国の経済・社会の発展や復興のため、高い志を持って自発的に協力しようとする市民の活動を支援するものです。

1965年にスタートした青年海外協力隊の派遣を中心とする歴史あるこの事業は、日本政府とJICAが行う草の根レベルの国際協力の代表的な事業として広く認知され、相手国からも高く評価されています。

これまで累計5万6,402人が顔の見える国際貢献の担い手として活動。2024年3月末現在、1,324人の隊員が74カ国で活動しています。

多様化する開発課題への貢献

多様化する開発途上国の開発課題に対応するため、JICAの他事業や大学、自治体、企業のほか、海外の国際ボランティア機関との連携に取り組んでいます。

例えば、ザンビアでは2002年より広島大学の「ザンビア特別教育プログラム（通称：ザンプロ）」と連携した協力を実施しています。ザンプロは、同大学大学院に入学した学生が協力隊としてザンビアで理科や算数・数学など学校教育に関する活動を2年間行い、帰国後に修士論文を執筆して修了するプログラムです。これまでに47人がこのプログラムに参加し、ザンビア大学と広島大学の合同研究発表会を実施するなど、活動の成果を研究に生かし、研究の成果をザンビアの教育現場に還元する



ザンプロで派遣された隊員の手作り教材で学ぶデービッドカウンダSTEM中等学校の子供たち [写真：小野亘]

JICA海外協力隊の派遣人数 (1965～2023年度)

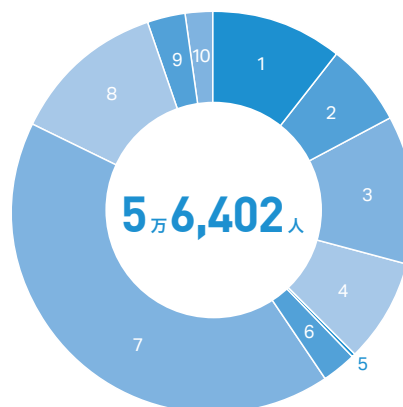
5万6,402人



取り組みを継続して行っています。また、ザンプロで派遣された隊員が、JICAが実施する技術協力プロジェクトの専門家や開発途上国の行政官などを対象に日本で実施する課題別研修の講師になるなど、隊員として参加した人材も成長するという連携派遣のロールモデルとなっています。

2023年には、ウガンダとザンビアに派遣中の隊員4人

JICA海外協力隊の分野分類別派遣実績（累計） 2024年3月末現在



1. 計画・行政	6,025人	10.7%
2. 公共・公益事業	3,718人	6.6%
3. 農林水産	6,863人	12.2%
4. 鉱工業	4,668人	8.3%
5. エネルギー	102人	0.2%
6. 商業・観光	1,496人	2.7%
7. 人的資源	23,570人	41.8%
8. 保健・医療	7,113人	12.6%
9. 社会福祉	1,681人	3.0%
10. その他	1,166人	2.1%



浅野拳史さん(前列左端)と日本語教育事業に参加している外国人児童
[写真:株式会社マキノハラボ]

をはじめ、ザンビアの教育機関や政府機関の関係者など、延べ100人が合同研究発表会に参加しました。

日本も元気にするJICA海外協力隊

開発途上国で協力活動を行った経験は、海外だけでなく、日本国内の課題解決にも生かされています。

帰国した隊員による隊員経験の社会還元を促すた

め、国内外・公私問わず社会課題の解決に取り組む帰国後10年以内の人を表彰する「帰国隊員社会還元表彰」を2022年度より開始。第2回「帰国隊員社会還元表彰」では、静岡県にある廃校となった小学校を活用した教育環境の向上および地域活性化ビジネスに取り組んでいる浅野拳史さん(2015年度1次隊/理科教育)、カンボジアでデジタル教材の普及などを通じた幼児教育の改善に取り組んでいる小柳真裕さん(2014年度1次隊/青少年活動)など6人が受賞しました。

また、派遣前訓練の一環として、JICA海外協力隊の合格者から希望者を募り、国内の地域活性化や多文化共生を実践から学ぶ75日間の地域密着型実習「グローバルプログラム」を実施。プログラム終了後も、派遣先の国からオンラインで交流を続け、帰国後も地域の活性化や多文化共生を推進する人材となることが期待されます。

今後も帰国した隊員が国内外の現場でより一層活躍できるよう、支援の拡充を進めていきます。

関連情報 JICAウェブサイト >>> JICAボランティア派遣事業

バングラデシュへの隊員派遣を再開

バングラデシュでのボランティア事業は、2016年7月にダッカで発生したJICA関係者7人を含む外国人が被害にあった襲撃テロ事件を機に中断されていました。一方で、JICA海外協力隊に対するバングラデシュ政府からのニーズは高く、治安状況などを慎重に検討した結果、2023年9月、約7年ぶりに派遣を再開しました。

今後もさまざまな分野で協力を進める予定であり、両国の懸け橋となる隊員の活動が期待されています。



バングラデシュの農業調査研究所で食品加工を指導する隊員 [写真:Nayan Chaklader]

起業支援プロジェクト「BLUE」を開始

JICA海外協力隊員の帰国後の起業支援を目的とした「BLUE (Break the Line, Unleash your Entrepreneurship)」を2023年9月に開始しました。

協力隊で培った経験を生かし、帰国後にビジネスを通して、日本の地域課題を解決し地域経済を活性化することや、海外の社会課題の解決に向けた取り組みを持続可能な形で実施することで、SDGsの達成に貢献していくための環境づくりに挑戦しています。



ウガンダでビジネスを通じて継続的な井戸の維持管理を行う起業家の元隊員

日系社会との連携

持続的な「共創社会」の構築に向けて

JICAは、戦後の移住政策で中南米などへ渡った人々に対する支援を実施してきました。中南米には300万人を超える世界最大の日系人コミュニティが存在し、「最強の知日派」として日本との強い絆でつながっています。一方、現地では世代交代が進み、日系社会で重要な役割を担う非日系の人々が増え、新しい活動やネットワーク化が進むなど、さまざまな変化が生じています。

これら現代の日系社会の変化を踏まえながら日系社会連携事業を実施し、日本と日系社会の新たなつながりによる持続的な「共創社会」の構築を進めていきます。

日本企業と日系社会のビジネスを促進

中南米の日系社会と日本とのビジネス連携を促進するために「中南米日系社会との連携調査団」を派遣しています。2023年度は、世界に広がる沖縄県系人のネットワークを生かして、沖縄県の中小企業8社の代表者をペルー、ボリビア、ブラジルに派遣しました。

沖縄県との結び付きが深いこの3カ国での取り組みは、沖縄をはじめとする日本全国の地方紙でも広く報道され、その結果、ビジネス展開や連携に向けた具体的な動きも出てきています。

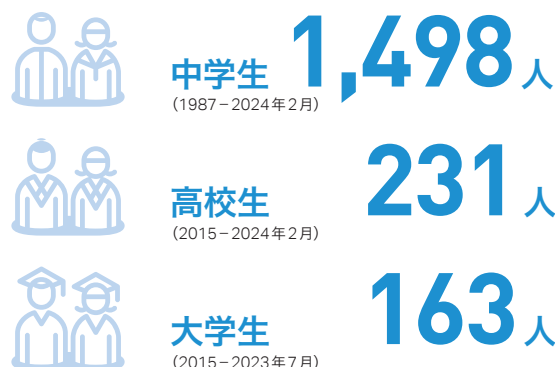
日系校同士の学び合いの場を創出

日系人や日本に対する信頼が厚いペルー政府との連携の下、第三国研修「社会経済開発のための日系社会・



自分の将来の夢について語り合う次世代育成研修で来日した日系人中高生

次世代育成研修 累計参加者



日系校の連携強化国際セミナー」を開始しました。この研修は、中南米域内の日系社会のネットワーク形成と、日本語教育の底上げを通じた若手世代の知日派・親日派人材の育成を目的としたものです。

2023年10月には、日系の学校や団体で日本語教育に携わる10カ国13人がペルーに集まり、第1回目の研修を行いました。帰国後も参加者が相互に情報交換しながら日系社会ならではの課題を共有しつつ、日本語教育のスキル向上に取り組めるネットワークが形成されるなど、大きな成果を収めました。この研修は今後5年間、定期的に開催する予定です。

日系人学生の来日研修を4年ぶりに再開

自身のルーツを学ぶとともに、日系社会と日本の懸け橋となる人材を育成する「次世代育成研修」の受け入れを、コロナ禍以降4年ぶりに再開しました。

2023年度は、中南米地域11カ国から日系人の中学生57人、高校生40人、大学生20人の計117人が参加しました。約3週間の日本滞在中に、日本の学校への体験入学、鎌倉や京都への訪問などを通じて日本の文化や歴史への理解を深め、祖父母や父母の代が経験した移住や移民の歴史を学び、研修員自身のアイデンティティについて考える機会を提供しました。

多様な事業とパートナーシップ

外国人材受入れ・多文化共生支援

「誰一人取り残さない」日本・世界の実現

日本で働く外国人労働者は、2023年に200万人を超え過去最高を更新しました。日本は少子高齢化を背景に労働力不足が懸念され、経済成長を維持するためには外国人労働者の受け入れがますます必要になるといわれています。JICA 緒方貞子平和開発研究所が2024年に公表した調査・研究報告でも、2030年には約419万人の労働力需要に対して77万人が不足すると試算されており、社会経済の発展、地方創生の担い手として、外国人材の活躍が期待されています。

労働者の出身国にとっても、海外で就労する労働者を増やすことは、海外からの送金の増加や海外の技術の習得などを通じて自国の経済・社会の発展につながるため、重要な開発課題となってきました。他方、これら「移住労働者」は脆弱な立場に置かれることも多く、さまざまな人権侵害のリスクも抱えています。

JICAは、日本における適正かつ効果的な移住労働者の受け入れの促進に取り組むことで、移住労働者の人権の尊重および開発途上国と日本双方の経済・社会発展に貢献することを目指しています。

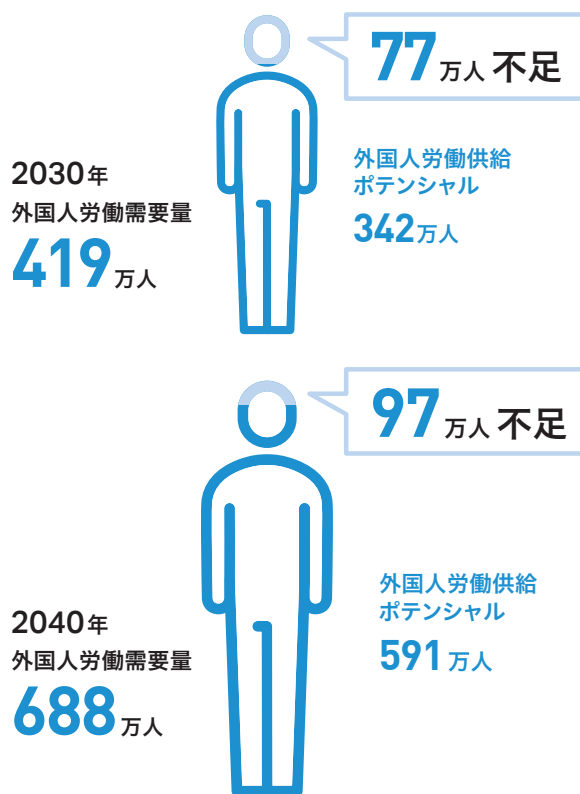
JICAの取り組み「3つの柱」

1. 移住労働者の人権尊重

移住労働者は、来日前に仲介者へ手数料を支払うために多額の借金を背負わざるをえなかったり、受入れ国の就労・生活に関する正しい情報を知らないまま送り出されたりするなど、弱い立場に置かれやすい存在です。送り出し国の関連政策や制度の整備および運用の改善を支援することを通じ、こうした課題を解決することは、「人間の安全保障」の観点から極めて重要です。

2023年にベトナムで開始したJICAの技術協力プロジェクトは、現地の関係省庁と共に、ベトナムの送り出し機関が正しい求人情報を提供し、ベトナム人の求職者が直接応募するシステムを構築しています。悪質なブローカーを介在させず、渡航後の円滑な就労につなげることで、透明性のある海外就労の促進や人権尊重に

外国人労働者の需給推計



取り組んでいます。またJICAは、国際労働機関 (ILO)、責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム (JP-MIRAI) などとも連携し、ベトナム人技能実習生の訪日前手数料をゼロにすることを目的とした枠組みである「公正で倫理的なリクルートメントイニシアティブ (VJ-FERI)」の推進を支援しています。

2. 経済成長のための人材育成

JICAは、開発途上国に対し、日本での就労を促進するための体制整備や就労に必要な技能・日本語能力の習得のための人材育成などに協力することで、より多くの労働者が、日本での就労を通じて自国の質の高い成長に効果的に貢献できるようになることを目指しています。

こうした取り組みは、日本の労働力不足の解消、各産業が必要とする優秀な人材の受け入れ、日本企業と海外企業間のネットワークの構築などにつながり、日本社

会や経済の発展にも寄与します。

2023年には、インドネシア政府から要請を受け、国内外の関係機関との連携強化、日本語教育や技能訓練、複数分野での技術協力にかかる調整などを行うため、「外国人材受入・送出促進アドバイザー」の派遣を開始しました。

2023年11月には、両国の官民関係者が日本での就労促進について分野を超えて意見交換を行う体制を構築するため、「インドネシア・日本人材フォーラム2023」を開催。省庁・政府機関、民間企業、国際機関が一堂に会し、実務的な意見交換が行われました。

3. 外国人材との共生社会構築

JICAは、外国につながるのあるあらゆる人が日本社会を共につくる一員として包摂され、安全に安心して暮らすことができるようになることを目指しています。JICAの国内拠点や国際協力推進員を軸として、市民参加協力事業、民間連携事業、開発教育支援事業、研修員・留学生事業、技術協力、JICA海外協力隊による社会還元などを組み合わせながら、国や地方自治体、NGOなどが実施する共生社会の構築に向けた取り組みを促進・支援しています。

こうした取り組みにより、日本人の多文化共生への理解を深めることに加え、外国人の社会参加を促進するこ

とも力を入れています。その一例として、JICAでは、外国籍の従業員を雇用する企業と協力し、外国人防災リーダー育成研修を実施。日本は、その位置や地形、地質、気象などの自然的条件により、地震や台風をはじめとした数多くの自然災害が発生する国であることから、研修では実際に日本で災害に遭った際の対応方法や平時からの地域連携の重要性を伝えました。

こうした研修は、外国人社員・実習生の受入れ企業、企業所在地の自治体や関係団体、地域の防災士と連携して開催し、講義や防災訓練などを通じて「外国人防災リーダー」を育成するものです。このような取り組みを通じて、最終的には災害時の外国人を含む地域社会の協力体制を構築することを目標としています。



外国人防災リーダー育成研修で災害時の対応について講義を受ける株式会社鶴見製作所(京都府八幡市)の外国人従業員

責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム(JP-MIRAI)

外国人労働者の適正な受け入れを推進

関連情報 JP-MIRAIウェブサイト

JP-MIRAIは、日本国内の外国人労働者の課題解決に向けて、2020年11月に民間企業や地方自治体、NPO、学識者、弁護士、JICAなど多様なステークホルダーが集まり、設立されたプラットフォームです。2023年6月に「一般社団法人JP-MIRAI」を事務局とする体制に移行しており、2024年5月時点の会員数は700団体・人を超える規模になっています。

9言語に対応するポータルサイトやアプリケーションを通じて、外国人労働者に日本での暮らしや就労に役立つ正しい情報を提供。2024年5月時点でサイトの登録者は3,000人に上っています。また、外国人労働者や支援者向けに相談窓口「JP-MIRAIアシスト」を開設。労働問題や在留資格、生活上の困りごとを受け付けており、2023年12月までに2,400件以上の相談に対応しました。

多様な事業とパートナーシップ

国際協力への市民参加の推進

市民参加協力

開発途上国と日本に貢献

JICAは、市民による国際協力活動を推進するため、国内のNGO、地方自治体、大学、民間企業などを主なパートナーに「市民参加協力」事業に取り組んでいます。

パートナーとの「対話」や「協働事業」を通して、開発途上国の課題解決に加え、国際協力の経験を通じた国内各地域の課題解決や魅力向上に取り組み、「日本の地域社会の国際化・活性化」への貢献を目指しています。

NGOとの対話

JICAでは、パートナーと時宜に合ったテーマで議論し、相互理解を深めています。年2回、全国規模で「NGO-JICA協議会」を開催しており、ジェンダー主流化や寄附事業、能登半島地震後の復興支援などについて協議しました。特定の課題について学び合い、連携の可能性を追求する「NGO-JICA勉強会」も開催しており、多文化共生やNGOと民間企業の連携について議論しました。JICAの業務の趣旨や方針を説明するとともに、対話によって国際協力の質の向上を図っています。

また、開発途上国25カ国に「NGO-JICAジャパンデスク」を設置し、日本のNGOなどに向け、開発途上国のNGOなどの情報提供やセミナーを行っています。

協働事業

市民の国際協力への参加を促進するため、JICAは、多様化する開発途上国の課題やニーズに対応し、地域

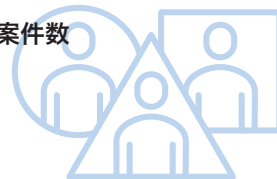


草の根技術協力事業を通じてケニアの児童・若年者の犯罪防止や社会復帰促進に取り組むNGO [写真：特定非営利活動法人ケニアの未来]

草の根技術協力事業の実施案件数

(2002～2023年度)

1,405件



住民の生計向上や改善を目的とした協働事業をNGO、地方自治体、大学、民間企業などを行っています。

国際協力活動の経験が少ない団体とは、JICAへの寄附金が原資の「世界の人びとのためのJICA基金」を活用し、一定の経験がある団体とは「草の根技術協力事業」により、協働事業を実施しています。ケニアの草の根技術協力事業では、地域住民を巻き込んで非行少年・青年の保護観察ボランティアを選ぶ仕組みを導入しました。ケニア側からは、地域住民の理解が深まることで犯罪の防止や社会復帰を促す効果が高くなると評価され、この仕組みを他の地域へと広げる取り組みが行われています。

JICAは、NGOなどがこうした協働事業を実施するための事業マネジメント研修や組織運営能力強化研修なども実施しています。

寄附メニューの拡充

国際協力活動に直接的には参加できない個人や団体、企業などから、JICAは寄附を受け付けています。より多くの機会を提供できるよう、2023年度に寄附金メニューを拡充し、特定の開発課題への取り組みやJICA海外協力隊の応援、外国人材受入れ・多文化共生のための寄附の受け付けも開始しました。また、JICAへの遺贈寄附を安心して行えるよう、複数の金融機関との間で遺言信託業務の紹介などに関する協定を締結しました。

日本国内の国際化・地域社会活性化

地方自治体との協働事業では、水、防災、町づくりといった地方自治体の知見や経験が生かされています。地方自治体にとっても開発途上国での活動や研修員の受け入れなどを通じて、自らの強みを再発見や町おこしにつなげるなど、双方向の学びが生まれています。

またJICAは、全国の国際交流協会などに「国際協力推進員」を配置し、国際協力活動を支援しています。そ

の他、地方自治体にJICA職員が出向し、地方創生や防災・災害復興などに従事しており、2024年の能登半島地震後も石川県庁で外国人被災者支援に協力しました。昨今では、外国人との共生やSDGsの推進などにもJICAのノウハウやネットワークが活用されています。

JICAは地方自治体との協働により開発途上国で新たな価値を共創し、国内に環流させ、日本の国際化・共生社会の構築や地域社会の活性化にも貢献しています。

開発協力

地球ひろば

東京都新宿区の市ヶ谷をはじめ国内に複数ある「JICA地球ひろば」では、「見て、聞いて、さわって」をコンセプトに、体験できる展示を行っています。国際協力の経験を持つ「地球案内人」から説明を受け、「考え、行動に移す」視点、開発途上国の現状や地球規模の課題を学ぶことができます。また他のJICA国内拠点でも、国際協力に関して幅広い情報を提供しています。

JICA地球ひろばでは、2023年11月より国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）駐日事務所、国連UNHCR協会の協力の下、難民をテーマにした企画展を開催しました。期間中計1万1,469人が来場しました。

学校現場での開発教育を推進

世界の開発課題と日本との関係を知り、それを自らの問題として捉え、主体的に考える力や解決に向け行動



難民企画展「想像していなかった今日を生きる」をJICA地球ひろばで開催。来場者は難民の道のりを疑似体験することができる

する力を養うため、JICAは開発教育を推進しています。具体的には、教育委員会や学校関係者と協力し、教員向けの研修やセミナー、教材の制作・提供、国際協力エッセイコンテスト、国際協力出前講座などを行っています。

JICAでは2023年10月から、教室と開発途上国をオンラインでつなぎ、現地のリアルを学校現場へ届ける「オンライン出前講座」を新たに開始しました。

講師は開発途上国で活動中の海外協力隊員やJICA職員が務め、現地の生活や活動の様子、人々との交流、日本とその国の違いや共通点を、臨場感あふれる形で日本の児童や生徒に紹介する取り組みです。

JICA地球ひろば（市ヶ谷）の来館者数
（2006～2023年度）

249万 9,622人



多様な事業とパートナーシップ

国際緊急援助

海外の災害に対する支援

地球規模の気候変動や地震・火山活動の活発化などにより、近年、自然災害の発生頻度が高まるとともに、異常高温、豪雪、噴火など、その形態も多様化しつつあります。またその被害は、災害の大規模化や都市化の進行などに伴い、年々激甚化する傾向にあります。

JICAは海外で大規模な災害が発生した場合に、被災国政府または国際機関からの要請に基づき、緊急援助を実施しています。支援の形態には、国際緊急援助隊（JDR: Japan Disaster Relief Team）の派遣と、緊急援助物資供与があります。

国際緊急援助隊の派遣

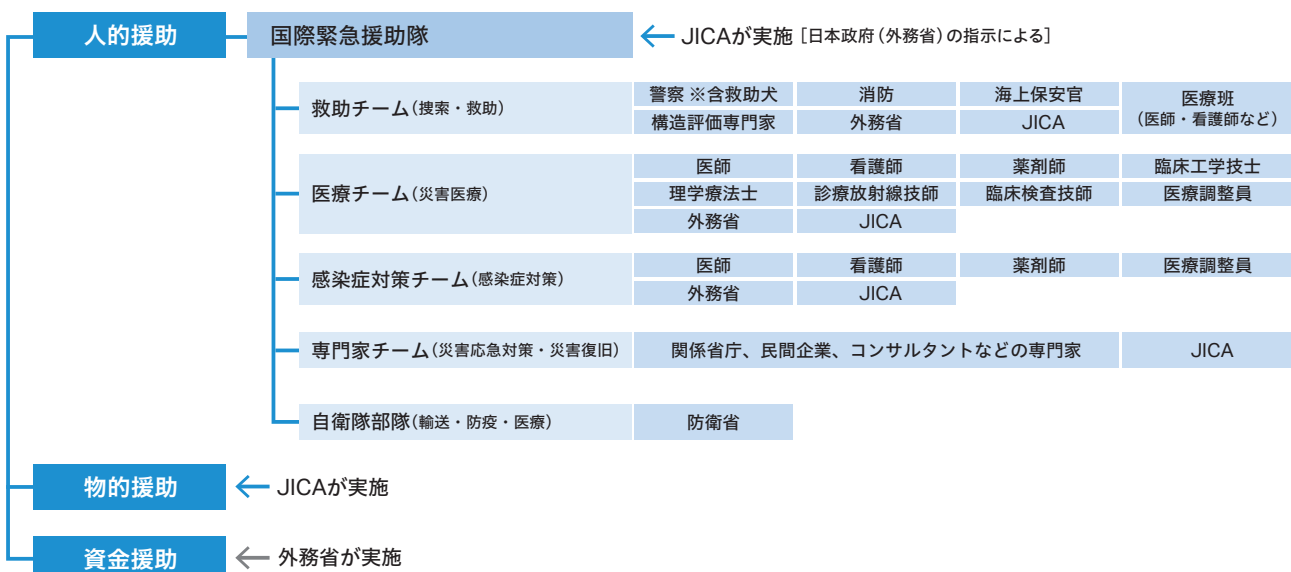
JDRには、救助チーム、医療チーム、感染症対策チーム、専門家チーム、自衛隊部隊の5つの派遣形態があります。

救助チームは、主に大規模な地震災害が発生した際に派遣され、これまで21回※の派遣実績があります。警察、消防、海上保安庁から選抜されたレスキュー隊員、医療班、救出活動の安全を守る構造評価専門家、業務

調整員などで構成されます。隊員は通常、各所属先で勤務しています。JDR派遣のための訓練を経て待機隊員となり、発災時には関係行政機関などを通じて招集され、被災地に派遣されます。各国の救助チームは、国連の専門機関である「国際捜索救助諮問グループ」（INSARAG）の国際認証を受けることが推奨されています。JDRの救助チームは、2010年に3段階の評価のうち最高分類である「ヘビー」級チームとして認証され、今日までその地位を維持しています。

医療チームは、被災地で医療活動を行うことを目的として派遣され、これまでに62回※の派遣実績があります。派遣候補者はJDR医療チームに登録し、研修や訓練を経て派遣に備えています。多くの登録者は通常、医療機関など所属先で業務に従事していますが、派遣命令が出されると、直ちに招集されます。各国の医療チームは、世界保健機構（WHO）による緊急医療チーム（EMT）としての認証を取得することが奨励されています。JDRの医療チームは、2016年に入院、手術、産科機能を有する「タイプ2」の活動を展開することができるEMTとして認証され、今日までその地位を維持しています。

日本の国際緊急援助体制



感染症対策チームは、国際的に懸念される感染症が流行する恐れがある場合に派遣され、これまでに6回※の派遣実績があります。研究機関、医療機関などに所属する感染症の専門家などが事前に登録され、研修や訓練を受け、出動に備えています。

専門家チームは、災害への緊急な対応や復旧・復興に向けた支援や助言を行います。これまでに55回※の派遣実績があります。災害状況や現地ニーズに応じて官民の専門家に協力を求め、その都度チームを組織します。

自衛隊部隊は、人員や物資、資機材の輸送、そのほかJDRの活動に必要な場合に、外務大臣から防衛大臣への要請に基づき派遣されます。これまでに24回※の派遣実績があります。

緊急援助物資の供与

JICAは海外の大規模な災害に対して、必要な人道救援物資を被災地へ迅速に供与する役割も担っています。緊急なニーズに対応するため、テント、毛布、プラスチックシートなど、災害地で必要となる基本的な品目をあらかじめ調達し、世界5カ所の倉庫に備蓄しています。また森林火災、油流出事故、感染症の流行など備蓄品以外でニーズがある場合は、物資を緊急調達して供与しています。これまで593件※の供与実績があります。

2023年度には、リビア、アフガニスタン、モンゴルに計3回の物資供与を実施しています。

応急対応に向けた平時からの備え

JICAは国際緊急援助活動の事務局機能を担っています。JDRの機能や現地活動の在り方などを不断に検討し、実際のアクションに反映すべく、ガイドラインやマニュアルの策定、資機材の準備・維持管理、展開・輸送のための事前の準備、訓練・研修の企画運営、国際認証への適合理化や認証ステータスの維持などを行っています。また緊急援助の分野は国際協調が深化しており、国際機関や他国救助チームとの連携協調にも関わっています。さらにJICAは、緊急援助から復旧・復興



深夜に行われた救助チームの総合訓練で被災者を救出するため進入口を確保する隊員

への切れ目のない支援を実現すべく、緊急支援で得た情報などを資金協力や技術協力の計画・実施に生かしています。

国内災害で生きる国際緊急援助の成果

2024年1月1日、能登半島沖を震源とする大地震が発生しました。JDRは海外で発生した災害を対象としており、国内災害への支援は実施していません。他方、JDRで活躍した人材や知見、機材が能登半島地震への対応に生かされました。過去にJDRの救助チームとして派遣された警察・消防・海上保安庁の隊員経験者が、能登半島地震の支援の現場で再会し、協力しながら活動を行った事例や、医療チームとして派遣された医療従事者などが、災害派遣医療チーム(DMAT)として現場で活躍する事例などがありました。また、JDR派遣を経て得た知見が基礎となって開発された、被災地の診療情報を収集・蓄積し、医療ニーズの全貌や医療フェーズの推移を把握するためのシステム「J-Speed」も活用されました。さらに、JDRの装備品である循環型シャワーシステムもいち早く被災者のために貸し出しました。

このようにJDRの活動は、協力した関係者の知見や使用された機材が国内の災害発生時にも生かされているなど、国際協力で得られた人材や知見の国内への環流、国内課題と国際協力の課題や取り組みの一元化といった観点から重要な役割を果たしています。

※ 2024年3月末現在の実績

多様な事業とパートナーシップ

国際機関・他ドナーとの連携

国際連携で開発インパクトを最大化

気候変動、感染症、地政学的対立などの複合的な危機により、開発途上国の課題はますます複雑化し、単独の国・機関だけでは解決が難しくなっています。開発援助機関がそれぞれの強みを生かし、それぞれの知見やネットワークを活用し合いながら、協調して課題の解決に取り組むことがますます重要になっています。また、2023年6月に改訂された開発協力大綱でも、共創と連帯の重要性が強調されています。

JICAでは、国連、世界銀行やアジア開発銀行などの国際金融機関、先進国・新興国の開発援助実施機関、民間財団、NGOなどを地球規模課題に取り組むパートナーと捉え、政策対話や事業実施面で協調を進めています。

こうした協調の具体例として、フィリピンでJICAはADBとの協調融資により鉄道を整備し、マニラの渋滞緩和に貢献しています。ウクライナおよび周辺国への支援では、欧州復興開発銀行（EBRD）などと主に民間セクターの投資促進を目指し開発金融機関の連携を強化する投資プラットフォーム業務協力協定を締結しています。

また、長年にわたりJICAが協力を行ってきた国と協力して第三国への支援を行う、南南協力・三角協力も進めています。例えば、ウクライナの地雷除去を目的に、

カンボジア地雷対策センター（CMAC）と協力して、カンボジアで培った地雷除去技術をウクライナへ移転する活動を進めています。紛争国・地域では、国際機関と連携してJICAによる開発支援を推進しています。ケニアでは国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の協力を得て、カクマ難民キャンプなどの給配水システムに関する調査を開始し、今後JICAから専門家を派遣するなど、事業実施レベルでの協調を進めていきます。

開発協力における国際潮流への貢献

JICAは、国際的な規範やルールを形成する場で積極的な発信を行い、JICAの知見や考え方の共有を図っています。2023年12月にジュネーブで開催されたグローバル難民フォーラムでは、長期化した難民の避難状況への対応と人道・人権危機の予防のためには、人道支援だけでなく、開発協力や平和構築に携わるアクターがそれぞれの強みを生かし、相互補完的に協力していく重要性を訴えるなど、「人道と開発と平和の連携（HDPネクサス）」の潮流づくりにも取り組んでいます。

複雑化する開発課題に対処していくためにも、国際的な議論に参画し、JICAの取り組みや知見を積極的に発信することで開発協力の質の向上に貢献していきます。



2023年12月にスイスのジュネーブで開催されたグローバル難民フォーラムのハイレベルイベント。JICA理事長より、人道と開発と平和の連携（HDPネクサス）の重要性について呼び掛けた

研究活動

平和と開発のための実践的知識の共創

JICA緒方貞子平和開発研究所(略称:JICA緒方研究所)は、2008年10月の研究所設立に尽力された緒方貞子氏の理念を継承し、開発途上国が現場で直面する課題について政策志向の研究を行い、国際社会における日本の知的プレゼンスの強化を目指して取り組んでいます。

さらに、日本の開発経験や援助実施国としての知見を体系化し発信するとともに、国際秩序の変化、情報社会への転換、気候変動などの今日的な課題や脅威も踏まえて、研究・発信活動のさらなる充実に努めています。これらを通じて、世界をリードする開発・国際協力研究の拠点となることを目指しています。

研究活動の基本方針

1. 国際的な学術水準の研究を行い、積極的に発信する。
2. 現場で得られた知見を分析・総合し、事業にフィードバックする。
3. 人間の安全保障の実現に貢献する。

6つの重点研究領域

1



政治・ガバナンス

世界の各地で戦争やクーデター、権威主義的な政権が人々の平穏な生活を脅かし、人生の豊かな可能性を追求する機会や、ときには命さえも奪う事例が生じています。住む国にかかわらず、すべての人が人間の安全保障を享受できる国内・国際政治の条件や社会の仕組みとは何かを考えます。

2



経済成長と貧困削減

世界にはいまだ多くの貧困層が存在しています。開発途上国における政策や取り組みが、いかに経済成長と貧困削減に貢献するかを明らかにするために、インフラ事業の経済社会効果や金融に関する研究などを、介入・非介入の比較分析手法も取り入れて行います。

3



人間開発

すべての人に対する良質な教育、保健サービスへのアクセスの保障とエンパワーメントの実現に向けて、エビデンスに基づいた政策と協働が必要です。開発途上国における留学のインパクト研究や、新型コロナウイルス感染症パンデミックの影響に関する研究などを通じ、効果的な政策や実践の在り方を考えます。

4



平和構築と人道支援

人間の安全保障と平和構築を研究の2本の柱としています。持続的な平和の促進要因や阻害要因を分析し、また、人間の安全保障における保護とエンパワーメントの関係を探求することで、人道危機への対応や持続的な開発と平和に従事する多様な主体による、有効な支援の在り方を探ります。

5



地球環境

SDGsへの取り組みや気候変動への対処に向けた研究を実施します。気候変動適応策の定量的評価手法、社会の持続可能性を評価する指標を用いた持続可能な開発の方策などに関する研究を行います。

6



開発協力戦略

過去から学ぶための日本の開発協力に関する歴史研究、農業や産業開発などの協力アプローチに関する研究、外国人との共生社会の実現などの今日的な課題に関する研究などを通じて、世界的に経済・社会構造が変化するなかでの国際協力の在り方や効果的なアプローチを検討します。

人間の安全保障の実現への貢献

JICA緒方研究所はフラグシップレポート『今日の人間の安全保障』第2号を2024年に刊行しました。同レポートでは、「複合危機下の政治社会と人間の安全保障」を特集テーマとして、不確実性が増す時代においては、人々を中心にすえ、異なる脅威の連鎖性に着目し、包括的な対処を促す人間の安全保障の概念が有効であることを強調しました。

また、人間の安全保障の実現に向けた戦略として、エンパワメントに関する研究の成果を取りまとめ、英文学術書籍を刊行しました。この書籍では、コロナ禍における東南アジアや日本の事例を通じて、エンパワメントの阻害要因と促進要因などを分析し、政策提案のための実践的な教訓を導き出しました。

その他、人間の安全保障に関連する指標を用いて東日本大震災の被災地である宮城県の市町村レベルの課題を可視化し「誰も取り残されない地域社会」に向けた提言を示した既刊書籍『SDGsと地域社会：あなたのまちで人間の安全保障指標をつくろう！宮城モデルから全国へ』の英訳版を刊行しました。

さらに、人間の安全保障の主流化に向けて、国際機関などとも連携しながら、研究成果や現場での実践事例をセミナーや国際会議で紹介するなど、人間の安全保障の今日的意義を発信しました。

関連情報 JICAウェブサイト > JICA緒方研究所 >> ピックアップ (人間の安全保障)



2023年7月に国連本部で開催されたハイレベル政治フォーラムの機会を捉え、人間の安全保障の今日的意義を国際的に発信した



2023年度の刊行物から

2023年度の主な研究成果

2023年度は32件の研究プロジェクトなどの活動を実施し、計72件の学術論文や書籍、報告書などを発刊しました(P88参照)。

具体的には、JICA緒方研究所のウェブサイトでリサーチ・ペーパー、ディスカッション・ペーパーなどの学術論文やJICA事業関係者の知見を取りまとめたナレッジ・レポートなど22本を発刊したほか、外部の学術ジャーナルにも査読付き論文34本が掲載されました。

また、開発途上国において外来モデルを現地の事情に応じて適応・導入する「翻訳的適応」に関する英文書籍、カンボジアにおけるドル化に関する英文書籍や農村家計の金融行動をテーマとする英文報告書、信頼と開発協力に関する和文報告書を刊行しました。

さらに、日本の開発協力の成果を長期的な観点から分析する書籍シリーズ「JICAプロジェクト・ヒストリー」では、ペルーに派遣されたJICAボランティアによる陸上競技指導や、タンザニアで半世紀続いてきたコメづくり支援、カンボジアの体育教育に関する草の根技術協力など、さまざまな分野や地域を題材とした和文書籍や、パラグアイにおける日本人移民の活躍やウガンダでの南スーダン難民支援を描いた英文書籍を刊行しました。

関連情報 JICAウェブサイト > JICA緒方研究所 > 出版物

研究成果や知見の発信

研究成果を取りまとめた書籍や学術ジャーナルの発刊イベント、移住史・多文化理解、国際労働移動、暴力的過激主義などをテーマとする各種セミナーなどのイベントを計38件開催し、6,000人以上が参加しました。また、海外留学が途上国に与えるインパクトや、平和プロセスを持続させるために現地の主体や文脈を重視する「適応的平和構築」、新型コロナウイルス感染症に関連した研究などに関する学会や国際会議での発表を計14回行い、研究成果を学識者や実務者に広く共有しました。



学術論文、書籍、
報告書等の発刊数
(2023年度)

72件

研究所主催セミナー参加者数
(2023年度)

6,054人



2023年6月に開催したナレッジフォーラム「エネルギー危機と気候変動対策—危機をエネルギー転換の好機に変えるには—」では、エネルギー安全保障とカーボンニュートラルの両立に向けた課題について議論しました。2023年9月には、ナレッジフォーラム「日本は途上国の質の高いインフラ投資にどのように貢献できるのか—ODAによる都市交通支援の事例から—」を開催し、公共交通整備や都市計画の支援、インパクト評価の事例を紹介しました。加えて、2024年2月のナレッジフォーラム「日本が選ばれる国になるために—インドネシアにおける国際労働移動のダイナミクスからひも解く—」では、日本への国際労働移動のメカニズムに関する



映像メディアも活用し、産業開発における翻訳的適応の研究成果を分かりやすく発信した

現状と、今後求められる取り組みについて議論しました。

さらに、2024年3月には、ノーベル経済学賞受賞者のジョセフ・スティグリッツ氏による講演「変わりゆく世界経済の中での雇用の未来」を開催し、コロンビア大学との共同研究による成果として、世界経済と開発における雇用問題、産業構造の変化などについて議論しました。

また、「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」と中国との関係に関する研究論文12本をベースとして、2024年3月に国際シンポジウム『「グローバル・サウス」がもたらす新たなダイナミクスを探る—開発途上国は中国にどう向き合っているのか?—』を開催しました。フィリピン、ラオス、バングラデシュ、セルビアを事例に、これらの国々が中国との関係構築においてどのように主体性を発揮し、自国の政治的・経済的利益の確保につなげているのかを議論しました。

関連情報

JICAウェブサイト > JICA 緒方研究所 >> ニュース&トピックス
JICAウェブサイト > JICA 緒方研究所 >> 動画コンテンツ

開発効果の実証や協力アプローチへの示唆

これらの研究成果は、実証的手法に基づく開発効果の可視化のほか、今後の協力アプローチに関する提言や示唆にもつながっています。

農業開発分野では、2023年7月にコートジボワールで開催されたアフリカ稲作振興のための共同体(CARD)の総会で、アフリカで実施した10年以上にわたる実証研究により、稲作研修が生産性に及ぼす重要

かつ持続的な効果や、その周辺農家への波及効果が確認されたことを発表しました。また、2024年2月にケニアで開催された市場志向型農業振興(SHEP)アプローチの国際ワークショップでは、ランダム化比較試験の結果に基づき、SHEPアプローチを導入したことで園芸収入の増加や脆弱層の裨益といった効果が見られたことを報告しました。

教育開発分野では、JICAがニジェールとマダガスカルで実施した住民参加型の学校教育プロジェクト(みんなの学校プロジェクト)の効果を検証した研究の成果として、査読付き論文1本とディスカッション・ペーパー2本を発刊しました。このなかでは、みんなの学校プロジェクトの取り組みが児童の算数や読み書きのスキルを向上させたことや、そのメカニズムとして親や地域住民の行動も変容したことを示しています。

その他、持続可能なインフラ開発の成功要因を分析



アフリカ稲作振興のための共同体(CARD)研究により、農民研修がコメの生産向上の鍵となることが示唆された

するためフィリピンにおける鉄道事業と日本のODA事業の2つをケースとした研究を実施し、その結果の一部を政策提言としてまとめたポリシー・ノートを発刊しました。このなかでは、官民連携と開発金融機関によるファイナンスの重要性を示すとともに、今後に向けた提言を行っています。

2023年度に発刊した主な書籍や報告書

学術書籍	● Cambodian Dollarization: Its Policy Implications for LDCs' Financial Development (Routledge 社) ● Human Security and Empowerment in Asia: Beyond the Pandemic (Routledge 社) ● Introducing Foreign Models for Development: Japanese Experience and Cooperation in the Age of New Technology (Springer Singapore 社) ● SDGs and Local Communities: How to Create Human Security Indicators in Your Town! (JICA 緒方貞子平和開発研究所)
報告書	● 信頼と開発協力 ―他者との関係性を未来に活かす― ● JICA 緒方研究所レポート「今日の人間の安全保障」第2号 ―複合危機下の政治社会と人間の安全保障―
プロジェクト・ヒストリー	● ペルーでの愉快的な、でも少し壮絶なスポーツ協力―国際協力をスポーツで ● 稲穂の波の向こうにキリマンジャロ―タンザニアのコメづくり半世紀の軌跡 ● 未来ある子どもたちに「新しい体育」を―体育がつなげた仲間たちのカンボジア体育の変革 ● Japanese Immigrants Who Supported the Development of Paraguay—The Achievements That Made Paraguay the World's Fourth Largest Soybean Exporter and an Implementer of New Initiatives for Industrial Diversification ● A New Way of Working to Support Refugees: Putting the Humanitarian-Development Nexus into Action in Africa

(注) その他の出版物は、JICA緒方研究所のホームページに掲載・公表しています。

関連情報

JICAウェブサイト > JICA緒方研究所 >> 出版物

CHAPTER

4

質の高い事業を支える取り組み

事業の透明性 090

人財戦略 092

デジタルトランスフォーメーション (DX) 096

安全対策 098

コーポレートガバナンス 099

事業の透明性

事業評価

事業の改善と説明責任を果たすために

JICAは、「計画(Plan)」「実施(Do)」「成果確認(Check)」「改善(Action)」という一連のPDCAサイクルを回しながら、事業を実施しています。

JICAの「事業評価」は、事業の改善と説明責任を果たすことを目的として、このPDCAサイクルに沿って実施した各事業の評価や複数事業の総合的・横断的な評価・分析などを行っています。

事業の成果を確認する段階である「事後評価」では、

原則として事業費が2億円以上のすべての技術協力、有償資金協力、無償資金協力を対象に、外部の第三者による外部評価やJICAの海外拠点などが評価者となる内部評価を実施しています。スキームや評価主体の違いにかかわらず、基本的な枠組みを共通にすることで、統合的な考え方による評価の実施と評価結果の活用を目指しています。具体的には、①経済協力開発機構(OECD) 開発援助委員会(DAC)による国際的なODA評価の視点である「DAC評価基準」に準拠した評価、



JICAの新評価基準と主な視点

妥当性	● 相手国の開発計画との整合性 ● 開発ニーズとの整合性 ● 事業計画やアプローチの適切性
整合性	● 日本政府やJICAの協力量針との整合性 ● JICA 内の他の事業・支援などとの連携による相乗効果 ● JICA 外の機関との連携・国際的枠組みなどとの協調など
有効性	● 期待された事業の効果の、目標年次における目標水準の達成度(受益者間の裨益の差異にも留意)
インパクト	● 正負の間接的・長期的効果の実現状況(環境・社会配慮を含む)、社会システムや規範、人々の幸福、人権、ジェンダーの平等、環境への潜在的な影響の有無
持続性	● 政策・制度面、組織・体制面、技術面、財務面、環境社会面、リスクへの対応、運営維持管理の状況
効率性	● プロジェクトの投入計画や、事業期間・事業費の計画と実績の比較

②JICA独自のレーティング制度を活用した統一的な評価を実施しています。

客観性と透明性を確保した評価

事業実施効果を客観的に測ることが求められる事後評価では、評価対象となる事業の中でも、原則事業費が10億円以上の事業には、外部の評価者による評価（外部評価）を実施しています。評価結果はJICAウェブサイトで公開し、透明性の確保に取り組んでいます。また、国際協力に知見のある、あるいは評価に関する専門

性を有する外部有識者で構成される「事業評価外部有識者委員会」を定期的開催し、評価の手法や体制、制度全般などに関する助言を得ています。

評価結果の活用を重視

JICAは、事業評価の結果を類似した事業の計画や実施、協力の基本方針へ反映し、これらの改善に活用しています。また、評価結果は相手国政府にもフィードバックを行い、相手国政府の事業や開発政策などに反映されるよう努めています。

関連情報 JICAウェブサイト >>> 事業評価年次報告書

業績評価

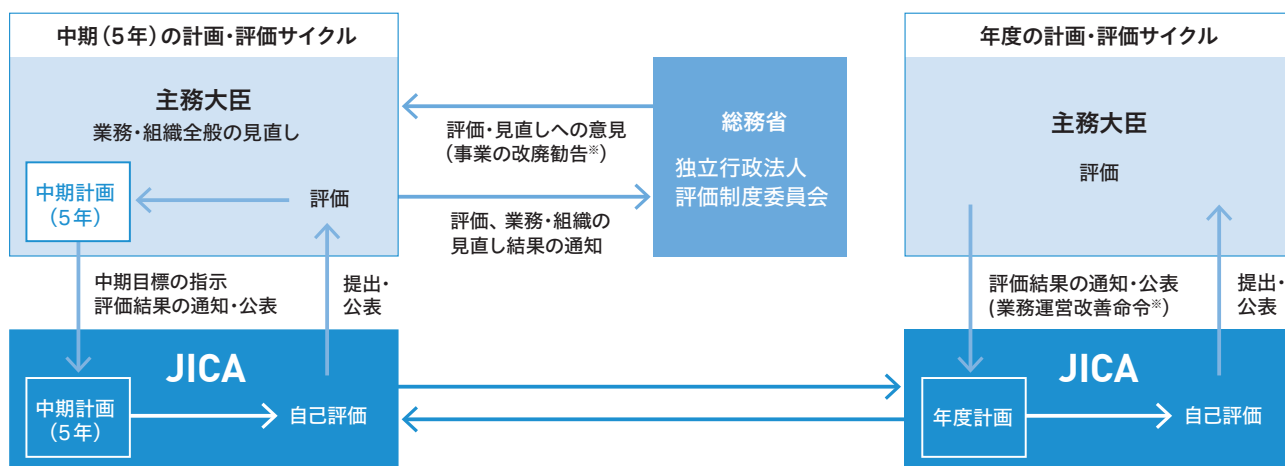
目標・計画策定と業務実績評価の仕組み

JICAは「独立行政法人通則法」に則り、5年間の中期計画と各年度の年度計画に基づき業務を実施しています。その上でJICAは各計画の達成状況を自己評価し、主務大臣（外務大臣など）に提出、主務大臣はJICAの実績を評価し、その結果を公表します。

第4期中期目標期間（2017～2021年度）における業務実績、また、第5期中期計画（2022～2026年度）の初年度に当たる2022年度の業務実績については、主務大臣より「中期計画における所期の目標を上回って達成していると認められる（総合評価：A）」と評価されました。

関連情報 JICAウェブサイト >>> 中期目標・中期計画・年度計画

JICAの業務運営と業績評価の仕組み



※ 主務大臣評価の結果、事業の改廃勧告や業務運営改善命令がなされることがあります。

人財戦略

「信頼で世界をつなぐ」ために

JICAのビジョン「信頼で世界をつなぐ」を実践するため、「共創」「革新」「使命感」「現場」「大局観」という5つのアクションに共感し、それらを体現する人材の育成を人事制度の中心に据えています。その上で、次に掲げる3つの側面を柱として、さまざまな取り組みを行っています。

1つ目の「ダイバーシティを体現する人材」という側面では、世界中の国・地域で、さまざまな分野・形態にわたる協力事業を展開するJICA自身が多様性を持ち、それを尊ぶ組織であるために、あらゆる職員が生き生

きと働き続けやすい環境づくりに取り組んでいます。2つ目の「学びと挑戦による成長支援」という側面では、時々刻々と情勢が変化し、課題も複雑化していく世界に対峙するために、JICAで働く全員がミッションとビジョンを共有した上で、基礎的な能力を獲得し、また自律的に能力開発やキャリア形成を進められるよう支援する施策を強化しています。3つ目の「健康経営と健全な職場環境」という側面では、JICAの職員がそれぞれの能力を最大限に発揮できるよう、安心して健康に働ける職場環境づくりに取り組んでいます。

ダイバーシティを体現する人材

育児・介護などと両立しやすい環境の整備

仕事と育児や介護を両立できる環境の整備に向けて、休職・短時間勤務制度を設けるとともに、当事者がつながり支え合える体験を共有する場の提供なども推進しています。男性職員の育児休業取得率も年々上昇傾向にあり、2023年度には50%を超えました。これらについては、人事担当理事を委員長とする「次世代育成及び女性活躍行動計画推進委員会」で状況をモニタリングし、さらなる充実化を図っています。

JICAでは、職員が国内外のさまざまな環境で活躍しています。一方で、それぞれの事情に合わせた働き方を選択できるよう、転勤に支障がある職員向けに勤務地を東京都内に限定する制度や、配偶者の海外転勤に伴う休職制度も設けています。さらに、時差出勤や在宅勤務により柔軟な働き方を支えています。

		2022年度	2023年度
育児休業取得率※	女性	61.5%	61.0%
	男性	19.0%	57.9%
勤務地限定認定者数		67人	66人
配偶者同伴休職取得者数		10人	11人
在宅勤務率(本邦／勤務日ベース)		24%	19%
自発的離職率(無期雇用者)		3.1%	3.5%

※ 無期雇用者に限定した場合、2023年度は女性84.4%、男性63.6%になります。

多様な人材の活躍(女性・障害者など)

女性の活躍推進に関して、JICAの女性管理職比率は2023年度末時点で26.9%であり、「次世代育成支援及び女性活躍推進に向けた行動計画」で定めた2026年度末までに27%以上にすると目標に向け、さらに取り組みを進めています。また、経営層からの発信や研修を通じた意識啓発、個別面談によるサポートなど、自分らしいキャリアを選択しやすい環境整備も進めています。JICAでは賃金体系での性別差異は設けておらず、女性管理職比率の増加に伴い男女の賃金格差は縮小していく見込みです。

また、障害者差別解消推進についてもダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンを推進する一環として、対応要領を策定し、本部、国内拠点、海外拠点の各部署に相談窓口を設置。また、障害者差別解消推進担当を配置しているほか、合理的配慮に係るナレッジ発信や研修などを行っています。さらに、本部および国内拠点に加えて海外拠点のバリアフリー化にも取り組み、働きやすい環境づくりを図りながら、障害のある方々が積極的に働ける雇用機会の創出を推進しています。

世界約100の国・地域に拠点を持つJICAにとり、各海外拠点で働く現地スタッフも組織の重要な一員で

す。2023年7月には現地スタッフ向けの研修情報をまとめたポータルサイトを開設するなど、皆がやりがいを持ち、活躍し続けられる組織となるよう、取り組みを進めています。

さらに、平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、シニアを含むすべての世代が活躍できる組織づくりを行っています。2023年度から定年年齢を段階的に引き上げ、シニア人材が豊富な知識や多様な経験を、若手職員の育成や外部アクターとの共創の拡大・深化などへ最大限に生かしながら、活力を持って働き続けられる

2026年度末までに **27%** 以上を目標

		2021年度	2022年度	2023年度
女性比率	役員	7.7%	30.8%	30.8%
	管理職	22.2%	23.2%	26.9%
	全体(全職制)	45.8%	46.2%	47.5%
	在外職員(全職制)	33.1%	36.3%	41.0%

		2022年度	2023年度
男女間賃金格差※		80.3%	81.8%
障害者雇用率		2.5%	2.5%
年齢構成(全職制)	20代	8.4%	8.6%
	30代	26.5%	25.1%
	40代	31.4%	30.6%
	50代	24.9%	26.2%
	60代以上	8.8%	9.5%

※ 男性の賃金水準を100%とした場合の女性の賃金水準です。

よう、制度設計を行っています。

高まる人材流動性への対応

多様で複雑な開発課題に取り組むためには、さまざまな経歴を持つ人材が活躍しやすい環境づくりが必要不可欠ですが、日本社会全体で人材の流動性が高まるなか、その重要性がより一層高まっています。社会人採用や有期職制の職員が早期に職場に馴染み活躍できるよう、組織横断的に新規入構者をサポートすべく、2022年度には「オンボーディング強化プロジェクト」を立ち上げ、オリエンテーションやメンター制度、交流会などの支援メニューの拡充に取り組んでいます。

また、多様な人材に選ばれ続ける魅力的な職場であるために、2022年度に有期雇用制度をいわゆるジョブ型へと大幅に見直し、各種制度や職務レベルに応じた処遇設定などを整備したほか、有期職制職員向けのキャリアサポートにも取り組んでいます。有期職制から無期職制への内部登用制度も設けており、この制度を活用した多くの職員が即戦力として活躍しています。

	2022年度	2023年度
社会人採用比率	42.0%	43.4%
有期職制向けキャリアデザインワークショップ参加者数	42人	40人
入構オリエンテーション参加者数	218人	313人
内部登用者数	44人	24人

学びと挑戦による成長支援

組織文化づくり

新たな価値の創出をリードできる人材を育成していくための組織文化づくりに取り組んでいます。例えば若手の成長支援を強化するため、30歳ごろの到達を見込んだ基準人材像を基に、研修プログラムの拡充や指導体制の強化を行っています。また、「共創」「革新」「使命感」「現場」「大局観」の5つのアクションが職員一人一人の

日々の行動の指針となるよう、それらに根差したリーダーシップ項目を2023年度より評価基準に組み込んでいます。

国際協力のプロとしてのスキル獲得

JICAで働く上で必要となる基礎的な能力やスキルの獲得に向け、事業などの基礎知識を常時学べる「JICA

	2022年度	2023年度
職階別研修参加者数	80.3%	81.8%
コアスキル研修参加者数	国際マクロ経済・財務分析	2.5%
	プロジェクト管理	8.4%
総合職職員入構5年以内 在外赴任率※	新卒採用	26.5%
	社会人採用	31.4%
		30.6%

※ 母数に育児休業などの休職取得者も含んでいます。

アカデミー」や職階別研修、コアスキル研修などのプログラムを構築しています。また、データサイエンスを組織運営上の重要課題と捉え、2022年度より先進人材の育成に向けたプログラムを策定しています。さらに、「現場力」の醸成を目的として新入職員を海外の現場に約3カ月間、国内拠点に2週間派遣するOJT (On the Job Training) を実施しており、2022と2023年度には計117人の新入職員を派遣しました。海外拠点への赴任の機会も入構後早期から設けています。

自律的な能力開発・キャリア形成支援

JICAでは日常的なメンタリングのほか、意向調査や評価面談、キャリアコンサルティングの機会を通じ、一人

一人の自律的な能力開発やキャリア形成を後押ししています。それを支える制度として、所属部署以外の業務に従事する「10%共有ルール」や社内インターン制度を設けているほか、組織内公募ポストの拡充を図っています。

JICA外との「他流試合」も重視しており、省庁や民間企業、大学、自治体、国際機関などへ出向者を送り出すとともに、職員自らが希望する研修機関を選定する実務経験型専門研修制度のほか、兼業制度も設けています。さらに、修士・博士号を取得するための長期研修制度や外国語習得、公的資格取得のための自己研鑽補助制度も設け、主体的な能力開発を支援しており、これらの取り組みを大幅に拡充・強化する方針です。

	2022年度	2023年度
10%共有ルール活用率	19.2%	19.2%
組織内公募ポスト数	61ポスト	107ポスト
出向者(送出)数※	97人	86人
実務経験型専門研修参加者数	2人	2人
兼業者数	73人	109人
海外長期研修派遣者数※	29人	27人

※ 前年度からの継続派遣者も含む当該年度の延べ派遣人数です。

健康経営と健全な職場環境

労使関係と労務・健康管理

健全な労使関係を維持すべく、団体交渉や事務折衝に加え、理事長を含む役員と労働組合執行委員との直接対話も行っています。また、過重労働を防止し、業務効率の維持や向上を図る観点から、休暇取得の促進、適切な業務実態の把握と超過勤務の抑制に取り組んでいます。具体策として、パソコンのログオン・ログオフ時刻を記録するほか、部署別の超過勤務状況を毎月組織内で公開しています。

またJICAでは、必ずしも医療体制が整っていない開発途上国での勤務や出張も多いため、健康管理は特に重要です。法定の健康診断、ストレスチェック、産業医による助言と指導、感染症予防に関する啓発などに加

え、病気休暇や休職制度の整備、円滑な職場復帰支援などに取り組んでいます。

海外赴任に際しては、JICA国際協力共済会によって赴任先での病気や怪我の治療費の補助、緊急移送などをサポートするとともに、赴任者全員に対し、研修を通じて海外での健康管理方法を指導しています。

	2022年度	2023年度
休暇平均取得日数(本邦)※	年次有給休暇(20日/年度付与)	13.5日
	夏期休暇(7日/年度付与)	13.57日
		6.4日
		6.39日
ストレスチェック受検率	89.8%	87.8%
ラインケア研修受講者数(管理職向け)	142人	277人

※ 年度途中の採用者や有期および非常勤の雇用者は付与日数が異なります。

ハラスメント防止・対応

JICAでは、ハラスメント行為を就業規則で禁止するとともに、理事長によるメッセージを発信し、ハラスメント防止および対応に関するガイドラインを策定しています。加えて、組織内外に相談窓口を設置し、ハラスメントが発生した際には速やかな事実確認を行い、その結果を踏まえ行為者への注意・指導および処分を含めた問題の解決を図っています。また、各種職階別研修や海外赴任前研修で注意喚起を行い、ハラスメントを許さない職場づくりに取り組んでいます。

	2022年度	2023年度
ハラスメントに関する回答平均値※	4.29	4.43

※ 定点意識調査（5段階回答）。平均値が高いほど該当する行為が少ないと考えていることを示しています。

エンゲージメント

JICAで働く職員の声をくみ取り、改善へとつなげるため、現地スタッフを含む全員を対象に毎年定点意識調査を実施しています。また、「風通し促進キャンペーン」を通じ若手職員と役員が双方向でコミュニケーションを図る機会を設けています。今後もさらなるエンゲージメントの向上に向け、人的資本にまつわる各種施策の改善と強化に取り組んでいきます。

	2022年度	2023年度
自分は、JICAのビジョンに共感している※	4.22	4.23
JICAは、自分にとって働きがいのある組織である※	3.96	3.99
人事制度は、JICAのミッション・ビジョンの実現につながる制度である※	3.38	3.38

※ 定点意識調査（5段階回答）。平均値が高いほど賛同している度合いが高いと考えていることを示しています。

開発協力人材の養成・確保

JICAでは、学生や社会人向けに実務機会を提供する国内外でのインターンシッププログラムのほか、国際協力の潮流や新たな課題に関する知識の習得を目指す能力強化研修など、幅広く開発協力人材の養成に資する機会を提供しています。

また、国際キャリア総合情報サイト「PARTNER」は、JICAのみならず国際機関、開発コンサルタント、NGO/NPO、自治体、大学、民間企業、2,600団体以上

の求人・インターン情報、研修・イベント情報を一元的に発信し、開発協力業界の人材プラットフォームとなっています。JICA事業の現場で活躍する専門家や海外拠点で事業形成や実施監理を担う企画調査員、卓越した専門分野の知見を生かし事業の質の向上に貢献する国際協力専門員や特別嘱託についても、PARTNERを活用して募集を行い、人材の確保に努めています。

2023年度の実績

人材確保	国際協力専門員	特別嘱託	公募・推薦審査による専門家（企画調査員は含まず）	
	110人	51人	529人※	
人材養成	インターンシッププログラム	ジュニア専門員	能力強化研修	専門家赴任前研修
	155人	35人	516人	213人
国際協力キャリア総合情報サイト（PARTNER）	PARTNER登録者数（累計）	登録団体数（累計）	求人、研修・セミナー情報提供件数	キャリア相談件数
	8万3,062人	2,106団体	4,909件	214件

※ 公募・推薦審査による専門家（短期・長期）のうち2023年度中に新規派遣された延べ人数。業務実施契約コンサルタントの専門家などは含みません。

デジタルトランスフォーメーション (DX)

組織DX

デジタル技術が急速に発展する時代を迎え、新たな技術、データを生かした効果的・効率的な組織運営や事業推進が求められています。JICAは最高デジタル責任者を配置し、組織の羅針盤となる「DXビジョン」を策定。デジタルで一人一人が多様な幸せを実現する社会を目指して、組織と事業両面のDXを推進しています。

組織面のDX推進では、業務プロセスの合理化、組織運営におけるデータの有効活用、デジタル基盤の整備に

取り組んでいます。2023年度には、電子入札・電子契約を導入し、円滑で効率的な業務手続を進めています。また海外も含め、企業、NGO、研究機関などのパートナーとの共創を促進する観点から、クラウドサービスを活用した資料の共同編集や情報の共有、オンライン会議などを推進し、協業しやすい環境整備に努めています。

今後も、効果的・効率的な組織運営に向け、データやAIの利活用、デジタル人材の育成に取り組めます。

事業DX

デジタル分野における開発課題の現状

開発途上国を含む国際社会全体で、経済・社会のデジタル化が飛躍的に進んでいます。デジタル技術・データの利活用は、経済活動や社会生活を行う上で不可欠であり、SDGs達成に向けた取り組みのインパクト、費用対効果を高める手段としても期待されています。

一方、開発途上国では、各分野でデジタル化を推進する取り組み、それを支える基盤となる情報通信インフラやデジタル産業・人材の育成が課題となっています。ま

た、急速なデジタル化の結果、サイバーセキュリティのリスクも顕在化しており、その対応が求められています。

JICAが取り組むデジタル分野の協力

JICAは、「開発の各領域・分野におけるデジタル化の推進による課題解決と開発効果の増大（分野横断的なDX主流化）」と「デジタル化のベースとなる基盤整備」の2つを柱に協力を行っており、2024年3月末時点でDX要素を盛り込んだ事業を396件展開しています。

WHY 目標

イノベーションエコシステム

経済成長と社会課題解決をデジタルで促進し、多様なプレイヤーがイノベーション創発するエコシステムを構築する。

デジタル基盤

デジタル化の恩恵を享受し、またデジタル化による格差や安全リスクを削減するための基盤を整備する。

WHAT 取組方針

SDGs各課題のDX推進



DXモデルの創出

フィジカルな協力アセットを生かしつつ、産業・広域データ連携やイノベーションエコシステム構築など、DXモデルを創出する。



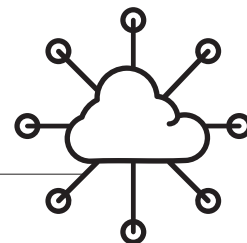
デジタル基盤3本柱の支援



デジタル格差・サイバーセキュリティ主流化

データを社会に行き渡らせる情報通信環境の整備、デジタル化推進の担い手育成、自由で安全なサイバー空間の構築に係る事業を実施する。

JICAの多様な事業でのデジタル格差視点の組み込み、インフラ事業などでのサイバーセキュリティ主流化を図る。



DXで産業創出と医療課題の改善を目指す

社会課題解決の糸口にデジタル技術を

国民の保健医療関係のデータが蓄積されたデジタルヘルスプラットフォーム（DHP）にアクセスすると、自分自身の健康管理や治療などに必要な情報が得られる。そうしたプロジェクトがブータンで進められています。

背景には、ライフスタイルの変化による糖尿病や心臓病の増加のほか、農業離れが顕著な若年層の失業率の増加や頭脳流出など、ブータンが直面している社会課題があります。この解決の糸口として期待されているのが、国民の医療・健康データを活用したデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進です。これにより、人々の健康が増進され、データを活用した新たな産業や雇用が創出されることで、ブータン政府が定める国民総幸福量（GNH）の向上にも貢献すると考えられています。

DHP構築を目指し実証事業に取り組む

JICAが2023年2月に開始したプロジェクトでは、ブータンを取り巻く保健医療およびデータ利活用に係る制度の分析や、保健医療分野におけるデジタルサービスの整備状況に関する調査を行いました。それに基づき、DHPに必要な機能や性能、国民の医療・健康データを扱う上で必要な情報セキュリティなどの要件を設定し、



これまでJICAが「デジタルモノづくり工房」の設立などに協力してきた実績のあるブータン王立大学科学技術校で、ウェアラブル端末の運用試験を行った

ブータン政府と共にDHPの構築を進めています。

またパイロット事業では、現地の大学や企業の協力の下、血圧などを測定するウェアラブル端末やヘルスケアアプリの開発を進めています。それをブータンの人々に使用してもらい、健康データの収集や利活用に加えて、健康意識や行動の変化なども調査していく予定です。

人口規模が小さなブータンで、現地の大学や企業の人的リソースや知見を最大限生かした今回のDXに向けた取り組みは、医療だけでなく、さまざまな開発課題を飛躍的に改善し得るアプローチとして注目されています。



具体的な成果が生まれつつあります

ブータン側のプロジェクトにかかる情熱、国家一丸となって取り組む姿勢を強く感じています。アプリケーションの開発など、具体的な成果が生まれつつあります。日本政府が打ち出す「信頼性のある自由なデータ流通」を具現化すべく、しっかりとサポートしていきたいと思っています。

JICA 専門家／アクセンチュア株式会社
福山 周平 さん



日本の専門家に刺激を受けています

ブータンのデジタルヘルス戦略を支援するこのプロジェクトは、挑戦的な課題も多いのですが、日本の専門家の人たちの多様な背景と豊富な経験から生まれる斬新なアイデアと革新的な課題解決策に刺激を受けています。また、共に取り組むことでスキルアップにつながっています。

ブータン政府技術庁
イエシ・ドルジ さん

安全対策

事業の安全を確保する取り組み

新たな安全対策宣言を公表

2016年7月1日にバングラデシュで発生した「ダッカ襲撃テロ事件」を契機として、2017年11月に「安全対策宣言」を発表しました。さらに、2022年の田中明彦理事長の就任後には「人命最優先」「最適の安全対策」「当事者意識」を3本柱とした新たな「安全対策宣言」を策定・公表し、日々の安全対策に取り組んでいます。

国外退避・国内避難などの有事対応

2023年4月13日にスーダンで発生した同国軍と準軍事組織である即応支援部隊の軍事衝突の際には、現地に滞在するJICA関係者の安全確保のため、JICA本部に緊急事態対策本部を設置。日本政府や国際機関などと連携しつつ、JICA関係者などの国外退避を実施しました。その他、国内あるいは国を跨ぐ武力衝突に起因して、ニジェールやブルキナファソ、イスラエルでもJICA関係者の国外退避を行うとともに、国内の治安情勢悪化に伴い、ペルーやグアテマラで地方に滞在するJICA関係者の首都への避難を実施しました。

ウクライナでの安定的な事業展開

2022年のロシアによるウクライナ侵略以降、二度の安全確認調査を実施し、首都キーウへのJICA関係者の業務渡航に必要な安全評価と対策立案を行いました。また、ウクライナ支援を安全に実施するため、JICAウク

ライナ事務所の開設に際して、アフガニスタンやイラクなど安全への脅威が大きい国での取り組みも参考に最適な安全対策を設定し、不断に見直しを行っています。

ポストコロナにおける安全対策

JICA関係者の渡航がコロナ前の規模に戻りつつあるなか、各地域で発生している紛争やクーデターのほか、それらに起因する物価高騰や食料危機なども相まって、一般犯罪被害件数の増加や凶悪化が顕著になっています。

安全管理部では、JICA関係者を対象とした多くの安全対策研修を開催しています。なかでもセルフディフェンス研修(実技)は、さまざまなシミュレーションを通じて己の身を守る術を学ぶ研修として毎月1回実施してきましたが、2024年2月より毎月2回に増やしました。また2023年度には全22回30カ国に対して安全確認調査や巡回指導を実施し、各国治安情勢の確認や情報収集、対策の点検とともに、短期渡航者や海外拠点の長期滞在者の意識向上を促しました。

このほか、2023年度前半の犯罪被害件数の増加などを受けて、各海外拠点が実施する安全対策連絡協議会や日本国内で実施する企業向けの安全対策セミナーを通じてJICA関係者へ注意喚起を行うとともに、JICA本部での24時間待機体制の維持・強化にも取り組みました。



防空壕近くの壁に描かれていたハトとヒマワリの花(キーウ市郊外安全確認調査)



セルフディフェンス研修(実技)で実施した誘拐シミュレーション訓練

コーポレートガバナンス

内部統制

JICAは、業務の有効性・効率性を向上させ、法令などを遵守し、「独立行政法人国際協力機構法」に定められた目的を達成するため、内部統制を含めたコーポレートガバナンス体制を整備し、事業に取り組んでいます。

具体的には、「独立行政法人通則法」に定める内部統制を推進すべく、JICAを代表しその業務を総理する理事長の下、総務部担当理事を内部統制担当理事とし、総務部長を総括内部統制推進責任者とした内部統制推進体制を整備しています。この体制下、内部統制の推進状況をモニタリングし、内部統制上の重要事項を取りまとめるとともに、その結果について理事会に報告します。

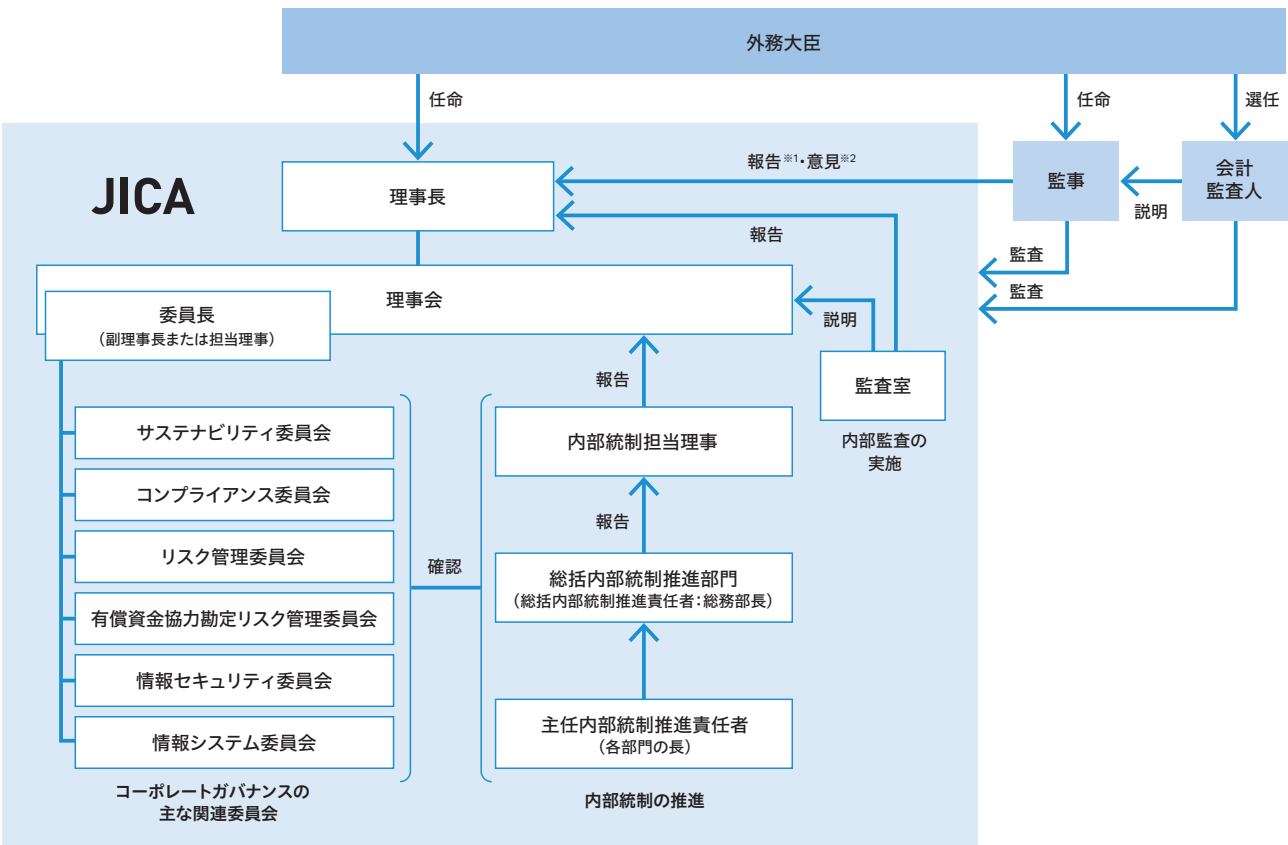
また、監査室を設置し、業務が適正かつ効率的に遂

行されるように内部監査を実施しています。さらに、監事監査や会計監査人監査を受け、その監査結果を踏まえて必要な業務改善を行うことで、ガバナンスの質を検証しています。

そのほか、内部統制に関する内部規程を整備するとともに、業務の方法について基本的事項を定めた「独立行政法人国際協力機構業務方法書」を整備し、また、内部統制の取り組み方針を「JICAにおける内部統制」として取りまとめて公開し、内部統制に関する意識の向上と取り組みの強化に努めています。

重要な内部統制に関連する事項については、委員会を設置し、審議などを行っています。

JICAのコーポレートガバナンス



※1 監査報告は理事長を経由して外務大臣に提出される。

※2 外務大臣にも意見を提出することができる。

コンプライアンス

JICAは、日本のODAの実施機関として法令やルールの遵守はもちろん、社会的規範に則して、国民や国際社会の期待に応えることを目指し「JICAの行動理念（コンプライアンス・ポリシー）」を定めています。

コンプライアンス体制の適切な確保のために、役職員やODA事業の関係者を対象とする規程やガイドラインなどを設けています。なかでも、「独立行政法人国際協力機構コンプライアンスに関する規程」では、役職員のコンプライアンス意識の醸成、業務運営の公正性の確保を目的として、事故報告、内部通報、外部通報といった各種制度やコンプライアンス委員会の設置について定

めています。また、JICAの関連事業で贈収賄などの不正行為が行われないよう、不正腐敗情報相談窓口などによる不正腐敗防止にも取り組んでいます。

なお、JICA職員がフィリピン向け円借款「首都圏鉄道3号線改修事業」の調達手続きに関する秘密情報を漏洩した事案（2024年7月に懲戒処分を公表）については、2024年11月に検証委員会を設置しました。JICAでは秘密情報の管理に関する研修強化など再発防止策を講じてきましたが、検証委員会における事実関係の再検証およびさらなる再発防止策の検討結果を踏まえて、必要な措置を講じていきます。

関連情報 JICAウェブサイト >>>> 内部統制・コンプライアンス

リスク管理

中期計画などの組織の目標や計画を効果的・効率的に達成するにあたって、業務実施の障害となる要因をリスクと定義し、リスクへの対応体制を確保の上、事業の確実な実施を目的にリスクの特定・評価と対応を行っています。

各部署では、毎年度自らの部署の業務に関わるリスク

を特定し、組織や業務への影響を評価の上、当該リスクの低減に取り組んでいます。内部統制担当理事を委員長として開催する「リスク管理委員会」で、リスクの評価とリスクへの対応に必要な事項を確認・検討することによって組織的な対応を強化しています。

金融リスク管理

概要

有償資金協力業務（円借款および海外投融資）の実施にあたっては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクなどのリスクを伴います。JICAでは一般の金融機関のリスク管理手法を参照の上、円借款債権などの適切な管理を実施しています。

具体的には、有償資金協力業務のリスク管理を組織的に対応すべき経営課題と位置付け「独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定統合的リスク管理規程」を策定し、同規程のなかで有償資金協力勘定が業務の過程でさらされているさまざまなリスクを識別、測定、モニタリン

グし、業務の適切性や適正な損益水準の確保を図ることを目的と定めています。その目的に資するため、「有償資金協力勘定リスク管理委員会」を設置し、統合的リスク管理に関する重要事項を審議しています。

信用リスク

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化などにより資産（オフ・バランス含む）の価値が減少または消失し、損失を被るリスクです。有償資金協力の主たる業務である融資業務において、信用リスク管理は重要な位置を占めます。与信の大宗を占める円借款に伴うソブリン

リスク(外国政府・政府機関向け与信に伴うリスク)については、公的機関として相手国政府関係当局、国際通貨基金(IMF)や世界銀行などの国際機関あるいは地域開発金融機関、先進国の開発金融機関や民間金融機関との意見交換を通じて、融資先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、評価しています。海外投融资については、企業向け与信に伴うリスクを評価しています。

1. 信用格付

JICAは独自の信用格付制度を有しており、すべての与信先に対して信用格付を付与しています。信用格付は、個別与信の判断の参考とするほか、貸倒引当金の算出、信用リスク計量にも活用するなど、信用リスク管理の基礎を成すもので、債務者をソブリン債務者、非ソブリン債務者に分け、それぞれの信用格付体系を適用して格付を付与し、随時見直しも行っています。

2. 資産自己査定

資産自己査定は、金融機関が自ら保有する資産を、回収不能となる危険性、または価値の毀損に関する危険性の度合に応じて区分する取り組みです。信用リスク管理の手段であり、償却・引当の適時適切な実施のためにも必要です。JICAは一般の金融機関に適用される法律も参照しながら、内部規程などを整備して資産自己査定を実施するとともに、適切な牽制機能を維持するため、事業部門による第一次査定、審査部門による第二次査定を行う体制を取っています。

3. 信用リスク計量

有償資金協力勘定では、前述の個別与信管理に加え、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスク計量にも取り組んでいます。信用リスク計量にあたっては、長期の貸出、開発途上国や新興国向けのソブリン融資が大宗というローン・ポートフォリオの特徴、パリクラブなど国際的支援の枠組み(公的債権者固有の債権保全メカニズム)などを織り込んだ独自の信用リスク計量を行っています。

市場リスク

市場リスクとは、為替、金利などの変動により保有する資産や負債の価値が変動し、損失を被るリスクです。

JICAの長期にわたる固定金利融資については、市場金利の変動により損失を被る金利リスクを負っていますが、政府出資金受入や利益剰余金積立による自己資本の備えなどにより、金利リスク吸収力を高めています。

また、ヘッジ目的に限定した金利スワップ取引を行い、金利変動による不利な影響の軽減に取り組んでいます。金利スワップ取引の取引相手先に関する市場性信用リスクについては、取引相手先ごとの取引時価と信用状態の把握に常時努めるとともに、必要に応じた担保徴求により、適切に管理しています。

外貨建て貸付や外貨返済型円借款などに伴い発生し得る為替リスクについては、外貨建て債務による資金調達や、通貨スワップなどを利用して回避あるいは抑制を行っています。

また、海外投融资では、外貨建て出資を行っており、出資先の評価額の大宗は為替リスクにさらされています。この為替リスクについては、出資先所在国通貨の為替変動をモニタリングすることで管理しています。

流動性リスク

流動性リスクは、資金繰りリスクと市場流動性リスクを指します。資金繰りリスクとは、運用と調達期間のミスマッチのほか、予期せぬ入金遅延や支出増加に起因するリスクです。必要な資金確保ができなくなることや通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることによる損失を意味します。市場流動性リスクとは、市場の混乱などに起因するリスクです。市場で取引できなくなることや通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることによる損失を意味します。

有償資金協力勘定では、資金繰りの適切な管理に加えて財政融資資金借入、JICA債発行などの多様な資金調達手段の確保により流動性リスクを回避しています。

オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。JICAで

は、事務に関わること、システムに関わること、内外の不正などにより生じるリスクをオペレーショナルリスクとしており、コンプライアンス推進の一環として管理しています。

情報セキュリティ・個人情報保護

JICAでは、情報セキュリティと個人情報保護に関する規程類を整備し、これらの遵守に取り組んでいます。

情報セキュリティについては、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」(令和5年度版)を踏まえて内部規程を定め、対策を推進しています。また、次期の情報システム基盤や情報通信網の整備に向けて、サイバー攻撃などのリスクへの対策を強化しています。

個人情報保護については、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57)の改正および統一基準群の改正に伴い、内部規程を改正しました。

情報セキュリティや個人情報保護の重要性が一層高まるなか、役職員など向けの訓練や研修、情報セキュリティ事案発生時の即時対応チーム(CSIRT)の体制強化など、運用面の強化にも引き続き取り組んでいます。

関連情報 JICAウェブサイト >>> 個人情報保護制度

情報公開

「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、JICAウェブサイトなどで、組織や業務、

財務に関する情報、その評価や監査に関する情報、調達や契約に関する情報などを公開しています。

組織・業務運営の改善への取り組み

戦略的な事業運営のための組織基盤づくり

2023年度は、前年度のサステナビリティ委員会設置に続き、最高サステナビリティ責任者(CSO)とサステナビリティ推進担当特命審議役を配置し、サステナビリティ推進室を新設。重要課題に組織が一体的に対応する体制を確立しました。2024年10月からは副理事長がCSOの役割を担っています。また、法務・コンプライアンス担当特命審議役のポストを新たに設置し、組織内の法務・コンプライアンス業務の一層の機能強化を進めました。

さらに、ロシアによる侵略で支援業務が急増しているウクライナに事務所を新設したほか、新型コロナウイル

ス感染症対応の経験・教訓を踏まえ、健康危機に脆弱な開発途上国が重要な課題に対処することを支援するため、人間開発部グローバルヘルsteamを設置。また、グローバルな複合的危機が高まりつつある状況下で緊急的な無償資金協力案件を迅速に形成し実施するため、資金協力業務部実施監理第四課を設置しました。

業務運営の経費にかかる効率化、適正化

日本の開発協力に対する内外の期待や要請に機動的に対応するため、業務運営の合理化に向けた固定的経費の削減などによる経費の効率化、人件費管理の適正化、保有資産の必要性の見直しなどを進めています。

組織データ

組織図	104
役員一覧	105
財務諸表	106
予算	107
本部・国内拠点・海外拠点	108
組織概要	110

組織図 (2024年8月31日現在)

職員数：1,979人



(注) 本部・国内拠点・海外拠点はP108-109を参照ください。

役員一覧（2024年12月1日現在）

1. 役員の人数:独立行政法人国際協力機構法第7条の規定により、理事長、副理事長1人以内、理事8人以内および監事3人。
2. 役員の任期:独立行政法人通則法第21条の規定により、理事長の任期は任命の日から当該任命の日を含む中期目標の期間の末日まで、監事の任期は任命の日から対応する中期目標の期間の最後の事業年度に於いての財務諸表承認日まで。独立行政法人国際協力機構法第9条の規定により、副理事長の任期は4年、理事の任期は2年。

関連情報

JICAウェブサイト >>> 役員一覧

理事長	たなか あきひこ 田中 明彦 [前職] 政策研究大学院大学長	就任日 2022年 4月 1日
副理事長	みやざき かつら 宮崎 桂 [前職] 国際協力機構 理事	就任日 2024年 5月 23日
理事 (再任)	いもと さちこ 井本 佐智子 [前職] 国際協力機構 広報部長	就任日 2021年 10月 1日
理事	あんどう なおき 安藤 直樹 [前職] 国際協力機構 企画部長	就任日 2022年 10月 1日
理事	おおば ゆういち 大場 雄一 [前職] 在タイ日本国大使館 次席公使・国連ESCAP常駐代表	就任日 2023年 10月 1日
理事	かわむら けんいち 川村 謙一 [前職] 国土交通省水管理・国土保全局 水資源部水資源計画課長 兼 内閣官房 水循環政策本部事務局 参事官	就任日 2023年 10月 1日
理事	はたえだ みきお 廿枝 幹雄 [前職] 国際協力機構 上級審議役	就任日 2023年 10月 1日
理事	やはら まさお 八原 正夫 [前職] 経済協力開発機構金融企業局 金融調査・域外国支援室長	就任日 2023年 10月 1日
理事	はら しょうへい 原 昌平 [前職] 国際協力機構 企画部長	就任日 2024年 5月 23日
理事	こばやし ひろゆき 小林 広幸 [前職] 国際協力機構 人事部長	就任日 2024年 12月 1日
監事	さの けいこ 佐野 景子 [前職] 国際協力機構 経済開発部長	就任日 2022年 7月 1日
監事	せきぐち のりこ 関口 典子 [現職] 東京応化工業株式会社 社外取締役(監査等委員) 菱電商事株式会社(現 株式会社RYODEN) 社外監査役 王子ホールディングス株式会社 社外監査役	就任日 2022年 7月 1日
監事 (非常勤)	あかはね たかし 赤羽 貴 [現職] アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 外国法共同事業 マネジング・パートナー	就任日 2022年 12月 1日

(注)理事および監事は就任順。

財務諸表

一般勘定

貸借対照表の概要

令和5年度末現在の資産合計は331,664百万円と、前年度末比54,913百万円減となっております。これは、現金及び預金の60,696百万円減が主な要因です。負債合計は279,234百万円と、前年度末比51,385百万円減となっております。これは、無償資金協力事業資金の61,485百万円減が主な要因です。

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産		流動負債	
現金及び預金	243,191	運営費交付金債務	74,844
その他	27,674	無償資金協力事業資金	156,663
固定資産		その他	23,967
有形固定資産	40,256	固定負債	
無形固定資産	2,892	資産見返負債	9,917
投資その他の資産	17,651	退職給付引当金	13,332
		その他	510
		負債合計	279,234
		純資産の部	金額
		資本金	
		政府出資金	61,152
		資本剰余金	△24,729
		利益剰余金	16,008
		純資産合計	52,431
資産合計	331,664	負債純資産合計	331,664

損益計算書の概要

令和5年度の経常費用は317,256百万円と、前年度比51,925百万円増となっております。これは、無償資金協力事業費の41,395百万円増が主な要因です。経常収益は314,201百万円と、前年度比95,410百万円増となっております。これは、運営費交付金収益の53,812百万円増および無償資金協力事業資金収入の41,395百万円増が主な要因です。

(単位：百万円)

	金額
経常費用	317,256
業務費	307,880
重点課題・地域事業関係費	81,514
国内連携・外国人材受入等事業関係費	16,110
間接業務費	44,111
無償資金協力事業費	150,078
その他	16,069
一般管理費	9,375
その他	1
経常収益	314,201
運営費交付金収益	157,267
無償資金協力事業資金収入	150,078
その他	6,857
臨時損失	138
臨時利益	138
前中期目標期間繰越積立金取崩額	7,709
当期総利益	4,655

(注1) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。
(注2) より詳細な財務状況は別冊(資料編)を参照ください。

有償資金協力勘定

貸借対照表の概要

令和5年度末現在の資産合計は17,212,370百万円と、前年度末比1,739,155百万円増となっております。これは、貸付金の増加1,467,000百万円が主な要因です。負債合計は6,867,574百万円と、前年度末比1,608,616百万円増となっております。これは、財政融資資金借入金の増加1,299,508百万円、債券の増加268,957百万円が主な要因です。

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産		流動負債	
現金及び預金	510,248	1年以内償還予定 財政融資資金借入金	149,592
貸付金	16,592,568	その他	105,630
貸倒引当金(△)	△227,003	固定負債	
その他	115,489	債券	1,473,576
固定資産		財政融資資金借入金	5,128,234
有形固定資産	9,249	その他	10,542
無形固定資産	12,913	負債合計	6,867,574
投資その他の資産		純資産の部	金額
破産債権、再生債権、 更生債権その他 これらに準ずる債権	87,063	資本金	
貸倒引当金(△)	△87,063	政府出資金	8,344,118
その他	198,906	利益剰余金	
		準備金	1,909,692
		当期末処分利益	73,486
		評価・換算差額等	17,500
		純資産合計	10,344,796
資産合計	17,212,370	負債純資産合計	17,212,370

損益計算書の概要

令和5年度の経常費用は133,363百万円と、前年度比20,544百万円増となっております。これは、債券利息が前年度比22,712百万円増となったことが主な要因です。経常収益は206,897百万円と、前年度比39,726百万円増となっております。これは、貸付金利息が前年度比16,755百万円増、貸倒引当金戻入が前年度比13,440百万円増となったことが主な要因です。上記経常損益の状況に加えて臨時損益として、固定資産除却損等48百万円を計上した結果、令和5年度の当期総利益は73,486百万円と、前年度比19,138百万円増となっております。

(単位：百万円)

	金額
経常費用	133,363
有償資金協力業務関係費	133,363
債券利息	42,972
借入金利息	25,949
金利スワップ支払利息	9,807
業務委託費	13,058
金融派生商品費用	15,777
物件費	17,132
その他	8,668
経常収益	206,897
有償資金協力業務収入	192,977
貸付金利息	144,059
貸倒引当金戻入	13,440
その他	35,478
その他	13,920
臨時損失	48
臨時利益	0
当期総利益	73,486

(注1) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。
(注2) より詳細な財務状況は別冊(資料編)を参照ください。

予算

一般勘定 収入支出予算 (2024年度)

(百万円)

区分		金額
収入	運営費交付金収入	147,413
	施設整備費補助金等収入	709
	事業収入	307
	受託収入	793
	寄附金収入	108
	その他の収入	—
	前中期目標期間繰越積立金取崩収入	—
合計		149,329
支出	業務経費	135,988
	(うち特別業務費を除いた業務経費)	(135,108)
	施設整備費	709
	受託経費	793
	寄附金事業費	108
	一般管理費	11,732
合計		149,329

(注1) 「2024年度計画」別表1に基づく (https://www.jica.go.jp/about/disc/chuki_nendo/n_files/240327.pdf)

(注2) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。

(注3) 無償資金協力の計画は、閣議により決定されるため、独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)第13条第1項第3号イに規定される業務における贈与資金に関する予算、収支計画および資金計画は記載していません。

有償資金協力部門 資金計画 (2024年度)

(億円)

区分		金額
出融資計画	直接借款(円借款)	21,500
	海外投融資	1,300
	合計	22,800
原資	一般会計出資金	485
	財政投融資	16,420
	財投機関債	800
	その他自己資金等	5,095
合計		22,800

(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。

本部・国内拠点・海外拠点 (2024年8月31日現在)

本部

本部 (麹町)

TEL : 03-5226-6660から6663 (代表)
〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル
<https://www.jica.go.jp/index.html>

本部 (竹橋)

TEL : 03-5226-6660から6663 (代表)
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-4-1 竹橋合同ビル
<https://www.jica.go.jp/index.html>

本部 (市ヶ谷 / JICA地球ひろば)

TEL : 03-3269-2911 (代表)
〒162-8433 東京都新宿区市谷本村町10-5
<https://www.jica.go.jp/index.html>

JICA地球ひろば
<https://www.jica.go.jp/domestic/hiroba/index.html>

国内拠点

JICA北海道 (札幌 / ほっかいどう地球ひろば)

TEL : 011-866-8333 (代表)
〒003-0026 北海道札幌市白石区本通16丁目南4-25
<https://www.jica.go.jp/domestic/sapporo/index.html>
ほっかいどう地球ひろば
<https://www.jica.go.jp/domestic/hokkaido-hiroba/index.html>

JICA北海道 (帯広)

TEL : 0155-35-1210 (代表)
〒080-2470 北海道帯広市西20条南6丁目1-2
<https://www.jica.go.jp/domestic/obihiro/index.html>

JICA東北

TEL : 022-223-5151 (代表)
〒980-0811
宮城県仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービル20階
<https://www.jica.go.jp/domestic/tohoku/index.html>

JICA二本松

TEL : 0243-24-3200 (代表)
〒964-8558 福島県二本松市永田字長坂4-2
<https://www.jica.go.jp/domestic/nihonmatsu/index.html>

JICA筑波

TEL : 029-838-1111 (代表)
〒305-0074 茨城県つくば市高野台3-6
<https://www.jica.go.jp/domestic/tsukuba/index.html>

JICA東京

TEL : 03-3485-7051 (代表)
〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-5
<https://www.jica.go.jp/domestic/tokyo/index.html>

JICA横浜

TEL : 045-663-3251 (代表)
〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港2-3-1
<https://www.jica.go.jp/domestic/yokohama/index.html>

JICA駒ヶ根

TEL : 0265-82-6151 (代表)
〒399-4117 長野県駒ヶ根市赤穂15
<https://www.jica.go.jp/domestic/komagane/index.html>

JICA北陸

TEL : 076-233-5931 (代表)
〒920-0853 石川県金沢市本町1-5-2 リファール4階
<https://www.jica.go.jp/domestic/hokuriku/index.html>

JICA中部 / なごや地球ひろば

TEL : 052-533-0220 (代表)
〒453-0872 愛知県名古屋市中村区平池町4丁目60-7
<https://www.jica.go.jp/domestic/chubu/index.html>
なごや地球ひろば
<https://www.jica.go.jp/domestic/nagoya-hiroba/index.html>

JICA関西

TEL : 078-261-0341 (代表)
〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2
<https://www.jica.go.jp/domestic/kansai/index.html>

JICA中国

TEL : 082-421-6300 (代表)
〒739-0046 広島県東広島市鏡山3-3-1
<https://www.jica.go.jp/domestic/chugoku/index.html>

JICA四国

TEL : 087-821-8824 (代表)
〒760-0028 香川県高松市鍛冶屋町3番地 香川三友ビル1階
<https://www.jica.go.jp/domestic/shikoku/index.html>

JICA九州

TEL : 093-671-6311 (代表)
〒805-8505 福岡県北九州市八幡東区平野2-2-1
<https://www.jica.go.jp/domestic/kyushu/index.html>

JICA沖縄

TEL : 098-876-6000 (代表)
〒901-2552 沖縄県浦添市字前田1143-1
<https://www.jica.go.jp/domestic/okinawa/index.html>



海外拠点 (50音順)



アジア

アフガニスタン事務所
インド事務所
インドネシア事務所
ウズベキスタン事務所
カンボジア事務所
キルギス事務所
ジョージア支所
スリランカ事務所
タイ事務所
タジキスタン事務所
中華人民共和国事務所
ネパール事務所
パキスタン事務所
バングラデシュ事務所
東ティモール事務所
フィリピン事務所
ブータン事務所
ベトナム事務所
マレーシア事務所
ミャンマー事務所
モルディブ支所
モンゴル事務所
ラオス事務所

大洋州

サモア支所

ソロモン支所

トンガ支所
パヌアツ支所
パプアニューギニア事務所
パラオ事務所
フィジー事務所
マーシャル支所
ミクロネシア支所

北米・中南米

アメリカ合衆国事務所
アルゼンチン支所
ウルグアイ支所
エクアドル事務所
エルサルバドル事務所
キューバ事務所
グアテマラ事務所
コスタリカ支所
コロンビア支所
ジャマイカ支所
セントルシア支所
チリ支所
ドミニカ共和国事務所
ニカラグア事務所
ハイチ支所
パナマ事務所
パラグアイ事務所

ブラジル事務所

ベネズエラ支所
ベリーズ支所
ペルー事務所
ボリビア事務所
ホンジュラス事務所
メキシコ事務所

アフリカ

アンゴラ事務所
ウガンダ事務所
エチオピア事務所
ガーナ事務所
ガボン支所
カメルーン事務所
ケニア事務所
コートジボワール事務所
コンゴ民主共和国事務所
ザンビア事務所
シエラレオネ支所
ジブチ事務所
ジンバブエ支所
スーダン事務所
セネガル事務所
タンザニア事務所
ナイジェリア事務所
ナミビア支所

ニジェール支所

ブルキナファソ支所
ベナン支所
ボツワナ支所
マダガスカル事務所
マラウイ事務所
南アフリカ共和国事務所
南スーダン事務所
モザンビーク事務所
ルワンダ事務所

中東

イエメン支所
イラク事務所
イラン事務所
エジプト事務所
シリア事務所
チュニジア事務所
パレスチナ事務所
モロッコ事務所
ヨルダン事務所

欧州

ウクライナ事務所
トルコ事務所
バルカン事務所
フランス事務所

関連情報

JICAウェブサイト >>> 国内・海外のJICA拠点

組織概要

名称	独立行政法人 国際協力機構 Japan International Cooperation Agency (JICA)
代表者氏名	理事長 田中明彦
所在地	本部(麹町) 〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル 電話番号 (03) 5226-6660から6663 (代表) 本部(竹橋) 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-4-1 竹橋合同ビル 電話番号 (03) 5226-6660から6663 (代表) 本部(市ヶ谷) 〒162-8433 東京都新宿区市谷本村町10-5 電話番号 (03) 3269-2911 (代表)
設立年月日	平成15年10月1日
資本金	8兆4,157億円(2024年7月現在)
常勤職員の数(定員ベース)	1,979人(2024年7月現在)
目的	独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)に基づき設立された独立行政法人で、開発途上地域等の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする。

JICAウェブサイト等のご案内

より詳細な情報はウェブサイトに掲載しています。
ODA見える化サイトは、協力プロジェクトに関するさまざまな情報を、写真や映像も含めてわかりやすく紹介するサイトです。また、評価に関する取り組みや事業の評価結果を公表する事業評価年次報告書も作成しています。

コーポレートサイト

<https://www.jica.go.jp/>

ODA見える化サイト

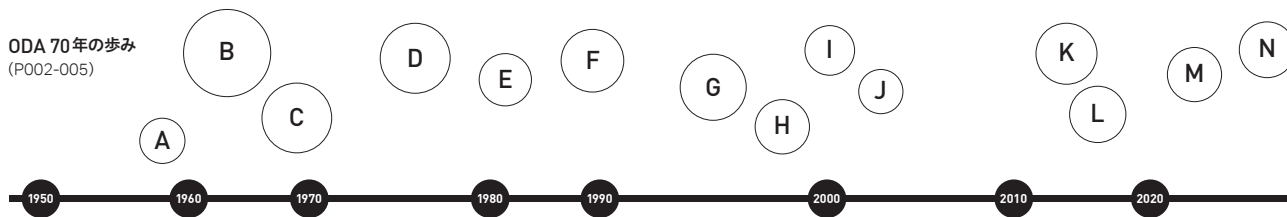
<https://www.jica.go.jp/oda/index.html>

事業評価年次報告書2023

https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general_new/2023/index.html



ODA 70年の歩み
(P002-005)



A 写真：西日本新聞／共同通信イメージズ
B 写真：共同通信社
C 写真：共同通信社
D 写真：山陽新聞／共同通信イメージズ
E 写真：ロイター＝共同

F 写真：ロイター＝共同
G 写真：共同通信社
H 写真：共同通信社
I 写真：共同通信社
J 写真：ロイター＝共同

K 写真：共同通信社
L 写真：新華社／共同通信イメージズ
M 写真：共同通信社
N 写真：共同通信社

JICA REPORT 2024 統合報告書

2024年12月発行

編著・発行 独立行政法人 国際協力機構
〒102-8012
東京都千代田区二番町5-25
二番町センタービル
電話番号 (03) 5226-6660から6663 (代表)

編集協力 株式会社電通ライブ
〒104-0061
東京都中央区銀座7-4-17 電通銀座ビル
電話番号 (03) 6257-8888

政策デザイン株式会社
〒163-1320
東京都新宿区西新宿6-5-1
新宿アイランドタワー 20F
電話番号 (03) 6880-3072

JICA

REPORT 2024

統合報告書



From
the People of Japan

独立行政法人 国際協力機構

